

エジプトにおける私的土地位所有権の確立

加藤 博

はじめに

一 一九世紀エジプトにおける土地法体系

1 伝統的イスラム土地法体系

二 一九世紀中葉における土地立法の法制史的意義

1 特權地における私的土地位所有権の確立と大土地位所有形成

2 村落居住地（宅地）、ワクフ地、ならびに村落共有地と私的土地位所有権の確立

3 徵税^{ウツボク}負地、外国人保有地と私的土地位所有権の確立

三 ハラージュ地における私的土地位所有権の確立

1 ムハンマド・アリー統治下における土地保有事情——登録農民固定制度と納稅連帶責任制度——

2 ハラージュ地における私的土地位所有觀念の導入

3 ハラージュ地保有権の法構造

4 ハラージュ地保有権とハラージュ徵稅權

エジプトにおける私的土地位所有権の確立

- 四 ハラージュ地における私的的土地所有権の確立とエジプト農村社会
　　1 ハラージュ地における私的所有觀念導入の社會經濟史的意義
　　2 ハラージュ地における私的所有権の確立と家族共同体
　　3 ハラージュ地における私的所有権の確立と村落共同体

おわりに

付録(一) 一八四二年勅令翻訳

付録(二) 第一土地法翻訳

付録(三) サイード法翻訳

はじめに

一九世紀エジプト土地制度史は、イスラム的 土地国有制度から近代的 土地私有制度への移行として叙述できる。」

こでイスラム的 土地国有制度とは、イスラム的 土地国有觀念に基づいてムハンマド・アリー（治世一八〇五—一八四八年）によって採用された土地制度を、また、近代的 土地私有制度とは、一九世紀末期においてナポレオン民法典に倣つて制定された二つの近代民法典、すなわち、一八七五年の混合裁判所民法典と一八八三年の国民裁判所民法典における基本規範である近代的私有権に基づいた土地制度を意味する。

このように、狭義的には、エジプトにおける私的所有権は、この二つの民法典が制定された一九世紀末期を待

つて確立したことができる。しかしながら、この事実は、私的土地位所有觀念がこの二つの民法典によつて初めてエジプト土地法体系のなかへ移植された、ということを意味するものではなかつた。すなわち、エジプト土地法体系への私的地位所有觀念の導入は、すでにムハンマド・アリー治世末期の一八四〇年代においてなされ、その後の一九世紀中葉における一連の土地立法によつて、この觀念は強化され、近代民法典が制定された一九世紀末期までには、エジプトの土地法体系は、實質的には、私的地位所有權に基づく法体系となるに至つていたのである。従つて、エジプトにおける私的地位所有權確立過程の端緒は、一八四〇年代にまで遡ることができる。そして、本稿における私的地位所有權の確立過程とは、この一九世紀中葉においてみられた、エジプト政府独自の立法措置による私的地位所有觀念の導入、および、その強化過程のことである。

ところで、こうした私的地位所有權の確立過程が一九世紀後半エジプト社会における大土地所有形成に対してその法的根拠を与えたこと、を指摘しない近代エジプト社会經濟史家はいない。すなわち、大土地所有形成の核となつたのは、一八四二年の勅令によつて、一般農民保有地、つまりハラージュ地に先駆けて完全土地処分權を付与された特權地アブアーディーヤ地、ジャファーリク地であり、また、一八四六年の第1土地法以降における、ハラージュ地に対する土地処分權、相続權の付与が、農民の階層分化を促進したというのである。しかしながら、こうした指摘にも拘らず、從來の研究においては、私的地位所有權の確立過程自体が分析の対象とされることは少なく、それはただ単に、大土地所有形成を事後的に説明する一要因、あるいは、その法制史的背景としてのみ言及される場合がほとんどであった。このことを端的に示しているのが、從來の研究においてみられる、上記二つの立法措置に関する以下の如き解釈である。⁽¹⁾

すなわち、從来の土地制度史研究においては、上記二つの立法措置は、それまでのエジプト土地法体系では知られていなかつた新たな権利の付与措置として、換言すれば、それまでの伝統的イスラム土地法体系に代わる新たな土地法体系、それも、一九世紀末期に移植された近代的土地区劃体系につながる統一的土地区劃体系の導入措置として評価されている。そのため、そこでは、特權地とハラージュ地に付与された権利について、その権利内容の違いが指摘されるものの、その違いは、付与された時期の違いを別にすれば、結局のところ、そこで付与された権利が、近代法概念としての土地私有権に比して、完全であつたか部分的であつたか、という違いにすぎない。

しかるに、上記二つの立法措置がとられた一九世紀中葉のエジプトにおいては、すべての土地範疇に適用される統一的規範体系、ましてや、近代的統一土地規範体系などは存在していなかつた。⁽²⁾そのため、一八四二年の勅令によつて特權地に付与された権利は、決して近代法概念としての土地私有権であつた訳ではなく、また、一八四六年の第一次土地法以降におけるハラージュ地に対する土地処分権、相続権の付与も、新たな権利を付与する措置というよりは、ただ単に、それまでの慣行に基づく農民の土地保有、処分行為を法的に追認し、成文化するだけの措置にすぎなかつた。

こうして、從来の土地制度史研究は、一九世紀中葉における統一的土地規範体系の存在を前提し、一連の土地立法において導入された私的土地区劃所有觀念を近代法概念における土地私有觀念と同一視する、という方法論上の誤りをおかしているように思われる。すなわち、そこでは、一九世紀中葉における土地立法が現代に直接つながる措置として評価されている反面、この措置前後におけるエジプト土地制度史の断絶が不當に強調されることによって、この土地立法の歴史的意義が覆い隠される結果となつてゐる。

さて、本稿は、以上指摘した方法論上の誤りを排して、一九世紀中葉における私的的土地所有権確立過程を跡づけ、あわせて、それが当時のエジプト農村社会に与えた影響を探ることを目的としている。そのため、本稿の主たるテーマは、上記二つの立法措置、すなわち、一八四二年勅令による特權地への完全土地処分権付与、および、一八四六年の第一次土地法以降におけるハラージュ地への土地処分権、相続権付与の歴史的意義を再評価することである。⁽³⁾ 依拠する史料は、これまでに刊行された土地関係法令、法令集であるが、その詳細については、すでに別の機会において、簡単な一九世紀エジプト土地制度史研究の学界展望と史料紹介を試みるなかで指摘したところから、ここではそれを改めて繰り返さない。

本稿は四章から構成される。各章における論点は、大略以下の如くである。

第一章において、近代民法典の制定まで、エジプトの土地保有関係を律したのは伝統的イスラム土地法体系であったところから、その紹介がなされる。すなわち、まず第一節において、伝統的イスラム土地法体系の構造が、次いで第二節において、ムハンマド・アリー統治下におけるエジプト土地法体系の特徴、および、一九世紀中葉の土地立法の法制史的意義が論じられる。そして、そこから、次の事実が指摘される。

伝統的イスラム土地法体系は、統一的の土地規範群から構成されておらず、それは、それぞれ独自の法領域あるいは法秩序をもつた、^{チャリーフ}イスラム法、^{カースーン}世俗法、そして慣行^{ウルフ}という三つの法規群から構成されていた。ムハンマド・アリーは、この伝統的イスラム土地法体系の枠内で土地国有政策を実施したが、そのため特別な土地立法措置をとった訳ではなく、当時国家所有地と規定された土地範疇は、結局のところ、彼が土地政策実施のために公布した世俗法の対象となつた、それ故、国家がそこでの土地保有関係に直接介入する権利を留保した土地を漠然と意味するにすぎなか

つた。そのため、それは、同じく国家所有地と規定されながらも、はつきりと区別しえる次の二つの土地範疇を含むものであった。すなわち、自由な土地利用が厳しく制限された一般農民保有地、つまりハラージュ地と、ある種の税制上および所有権上の特典を付与された特權地である。また同時に、ムハンマド・アリーの土地国有制度下にあっても、すべての土地が^{カースーン}世俗法の対象となつた訳ではなく、^{シャリーア}イスラム法あるいは慣行によつて律せられた、それ故、国家所有地とは規定されえない土地範疇は存在した。そして、一九世紀中葉に至り、一連の土地立法によつて、これら各種土地範疇において私的土地位所有觀念が導入されたのであるが、その導入過程が土地範疇ごとに異なつていたことが、その後のエジプトにおける土地保有をめぐる法環境を複雑なものにしたのであつた。

以上、本稿における導入部とでもいうべき第一章の論述を踏まえて、各種土地範疇における私的土地位所有権の確立過程と、それが当時のエジプト農村社会に与えた影響を論じたのが、続く第二章から第四章である。

第二章において、ハラージュ地を除く土地範疇における私的土地位所有権の確立過程が論じられる。まず第一節において、^{シャリーア}イスラム法と慣行によつて律せられた土地範疇、つまり、村落居住地（宅地）、ワクフ地、そして村落共有地と私的土地位所有権確立過程との関係が考察される。次いで第二節において、国家所有地と規定された土地のうち、特權を付与されていた土地範疇、つまり、アブアーディーヤ地とジャファーリク地における私的土地位所有権の確立が論じられ、そのなかで、一八四二年勅令の歴史的意義が再評価される。そして、最後に第三節において、一九世紀エジプト土地制度史において特異な位置を占める二つの土地範疇、つまり、^{ウツラフダ}徵稅請負地と外国人保有地における私的土地位所有権の確立が考察される。ここで論じられるのは、土地集積過程と私的土地位所有権確立過程との同時並行的進行と、いう特異な結びつきがみられた一九世紀エジプト土地制度史における、以下の如き興味ある二つの問題である。第一

は、事実上の（*de facto*）土地保有がいかにして権利上の（*de jure*）土地私有へと転化したのかといふのである。

第一は、外国人による土地集積と領事裁判権との関係である。

そして、残された土地範疇、つまりハラージュ地における私的土地位の確立過程を論じたのが、本稿の後半部を構成する第三章と第四章である。このように、二章に亘ってハラージュ地について考察を加える理由は、当時国家の土地政策の対象となつた、それ故、一九世紀中葉における土地立法の対象とされた土地範疇は、主として、一般農民保有地から構成されたこのハラージュ地であり、また、この土地範疇において私的土地位が確立した時こそ、その眞の意味において、土地私有権に基づく統一的エジプト土地制度が成立した時であつたからである。

ところで、こうしたハラージュ地における私的土地位確立過程に対する筆者の分析視角については、すでに別稿において指摘したところであるが⁽⁵⁾、それを一言で述べるならば、以下の如くなろう。すなわち、ハラージュ地における私的土地位の確立過程とは、農民の土地位保有關係が、ムハンマド・アリーの土地国有制度下において課せられていた政治的、社会的制約、とりわけ、特定村落を原籍地として耕作民をそこに固定させようとした登録農民固定制度と、その徵稅機構における対応物であった、村落単位での納稅連帶責任制度という二つの制度から解放され、抽象的な土地位所有關係として規定されるに至る過程であつた、ということである。そして、この分析視角から、一九世紀中葉における土地立法、とりわけ、一八四六年の第一土地法に始まる一連の土地法の歴史的意義を再評価するに至り、ハラージュ地における私的土地位の確立過程を跡づけたのが第三章であり、当時公布された家族、村落共同体に関する法規定を吟味することによつて、この過程がエジプト農村社会に対して与えた影響を論じたのが第四章である。

なお、本稿において分析の主たる対象となる三法令、つまり、一八四二年勅令、一八四六年の第一土地法、そして一八五八年のサイード法については、本稿の末尾に付録としてその全訳を掲載する⁽⁶⁾。そのため、本文においてこの三法令の規定に言及する際には、その当該箇所を逐一註でもつて指摘することはしない。

1 また、従来の一九世紀エジプト土地制度史研究において、私的土所有権の確立過程が、大土地所有形成を事後的に説明する一要因、あるいは、その法制史的背景としてのみ言及されてきたという事實を示すものとして、そこでは、土地が、所有権上、税制上の観点からのみならず、徵稅^{（シヨウザイ）}請負地のようにその成立契機の観点から、あるいは、外国人保有地のようにその保有者の身分上の観点から便宜的に分類され、研究されてきたことを挙げることができる。本稿に先立つ筆者の論文はすべて、本稿執筆のための準備作業として、この便宜的土地分類を排して、土地を所有権上あるいは税制上の観点から整理し直す目的から執筆された。

もつとも、以上の準備作業は、一九世紀エジプトにおける現実の土地保有事情が、所有権上あるいは税制上の観点に基づく土地分類によって割り切れる、と主張するために執筆されたのではない。それとは全く反対に、筆者は、本稿の論述から明らかなように、当時さまざまな契機から分配、再分配された土地には、恣意的と思われる程の所有権上あるいは税制上の特権の組み合せがみられるのであって、それらは、所有権上あるいは税制上の観点から、ましてや、近代法概念のそれでもっては割り切ることができない程複雑であったことを主張するものである。

従つて、前記準備作業は、それについての論評（『史学雑誌・回顧と展望』一九八一年五月、二七九一八〇頁）のなかで山内昌之氏が指摘されているように、従来のエジプト史学に「対抗」してなされたのでは毛頭ない。従来のエジプト史学が、大土地所有形成過程を解明するための有効な研究視角を与えていたことは明らかである。また同時に、中岡三益氏が試みているように（とりわけ、「エジプト地租改正史」山田秀雄編『植民地社会の変容と国際関係』アジア経済研究所、一九六九年、所

収)、土地保有者の身分上の区別と不平等な税率格差との結び付きに焦点をあてて、あるいは、石田進氏が試みているように(帝国主義下のエジプト経済)御茶の水書房、一九七四年)、当時みられた農業部門での生産様式の変容過程、つまり、ペイズン灌漑体系から通年灌漑体系へという灌漑体系の変化過程のなかで、一九世紀エジプト土地制度史を整理しようとする研究視角も可能であろう。

ともかく、こうした研究事情から知るべきは、以上の如きさまざまな研究視角からの分析を可能とし、また必要とする程に混沌とし、複雑極まりない一九世紀エジプト土地保有事情の現実である。従つて、これまでの拙稿および本稿もまた、一九世紀エジプト土地保有事情を整理しようとする試みの一つにしかすぎず、それらは、主として、次の二つの問題関心から執筆された。第一は、従来の一九世紀エジプト土地制度史研究においては、法制史的観点からみてさえ、事実関係についての混乱がみられるため、その結果を将来、今後期待される地方文書等に基づく土地保有の実態分析と比較検討するためにも、この際、一九世紀エジプト土地制度史を法令の規定に則した形で、それ故、必然的に所有権上あるいは税制上の観点から整理する必要がある、と考えたことであった。そして、第二は、このように整理して初めて、当時の農民が置かれた土地保有をめぐる複雑な法環境が理解され、同時に、一九世紀後半以降における大土地所有制度下におけるエジプト独自の地主・小作関係を解明する手掛りが与えられる、と思われたことである。

なお、本稿執筆に先立つて、準備作業として執筆された拙稿とは、次の三点である。「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」『論文集・地中海における集落形成の諸問題』一橋大学地中海研究会編、一九八〇年、所収。「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」『オリエント』第三三卷、第一号、一九八〇年。「一九世紀エジプト土地制度史研究——学界事情と史料紹介——」『一橋論叢』第八四卷、第六号、一九八〇年。

2 もっとも、一九世紀中葉の土地立法措置において、ヨーロッパ、とりわけフランスの法体系、あるいは法理論の影響があつたことは容易に想像がつく。しかしながら、ここで想起すべきは、フランス・ナポレオン民法典がタフターウィーによつて初

めてアラビア語に翻訳され、刊行されたのは一八六六年であり、スーアーラル・ベンヤバ、エジプト裁判権と西歐列強の領事裁判権との併存という当時の司法事情を解消させ、統一的司法制度を完備するため、ハディーイーの提言をもって、ヨーロッパ司法制度の線に沿った司法制度改革に乗り出したのが、翌年の一八六七年であった、という事実である。そして、このスーアーラル・ベンヤバの司法制度改革は、周知の如く、糾余曲折をへた後、一八七五年の混合裁判所設置として結実した。こうした混合裁判所設置に至る過程については、次の文献が最も簡潔にその概略を叙述している。De Herreros, *Les Tribunaux Mixtes d'Egypte, Alexandrie, 1914.*

3 最近、一九世紀エジプトにおける私的土地位所有権の確立過程について再評価を試みた、次の論文が発表された。K. M. Cuno, "The Origins of Private Ownership of Land in Egypt: A Reappraisal", *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 12, November 1980, No. 3.

ソードクーノー氏は、オスマーン・ムルカによる征服以降のエジプト史の特徴を、中央政府と地方分権化を指向する勢力との間にみられた不斷の権力闘争であるとし、ムハンマド・アリー治世末期における私有地の出現もまた、世界資本主義体制との邂逅という新たな社会経済環境の変化がみられたもの、基本的には、この権力闘争の結果生じた一現象にすぎないと、それ故、この私有地の出現前後でエジプト史の鋭い断絶を想定してはならないことを主張している。

このように、彼は、当時のエジプトにおける権力構造のなかで、一九世紀中葉の土地立法措置を評価し直すことを主張している。そのため、この論文におけるクーノー氏の問題関心とはおのずと異なる。しかしながら、そこにみられる研究視角、すなわち、伝統社会と近代社会の対立を前提として、近代エジプト史を後者による前者の置き換えとみる、あるいは、これほどんど同義であるが、国内要因と对外要因を峻別し、エジプトの近代化を外からの圧力でもつて説明しようとする、いわゆる「近代化論」を排する研究視角、および、一九世紀エジプト社会、とりわけムハンマド・アリー期のエジプト社会を基本的には、従来のイスラム国家理

念に基づく伝統社会であったとする事実認識は、筆者のそれと完全に一致する。

4 拙稿「一九世紀エジプト土地制度史研究」二〇一—四〇頁。

5 前掲拙稿、四一—四頁。

6 いのへん、第一土地法⁽¹⁾による、拙稿 “Egyptian Village Community under Muhammad ‘Ali’s Rule—An Analysis of Oānūn al-Filāha—”, *Orient*, Vol. XVI, 1980 の Appendix II による、英文による翻訳が試みられてゐる。しかしながら、本稿におけるいの法令が数多く言及されてゐるが、殆ど日本語での翻訳を試み、本稿の付録IIにて掲載するにいたる。

一 一九世紀エジプトにおける土地法体系

1 伝統的イスラム土地法体系

一九世紀末期において一いつの近代民法典が制定されるまで、エジプトの土地保有関係を律したのは、伝統的イスラム土地法体系であった。⁽¹⁾ そして、この法体系は、それぞれ独自の法領域あるいは法秩序をもつた、シャリーア (*shari‘a*)、カーヌーン (*qānūn*)、そしてウルフ (*turf*) による三つの法規群から構成されていた。シャリーアとは、神のものなる宗教的のみならず現世的生活においてイスラム教徒の守るべき規範を命じた聖法、あるいはイスラム法であり、カーヌーンとは、統治の必要から時の政治権力者が公布した、それ故、しばしば世俗法、あるいは行政法と訳され

ナシアトにおける私的土地位所有権の確立

る、一群の法規範である。また、ウルフとは、一般的にはアーダ (*āda*) と呼ばれ、前記二つの法規群が成文法として公布されたのと異なり、時間的あるいは地域的に限定された法領域をもつ、その多くが不文法たる慣行あるいは慣習法である。⁽²⁾

もつとも、この三つの法規群は、それぞれ独自の法領域あるいは法秩序をもつていたとはいえ、少なくとも国家法レベルにおいて、それぞれが個々に独立した一つの法体系を形成していた訳ではなかつた。確かに歴史的にみて、土地立法はイスラム法体系のなかにあって特殊な領域をなしており、実定法的規範群を構成したのはシャリーアではなく、専らカースーンであった。とはいへ、土地法体系とて例外ではなく、それはシャリーアによつて統一性を維持された一つの法体系として存在した。このことは、土地立法において、シャリーアの特質はその実定法的側面にあるのではなく、その運用の仕方にあつたことを考へる時、とりわけいえることである。

すなわち、^ウイスラム法学者の言を待つまでもなく、シャリーアはイスラム教徒の宗教的生活のみならず現世的生活をも規制した規範なのであり、それ故、それは宗教であるとともに政治体制でもあつた。そのため、カースーンは、それが実定法的規範群からなる独自の法体系として高度の発展をみたオスマン・トルコ帝国においてさえ、そしてまた、^ウイスラム法学者のみならずその直接の立法者であるスルタンにとつてさえ、シャリーアが直接対象としない、あるいはシャリーアではカバーしえない法領域を扱う、いわばシャリーアを補う法体系と意識されたのであつて、この点からする限り、カースーンをシャリーアから独立した、あるいはシャリーアと対比しうる一つの法体系と考へることはできない。⁽³⁾

同時に、ウルフの一部は、^ウイスラム法学者の合意などの法手続きを通してシャリーアのなかに、そして、シャリーア

アによる解釈をともなつてカーヌーンのなかに、とり込まれていったとはいえ、それは法の淵源 (*uṣūl al-fiqh*) の一つではなかつたし、ましてや、それがシャリーアから独立した一つの法体系を形成していった訳ではなかつた。このように、シャリーアは、その柔軟な運用の仕方によつて、カーヌーンとウルフをその法体系のなかにとり込んでいつた。それ故、伝統的イスラム土地法体系は、シャリーアによつてその統一性を保たれていたということできる。

このことを、伝統的イスラム土地法体系においてシャリーアの果した役割という側面から、より具体的にみるならば、シャリーアこそ、実定法的規範群としてのカーヌーン立法の背後にある国家の根本理念、つまり、国家の財政至上主義的理念を表明するものに他ならなかつた、ということである。このため、歴史的にみて、シャリーアは、実定法的規範としてのカーヌーンの規定を正当化するための象徴的役割を占めたにすぎなかつたことは事実である。しかしながら、この事実のために、イスラム国家が一貫して、明示的にあるいは暗示的に、シャリーアを通して、財政至上主義的理念を表明し続けたという顯著な歴史的事実を看過してはならないし、また、一九世紀末期における近代民法典の制定によつて、土地立法においてシャリーアの正当化を必要としなくなつたという事実は、やはり、伝統的イスラム土地法体系の終焉といつて一時期を画した重大な事件であり、このことは、当時の国家権力構造の変化を反映していると同時に、その後の国家権力構造に大きな影響を与えたのであつた。

さらに、伝統的イスラム土地法体系におけるこのシャリーアの役割を捨象して、イスラム国家の土地立法を考察するならば、方法論上からも次のような誤りをおかすことになるようと思われる。すなわち、伝統的イスラム土地法体系の特徴は、土地に対する支配体系と農民の労働力に対する支配体系——それは具体的には徵稅問題としてあらわれること——とが分かちがたく結ばれていたことであり、この両体系の結びつきを分析することこそ伝統的イスラム土地法

体系理解の鍵があるにも拘らず、そこにみられる規定を、両体系のうち一方の側面、とりわけ土地の法的所有関係かののみ、あるいは、両体系を混同した形で、考察する結果となるように思われる。⁽⁴⁾

ともかく、こうして、伝統的イスラム土地法体系は、まず何よりもシャリーアによって統一性を維持された一つの法体系として考察されなければならない。それにも拘らず、本稿では、あえて、この伝統的イスラム土地法体系を構成した三つの法規群、すなわち、シャリーア、カースーン、そしてウルフが、それぞれ独自の法領域あるいは法秩序をもつことを強調した。その理由は、大略以下の三つである。

第一の理由は、後にみるように、国家法のレベルにおいても、実定法的規範群を構成したカースーンは、決してすべての土地範疇を律する統一的規範を提供するものではなく、カースーンの対象としない、それ故、シャリーアとウルフによって律せられた幾つかの土地範疇が現実に存在していたという事実である。

第二の理由は、伝統的イスラム土地法体系において果したシャリーアとカースーンの役割を一応区別したうえで、両者の結び付きを考察する時、土地立法にみられるイスラム国家権力の性格を明確にしうると考えたことである。すなわち、確かにカースーンは、伝統的イスラム土地法体系にあって、実定法的規範としての内容をもつものであったが、このことは、カースーンが近代国家の統治機構を前提とした、近代法概念としての実定法を形成していたことを意味せず、それは、シャリーアを正当化の根拠として、そして、伝統的イスラム国家觀に基づいて、君主から臣民への命令、あるいは恩寵として下された規範群であった。そのため、これら規範は、ある場合には、一般的原則を提示する法律(qānūn, ī'iha)として、あるいは、立法委員会(majlis al-ahkām)、特別諮問委員会(al-majlis al-khuṣūṣ)、閣議(majlis al-nuzzār)等の決定(qarār)、各種行政機関の通達(manshūr)として公布され、またある場合には、例

えば土地授与、徵稅請負契約の際、君主と特定の臣民との間にとりかわされた、さまざまなもの内容をもつ具体的取り決め規定として示されたが、そのいずれにおいても、同じく勅令 (*amr 'alīn, iżāda sanīya, dīkriṭ*) として区別されず、また、その現実の法的拘束力においても異なるところは全くなかつたのである。

そして、第三の理由は、その多くが不文法たるウルフを成文法たるシャリーア、カーヌーンと対置させることによつて、國家権力とは一應独立して形成されたと考えられる地域共同体の法秩序を浮かび上がらせることができると思われたことである。すなわち、伝統的イスラム土地法体系にあっては、シャリーアはもちろんのこと、カーヌーンもまた、それが現実に適用され、有効性をもつたか否かという問題とは別に、法規定の内容からいっても、個々の農民の土地保有関係を全面的に、あるいは直接的に律する類の法規範ではなく、それは、個々の農民の土地保有関係を直接律する地域共同体の慣行の存在を前提にしていた。このように、伝統的イスラム土地法体系は、国家法としてのシャリーアとカーヌーンと並んで、いわば民衆法としてのウルフをその一部として前提するという重層的な構造をもつていたのである。

ともかく、以上指摘したような留保事項はあるものの、伝統的イスラム土地法体系におけるシャリーア、カーヌーン、そしてウルフ三者の関係を、大略次のように定義しても大過ないであろう。すなわち、シャリーアは国家の財政至上主義的理念を表明する法原則として機能し、これを根拠に、国家の政策意図を、そして、必要に応じてウルフを、成文化したのがカーヌーンであったと。そのため、カーヌーンは、伝統的イスラム土地法体系にあって、いわば実定法的規範群を構成していた。

1 近代民法典制定までの一九世紀エジプト土地法体系を、いじばら一応便宜的に、伝統的イスラム土地法体系と呼んでおく。といふや、筆者は、本節において、次節以降の論述の法的背景を明らかにするために、この法体系の幾つかの特徴についてある種の一般化を試みている。しかしながら、こゝで断わるものでもなく、いふした一般化によって、本節の叙述が、そのまゝの形で、一九世紀以前の時代、とりわけ、カースーンがいさだ独自の法体系として確立していなかつたオスマン・トルコ建国以前の時代における土地法体系にもあてはまる、と主張するものではない。

2 イスラム法体系全般のなかでカースーンヒウルフがいかに位置づかれていたは、以下の文献を参照のこと。
“Urf” in *Encyclopaedia of Islam*, old edition. “Āda”, “Kanūn” in *Encyclopaedia of Islam*, new edition.

3 いへつた大バハ・トルコ土地法体系におけるシャーハード・カースーンの関係を簡潔に語りだすのによじ、以下の文献がある。⁴ E. Mardin, “Development of the Sharī'a under the Ottoman Empire”, in M. Khadduri & H. J. Liebesny ed., *Law in the Middle East*, The Middle East Institute, Washington, D. C., 1955.

4 イスラム中世史家嶋田氏が繰り返しハラージュ税と法的土地範疇としてのハラージュ地とを混同するのを諫める時、氏はじつした方法論上の誤りを指摘しているように思われる。例えば、嶋田襄平『イスラムの国家と社会』岩波書店、一九七七年、二二九—一五五頁を参照。

2 一九世紀中葉における土地立法の法制史的意義

それでは、伝統的イスラム土地法体系を以上のような構造をもつ法体系と理解した時、ムハンマド・アリー統治下におけるエジプト土地法体系の特徴などのみならぬものであり、まだ、一八四〇年代を始め一九世紀中葉の土地立法は、法制史的みて、いかなる意義をもつたのであらうか。

周知のように、ムハンマド・アリーの土地政策は、従来土地国有政策と呼びならわされてきた。この指摘は、彼がイスラム的 土地国有観念に基づいて土地政策を実施した、という意味では全く正しいのであるが、ここで注意すべきは、ムハンマド・アリーは、彼の一連の土地政策を実施するに際して、いかなる範疇の土地についても、そこの 地保有関係を直接規定した法令を公布した訳ではなかつた、という事実である。⁽¹⁾ すなわち、エジプトは公式的にはオスマン・トルコ帝国の一属州として、オスマン・トルコ土地法が適用される建て前になつており、ムハンマド・アリーは、新たな土地立法によつてそれをとりかえる、という法的措置をとらなかつたのである。⁽²⁾

そのため、彼の統治下における国家所有地なる概念も、結局のところ、彼が一連の土地政策を実施する際に公布したカースーンの対象とされた、換言すれば、程度の差こそあれ、国家がそこでの土地保有関係に直接介入する権利を留保した土地を漠然と意味する概念でしかなかつた。實際、当時国家所有地と規定された土地は、それぞれの定義が十分になされないまま、次のような四つの範疇の土地から構成されていた。

第一は、一八一三年以降の検地の対象とされ、検地によつて土地台帳および租税台帳に登録された耕作地 (atyān al-mā'mūr) である。^レ この種の土地は検地後農民に分与され、各農民の分与地はアサル (athar) と呼ばれたといふが、アサリーヤ地 (al-asyān al-athariya) と呼ばれたが、そこには土地税 (al-kharāj) が課せられたといふから、より一般的には、ハラージュ地 (al-asyān al-kharājīya) と呼ばれた。ともかく、この種の土地範疇は、登録農民によつて個別的に占有された土地であった。⁽³⁾

第二は、第一の土地範疇と同様、耕作地からなつていたが、これとは異なり、個別的占有者が登録されていない、換言すれば、将来の土地分配、再分配措置までの間、一時的に国家、實際には地方当局あるいは村落有力者の直接管

エジプトにおける私的 土地所有権の確立

理下に置かれた土地である。この種の土地は、具体的には、相続資格者不在のため、あるいは、耕作と納稅の義務不履行のため、國家に回収あるいは没収された土地、村落内に新たに発見された耕作可能地等からなっていた。⁽⁴⁾

次いで、第三の土地範疇は、公共目的に利用された土地であり、具体的には、道路、鉄道、運河等の敷地として利用された土地からなっていた。

そして、最後の第四の土地範疇は、一八一三年以降の検地の対象から外され、それ故、アブアーディーヤ地(atyān al-ab'ādiya)と呼ばれた荒蕪地である。この種の土地は、イスラム法において死地(mawāt)と規定されている土地範疇であり、その規定に従えば、その所有権は國家に帰属すると考えられたが、同時に、國家の認可によって、あるいは、イスラム法の定める規定に従つた一定期間の事實上の占有、耕作によって、その所有権の國家から個人への移転が認められていた。このように、死地に対する國家の権利は、無制限なものではなく、イスラム法の規定によって制約を受けていた。しかるに、ムハンマド・アリーは、このイスラム法の規定に準拠しながらも、事實上の占有、耕作による、この種の土地の所有権の國家から個人への移転を認めなかつた。この事実は、彼の土地国有政策が、従来の統治者のそれ以上に徹底したものであつたことを示している。⁽⁵⁾

ともかく、こうして、ムハンマド・アリーは、オスマン・トルコ土地法に代わる新たな土地立法をおこなわなかつた。しかしながら、この事実は、エジプトにおいてオスマン・トルコ土地法がそのまま適用されたことを意味せず、彼は一連の措置によつて、オスマン・トルコのそれとは全く異なるエジプト独自の土地政策を実施していく。そして、この土地政策こそ、第三章第一節で詳説する登録農民創設政策であつたが、この点については後述するとして、いよいよでは、こうした一連の土地政策を実施するために公布された法令群が、土地立法という形ではなく、一八三〇年

の農業法 (qanūn al-fīlāha) に象徴される、土地耕作民の身分を拘束するための刑法あるいは行政法として公布された、という事實を確認しておきたい。⁽⁶⁾ すなわち、ムハンマド・アリーの土地政策は、その立法措置からみる限り、農民の労働力を國家の直接管理下に置こうとする政策に他ならなかつたのである。

そして、刑法あるいは行政法という形で公布されたこの種の法令群には、国家法としてのカーヌーンと從來の慣行であるウルフとの間に特異な結び付きがみられる。すなわち、ムハンマド・アリーは、それまで村落共同体慣行によつて律せられていた灌漑設備の管理、水の分配や耕作地の監督などを、行政法のなかで、村落有力者 (mashāykh al-balad) その他村役人、地方官吏の職務体系として成文化し、他方では、国家による農民の労働力管理にとつて危険な耕作民による土地処分の慣行を、彼らの自由な移動とともに、刑法のなかで禁じたのである。こうして、ムハンマド・アリーは、強大な國家権力を梃子に、彼の当面の関心事である農民の労働力に対する一元的管理にとつて必要な限りで、慣行を行政法として成文化し、同時に、この関心にとつて不都合な慣行を刑法によつて禁止した。⁽⁷⁾

このように、ムハンマド・アリーの土地政策を成り立たしめていた要素は、耕作民の自由な移動と土地処分を法的に禁止する、という経済外的強制であった。しかるに、一八三〇年代以降における国内および対外的要因に基づく社会経済環境の変化の結果、こうした経済外的強制が無効となり、土地保有の混乱によつてムハンマド・アリーの登録農民創設政策が破綻をきたした。⁽⁸⁾ このことを法レベルで述べるならば、當時みられた社会経済情勢の急激な変動によつて、刑法あるいは行政法として公布されたカースーンの法規と、それによつて法的には禁止されていたが、現実には着実に進行しつつあつた土地処分の慣行との間に、鋭い乖離が生じていたことを意味する。換言するならば、本来伝統的イスラム土地法体系下にあって下部法体系でしかなかつた民衆法としてのウルフが、シャリーアおよびカーヌーン

からなる国家法とは異質の、そして、それとは独立した法秩序をもつ一つの法体系としてあらわれたようになった。そのため、ムハンマド・アリー治世末期における土地政策は、混乱をきたした。その端的なあらわれが、前代に逆行するかの如き、土地授与の増大と徵税^(ウツバ)請負制度の復活であるが、こうした一連の措置と並んで同時にとられた立法措置こそ、エジプト土地法体系への私的土地位所有観念の導入による、それまでの土地国有政策の一部修正であった。

すなわち、ここに至つて、エジプト政府は、それまでの刑法、行政法として体系化した農民の労働力支配立法に代わる、新たな土地支配立法に向わざるをえなくなつていったのである。そして、このことは同時に、オスマン・トルコ土地法に代わる、エジプト独自の土地法の制定が必要となつたことを意味する。こうして、一九世紀中葉において、本稿の主たる分析対象である一連の土地関係法令が公布されたのであるが⁽⁹⁾、この土地立法による私的土地位所有観念の導入過程が土地範疇によって異なつたという事が、その後のエジプトにおける土地保有をめぐる法環境を複雑なものにした。こうした各種土地範疇における私的土地位所有観念の導入過程については、次章以降で詳説するとして、ここでは、後の論述との関連から、以下の点を確認しておきたい。すなわち、それは、特権地とハラージュ地とではその私的土地位所有権確立過程の様相を全く異にしたのであるが、この違いが、それぞれに私的土地位所有観念の導入を規定した法令における、シャリーア、カーヌーン、そしてウルフ三者の結び付きの違いとしてあらわれている、という点である。

特権地アブアーディーヤ地、ジャファーリク地に対しても、一八三六年の勅令によって相続権が、次いで、一八四二年の勅令によって完全土地処分権が与えられた⁽¹⁰⁾。そして、この二つの法的措置に共通してみられるのは、その法源を国家の意志に求める法律觀である。そのため、そこでは、イスラム法学者の裁可を得て、などシャリーアに關係

する文言がみられるものの⁽¹¹⁾、法令公布において、シャリーアにその正当化を求めてはいない。同時に、この二つの法令は、荒蕪地のみならず、すでに一般農民が登録されていた耕作地をも対象としていたにも拘らず、そこでは、従来の土地保有慣行について一顧だにされていない。⁽¹²⁾つまり、特権地における私的土地位所有觀念の導入過程にみられるのは、次章第二節で詳説する如く、君主の権限による臣民への特権授与としての、それ故、カースーンに専ら基づいた、私的土地位所有權の付与なのである。そして、この事實を、一八五四年における、それまで免稅地であったこの種の土地に対する新稅ウシヨル('ushr)の課稅という稅制措置とあわせ考慮する時⁽¹³⁾、特権地への私的土地位所有觀念導入を策した当時のエジプト政府の意図は明らかである。すなわち、それは、以後展開するであろう大土地所有制度に備えて、納稅義務者を個々の農民から地主へと転換させることによつて、財源の確保を計ろうとしたことであった。

これに対して、そのほとんどが一般農民保有地から構成されていたハラージュ地における私的土地位所有權確立過程は、その様相を全く異にした。すなわち、一八四六年の第一土地法以降、ハラージュ地に対して土地処分権、相続権が付与されていったが⁽¹⁴⁾、この過程は、特権地におけるそれとは異なり、國家の土地に対する権利を慎重に留保したまま、觀念的な法形式上の操作でもつて、慣行を法的に追認していく過程であった。従つて、そこには、シャリーア、カースーン、そしてウルフ三者の新たな結び付きがみられる。

そして、この結び付きを象徴的に示しているのが、一八五八年に近代エジプト最初の統一的土地法として公布されたサイード法の幾つかの条文にみられる、「本来イスラム法(shari'a)の原則では……であった。しかるに、現実の慣行('urf)においては……である。そのため、以上に準拠して、今後この法律(jā'iha' 〔jā'at qānūn〕)が……と規定する」という表現である。この表現にみられる特徴は、まず第一に、「バラージュ地の所有權(haqeq al-raqaba)は國家

にあり、耕作民は、耕作と納税を条件に、それも一代に限って、そこでの用益権 (*haqq al-intifa'*) 享受を認められただけである」という、シャリーアに基づいたイスラム的土地国有原則の新たな確認であり、第二に、それまで原則的には禁止されていた筈の耕作民の土地保有、処分慣行⁽¹⁵⁾の現状追認であり、そして、第三に、カースーンという形での、新たな実定法的土地規範の公布である。こうして、エジプト政府は、一方では、灌漑設備の管理、水の分配と耕作地の監督などを村役人の職務体系として成文化した行政法を特別立法体系として残しつつ、他方では、土地保有、処分慣行⁽¹⁶⁾を禁止した刑法体系に代わる、新たな土地法体系をつくるといった。すなわち、この時点で、エジプト政府のハラージュ地農民に対する支配は、労働力管理による直接支配としてではなく、土地支配を媒介とした間接的支配としてあらわれることとなつたである。

さて、以上の諸点を確認したうえで、以下、各種土地範疇における私的土地位所有観念の導入過程、および、それが当時のエジプト農村社会に与えた影響を個別的に考察する。主たる論点は、特權地とハラージュ地における私的土地位所有観念の導入過程であるが、すでに指摘した如く、伝統的イスラム土地法体系に基づいて実施されたムハンマド・アリーの土地国有制度下においては、こうしたカースーンが適用され、国家所有地と規定された土地範疇とは別に、カースーンの対象とされず、シャリーアあるいはウルフによって律せられた、それ故、国家所有地と規定しえない土地範疇もまた存在した。そのため、まず最初に、この種の土地範疇における私的地位所有観念の導入過程を考察し、次いで、カースーンの対象とされた土地範疇におけるそれを論じてみたい。

1 拙稿「一九世紀エジプト土地制度史研究」四〇頁。

2 間接的ながらも、エジプト政府独自の立法権が公式に認められた最初は、スードンを除くアラブ地域の領有権の放棄と对外

- 自由貿易の承認の見返スル所レ、ムハッタム・アリー一族のウジアト総督世襲権を認めた、一八四一年のオスマノ・トルコ帝國スルターンの勅令(firman)としてやめられた。ナリヤバ、スルターンがそれまでに公布した、また今後公布するすべての法令はウジアトによるものだ適用されねばさればならぬ、ナリヤバ、「地方の要求と正義の原則に基いて」レシーブ文書が付加されやうだ。cf. *Recueil de Firman Impériaux Ottomans Adressés aux Vais et aux Khédives d'Egypte : 1006H.-1322H.* (157J.-C.-1904 J.-C.), Le Caire, 1934, pp. 233-6, H. Lamba, *Droit Public et Administratif de l'Egypte*, Le Caire, 1909, pp. 611-3, 622-4 やスレ、その後、国内行政立法権はウジアト政府にある。一八六七年勅令が、ナム、一八七二年止はウジアト政府の完全立法権を承認する旨の勅令が公布された。cf. *Recueil de Firman*, pp. 301-2, 316-9, H. Lamba, *op. cit.*, pp. 633, 635-9.
- 3 摘稿「一九世紀前半のウジアト土地・税制度」六九頁。
- 4 極めてウジアト的な新たに発見された耕作可能地スレ、ナイル川の氾濫の結果生じた中洲を奪ひ取る。cf. ナイー・法第1111條、M. T. Henein Bey, "Régime Légal des Terres Enlevées ou Apportées par le Nil", *L'Egypte Contemporaine*, Tom. XVII, 1926, J. Hunain, *al-ṣaṣān wa al-darā'ib fi al-qatr al-nisri*, Cairo, 1904, pp. 467-75. また、村落内に新たに発見された耕作可能地には、不法な隠匿地を含む。ナベーレ隠匿地の処分につゝナム、ナイー・法第116条およびその註(?)を参照の上ス。
- 5 トガニアーディーヤ地にてて、摘稿「一九世紀前半のウジアト土地・税制度」六九-七〇頁を、死地スレナム、トガニア M. Worms, "Recherches sur la Constitution de la Propriété Territoriale dans les Pays Musulmans", *Journal Asiatique*, 3rd ser., XIV, 1842, pp. 368-71. 参照の上ス。
- 6 ナムの代表的な法令スレ、農業法のほか、一八三七年の qānūn al-siyāsa al-malakiya (行政法)、一八四一年の lā'iħat al-jusūr (灌溉法)がある。ナム、農業法と灌溉法スレナム、筆者、摘稿 "Egyptian Village Community", ナムにおけり私的士地所有権の確立

pp.195-213 における、英文による翻訳を試みた。

7 村役人の組織化については、前掲拙稿、I. *The Organization of Village Control* や、経済外的強制については、II. *The System of Landholding*, III. *The System of Taxation*, および本稿第三章第一節を参照のこと。

8 いわゆる社会経済環境の変化とは、いわゆる「全産業に亘るムバノマム・アリーの独占経済体制の崩壊と自由主義的經濟体制への移行を指す。より詳しくは本稿第三章第一節を参照のこと。

9 一八五八年のサイーム法が、同年のオスマーン・トルコ土地法の焼き直しではなないだけではなく、アーリーによって指摘されていふ。⁹ cf. G. Baer, "The Development of Private Ownership of Land", in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, The Univ. of Chicago Press, 1969. また、一八五八年のオスマーン・トルコ土地法自体が、当時のオスマーン・トルコ帝国領、とりわけ、バルカン、アナトリア地方の現実の土地保有事情を反映した立法措置であった。cf. 永田雄二「トルコにおける前資本主義社会と「近代化」——後進資本主義の担い手層をめぐって——」大塚久雄編『後進資本主義の展開と過程』アジア経済研究所、一九七二年。

10 拙稿「一九世紀前半のムシナト土地・税制度」六九—七〇頁。

11 本稿の付録(一)一八四一年勅令翻訳を参照のこと。

12 拙稿「一九世紀後半のムシナト土地・税制度」一一一—五一頁。

13 前掲拙稿、八一—三頁。

14 サイード法第一、五、八、一〇条。

15 註(6)に指摘した qānūn al-fīlahā, qānūn al-siyāsa al-malakiya, lā'ihat al-jusūr は、その後公布された補則ルルアヌ、ムハマド・アリー治世末期の一八四五年、qānūn al-muntakhabāt ルルアヌである。しかし、ムハマド・アリー時代の刑法、行政法改革、および、その後の展開については、以下の文献を参照のこと。G. Baer, "Tanzimat in

Egypt: The Penal Code", in *Studies in the Social History of Modern Egypt*.

アーダル、一九世紀後半を過ごし、ハバト・ムカルダが、上へつた干拓、行政法のほか、必要は庇護、道路、鉄道、灌漑等といふ特別立法措置をもつておこなうるのをめぐら、灌漑立法の展開を簡潔に整理した文献として、スルトのものがある。A. Chéron, "Le Régime Juridique des Irrigations en Droit Égyptien Moderne", *Majallat al-Qānūn wa al-Iqtisād*, Tom. III, 1933.

また、qānūn al-muntakhabat など、次の二二〇の文献において再録れねばならぬ。F. Jilād, *qāmīs al-idāra wa al-qadā'*, Vol. 3, Alexandria, 1891, pp.351-7, Ahmad Zaghlūl, *al-muḥāmūt*, Cairo, 1900, mulhaqāt, pp.100-11.

11 特権地における私的土地位所有権の確立と大土地所有形成

1 村落居住地（宅地）ワクフ地、ならびに村落共有地と私的土地位所有権の確立

ムハンマド・アリーの土地政策の対象とならなかつた、それ故、国家所有地とは規定しえない土地範疇といふ、やがて指摘すべきは、都市地、村落居住地、そしてワクフ地である。

ムハンマド・アリーは、従来の統治者と同様、農地と住民居住地とを明確に区別する政策をとり、前者に対しては、その自由な利用を厳しく禁じたのに対し、後者については、その占有者による自由な利用と処分を認めていた。⁽²⁾ ところがアートにおける私的土地位所有権の確立

いうよりは、より正確には、ムハンマド・アリーは、後者について特定の法令を公布しておらず、事實上、その占有者による自由な利用と処分に対しても干渉しなかつた。

他方、ワクフ地 (*al-ātyān al-mawqūfa*) とは、さうでもなく、宗教、教育、公共施設の維持、その職員の給与支払いなど、慈善あるいは公共目的のために、分割、譲渡、売却を禁じて信託に供された土地である。ムハンマド・アリーは、一八〇五年政権の座につくや、オスマン・トルコ時代においてリズカ地 (*ātyān al-rizqa*) として知られていたワクフ地の多くを没収した。しかしながら、當時没収の対象となつたこれらワクフ地は、純粹な慈善目的のためにではなく、國家による土地回収を防ぎ、分割相続による土地細分化を避ける目的から、設定時において、そこからの収入がワクフ設定者一族に割りあてられる旨定められた、それ故、少なくとも国家的観点からみる限り不法だ (*ghayr salih*) ワクフ地であり、ムハンマド・アリーは、こうした措置によって、ワクフ制度そのものを廢止した訳ではなかつた。⁽³⁾

ところで、以上指摘した二つの土地範疇は、その所有権の所在に関する限り、両極端に位置する土地範疇である。すなわち、前者がその占有者によって自由に、そして、いかなる目的のためにも利用、処分しえた土地であったのに對して、後者は、ワクフ設定文書の規定に従つて利用され、また、その所有権の所在についてはイスラム法学派によつて見解の一致をみないものの、原則として、いかなる処分も認められない、いわば所有権の凍結地であつた。⁽⁴⁾

しかしながら、こうした違いにも拘らず、両者は、次の一点において共通していた。すなわち、双方の土地範疇は、とともにムハンマド・アリーの公布するカースーンの対象とならず、シャリーアの法領域下に置かれた、という事実である。そのため、両者に関する土地争議は、すぐさま、シャリーアに基づいて、イスラム裁判所 (*al-mahkama al-*

shar'iya) の判事(al-qādī) によって裁決された。こうしたシャリーアの適用という共通の性格は、所有権が個人に帰属し、そのでの自由な利用、処分が認められた土地のみがワクフ設定の対象となりえたこと、また、これと同義であるが、カースーンの適用を受けた国家所有地に課せられた最大の法的制約事項は、建造物建設、植樹など、そこでの自由な利用の禁止と並んで、それをワクフとして設定することの禁止であったことが、このことをよく示している。⁽⁵⁾ そして、この事実は同時に、ムハンマド・アリーの土地政策が伝統的イスラム土地法体系に基づいたものであったことを物語っている。

それでは、一九世紀中葉以降進行した私的土地位所有権の確立過程は、この二つの土地範疇において、どのように反映しているであろうか。都市地、村落居住地に関しては、ほとんど問題がない。なぜならば、この種の土地範疇に対して適用されたシャリーアの財産法の基本規範は、「所有権」(milk, milkiya) であり、そのため、それは、動産についてと同様、シャリーアが近代法として姿をかえる、あるいは、近代法のなかに併合されるなかで、そのまま、近代法概念としての私有財産と規定されるに至ったからである。⁽⁶⁾

この点において、基本的には、都市地と村落居住地との間に差違はなかった。しかしながら、後者については、次の点が留意されなければならない。すなわち、一九世紀前半から中葉にかけて、多くの村落が土地授与の対象とされたが、この場合、土地授与の際発行された地券が、一八四二年の勅令以降、授与地に対する被授与者の完全土地処分権を証明する文書となつたために、村落居住地において、それまでの村落住民の宅地所有権のうえに、この地券によつて証明された土地処分権が重ね合わされる結果となつたのである。もともと、こうした事態は、村落居住地のみならず、村落住民の保有する耕作地についてもまた生じたであろう。しかしながら、耕作地については、それがカース

ーンの対象となり、国家所有地と規定されていたところから、少なくとも法手続き上は、村落住民の土地保有権に対する土地被授与者の完全土地処分権の優位を主張することは容易であった。錯綜した法環境が生じたのは、村落居住地の場合である。なぜならば、農地にのみ関心をもつエジプト政府当局は、すでに指摘したように、村落居住地における土地保有関係を対象とした法令を公布しておらず、その結果、現実において、そこにはシャリーアが適用されていたために、村落住民の宅地所有権と土地被授与者の土地処分権は、それぞれ、シャリーアとカーヌーンという異なる法体系にその根拠をもっていたからである。⁽⁷⁾

私的土地位所有権の確立過程がワクフ地に与えた影響は、より複雑であった。国家のワクフに対する関心は、専ら農地のワクフ化にあつた。なぜならば、農地がワクフとして設定されることによって、その農地は、国家の直接統制の及ぼぬ、ワクフ管理人（naṣir）の管理下に置かれることになり、その結果、国家は、財政収入の減少に直面する恐れがあつたからである。そのため、歴代のイスラム王朝は、農地の所有権の國家帰属を表明するイスラム的土地位国有観念を理由に、農地のワクフ化を極力禁じ、また、とりわけ王朝あるいは統治者の交代期には、いわゆる不法なワクフ地を没収してきた。⁽⁸⁾ ムハンマド・アリーによるリズカ地の没収も、その例外ではなかつた。しかしながら、こうした法原則を表明するだけでは、現実における農地のワクフ化を防ぎきれなかつた。このことは、一八四六年において、ムハンマド・アリーが土地のワクフ化を禁じる勅令を特別に公布せざるをえなかつたこと⁽⁹⁾、また、一八五八年のサイード法第一二、一二五条には、それまでにすでに設定されたワクフを追認する旨の規定がみられること、がこれを示している。

以上した農地のワクフ化の典型的な例は、すでに別の機会で指摘した如く、アワースィー地（al-awāsi）に

ついてみられた。アワースィー地とは、オスマン・トルコ時代の徵稅請負制度(*nizām al-litizām*)下において、徵稅請負人(*multazim*)に対して、徵稅請負業務の代償として与えられた「徵稅請負職免稅地」であった。ムハンマド・アリーは、この徵稅請負制度を廃止した際、アワースィー地の國家回収を令じたが、政權維持のための懷柔策として、一部の徵稅請負人に対しては、そのまま免稅地としてそれを保有し続けることを許した。しかしながら、その所有権は國家に帰属するものとされ、アワースィー地保有者に認められたのは、そこでの用益權享受、それも生涯に限つての享受だけであった。すなわち、ムハンマド・アリーは、この種の土地を将来ハラージュ地として回収するつもりであった。ところが、アワースィー地保有者は、彼の死後土地が國家に回収されることを嫌い、この土地をワクフとして設定するようになつた。このため、エジプト政府は、この事態に對処するため、一八五五年および一八五九年において、アワースィー地における相続權を認める旨の二つの勅令を公布せざるをえなくなつたのである。⁽¹⁰⁾こうした事態が、國家からの規制が厳しかった一般農民保有地においても進行した、とは考えられないが、ともかく、このような、国家からみて不法な農地のワクフ化が進行した背景には、当時のイスラーム裁判所が、いまだエジプト政府の統制下に十分置かれていたなかつた、という事實があつた。⁽¹¹⁾

もっとも、本稿が対象とする一九世紀前半から中葉にかけては、この農地のワクフ化はそれ程深刻な社会問題とはならなかつた。その理由は、大略以下の二つであった。第一は、当時みられた私的的土地所有權の確立過程は、ワクフ設定可能な土地を増大させたが、この過程は同時に、農地のワクフ化の動機の一つであった、国家による土地回収、没収の恐れを減少させる過程でもあった、ということである。そして、第一は、もう一つの農地ワクフ化の動機であつた、^{シャリーア}イスラーム法の分割相続規定の適用による保有地の細分化を防ぐためには、なにも土地をワクフとして設定せずと

も、当時、土地保有者は、この目的のため、次の二つの制度に訴えることができた、ということである。すなわち、第一は、当時慣行として広くみられ、一八五八年のサイード法第二条によつて成文化された、土地の家長名義による租税台帳登録制度であり、第二は、一八六八年に認められた、遺言による遺産相続制度である。⁽¹²⁾

農地のワクフ化が大きな社会問題となる程増加したのは、私的土地位所有権が確立され、同時に、上記二つの制度が法的に廃止された一八八〇年代以降であった。そして、こうしたワクフの増加を背景に、一九一〇年代から三〇年代にかけてワクフ改革運動が展開されたことは、周知の事実である。こうしたワクフ改革運動を跡づけることは別の機会に譲り、ここでは、この運動に関して、次の点を確認することとどめたい。すなわち、それは、一九世紀中葉においてすでに、こうした改革運動を引き起こすような、以下の如きワクフをめぐる二つの流れが存在した、ということである。

第一は、一八六四年のイスマイールによるワクフ省設置に象徴される、ワクフ管理を極力国家の統制下に置こうとする動きである。もともと、当時この措置の対象となつたのは、慈善、公共目的のために設定され、そのため、慈善ワクフ (al-waqf al-khayri) と呼ばれていたワクフであり、家族ワクフ (al-waqf al-ahli) と呼ばれた、そこからの収入がワクフ設定者一族に割りあてられたワクフは、依然、ワクフ設定文書の指定するワクフ管理人の管理下に置かれていた。⁽¹³⁾ そして、第二は、当時、ワクフ地処分の禁止というイスラーム法の規定を無効とするような、長期賃貸借契約等、実質的にはワクフ地の処分を意味した慣行が、エジプト社会において定着していた、という事実である。⁽¹⁵⁾

すなわち、エジプト政府は、ワクフ、とりわけ慈善ワクフの管理を行政機關のもとに置くことによつて、ワクフに対するイスラーム裁判所の権限を制限し、また同時に、長期賃貸借契約等の慣行を黙認する⁽¹⁶⁾ことによつて、ワクフ地の

分割、譲渡、売却を禁じるイスラム法の規定を骨抜きにしていったのである。こうして、この二つの動きが底流となって展開された今世紀のワクフ改革運動は、ワクフを慈善ワクフと家族ワクフとに概念上区別することをもって開始され、後者が専ら改革の対象となつたところから、一見すると、ワクフの制度としての宗教的あるいは法的側面を問題としているようにみえる。しかしながら、実際そこで批判の対象となつてているのは、ワクフ地の不流動性、非譲渡性からくるワクフ管理の杜撰さと、その非生産性であり、この運動を推し進めた要因は、あくまで、私的的土地所有権の確立と綿作モノカルチャーの進展にともなう、土地の流動化の要請という社会経済的関心であった。

以上、私的土地位所有権の確立過程が村落居住地およびワクフ地に対して与えた影響をみた。ところで、ムハンマド・アリーの土地国有制度下において、当時カーメーンの対象とならず、それ故、国家所有地とは規定しえない土地範疇として、この二つの土地範疇の他に、グルン(jurn, pl. ajān)と呼ばれた脱穀場と、ビルカ(bilka, pl. bilak)と呼ばれた池があった。前者は、大旨村落居住区の外辺に存在し、その主要な機能は、収穫後の脱穀および収穫物の保存のための場所を提供することであったが、その他、村祭等が行われる場所としても機能した。⁽¹⁶⁾また、後者は、bilkaと呼ばれた比較的大きな池から、mustanqa⁽¹⁷⁾と呼ばれた溜り水まで、その規模はさまざまであったが、ともかく、村落居住区周辺あるいは村落所属耕地の外辺に広がっていた荒蕪地のなかに存在し、村落住民によって、建設用資材採掘場として、さらには、洗濯、排水、家畜の水浴びなど多目的に利用された。⁽¹⁸⁾そして、この両地の所有権の帰属については、一九世紀前半および中葉において、それに言及した法令はみいだせない。しかしながら、この両地が、共同墓地、モスクその他礼拝所の敷地などとともに、慣行によって規制された村落共有地であったことは疑いない。

それでは、このグルンとビルカは、私的土地位所有権の確立過程のなかで、どのような法的土地位範疇として規定され

るに至ったであろうか。いいじ、こうした問題を提起するのも、私的土地位所有権の確立過程とは、言い換えれば、ハジブト全土の所有権を特定の個人あるいは機関に帰属させ、そこに統一的土地位規範を適用させる過程であつたといふことができる、そのため、この過程は、グルンとビルカが慣行によつて規制された村落共有地であつたことを考へる時、村落共同体の構造に対する少なからず影響を与えた、と考えられるからである。そして、一九世紀末期から一九〇世紀初頭にかけて公布された法令における、両地の所有権のあり様は、全く対照的である。

グルンについては、一八七一年のムカーバラ法第一八条において、その所有権の帰属に言及した規定がみられる。⁽¹⁹⁾すなわち、この条文において、村落所属地に新たに発見され、保有者の登録されていない增加地 (al-ātyān al-ziyāda) は、地味相当の六年分の土地税前払い、つまりムカーバラを支払う者に対して、そいでの完全土地処分権を証明する地券とともに与えられるが、この規定の対象外の無主地として、村落住民 (alāli al-nawāhi) 全体の用益 (intifā') は供されてくる土地、つまり、肥料採集地 (tulūl wa kimān al-nawāhi al-mu'adda li akhdh sibākh al-zirā'a)、村落施設敷地 (arādī al-mabāni allati bi kull balād)⁽²⁰⁾、そしてグハハ (mahallat al-ajān al-muqarrara iilā zimām kull nāhiya) が挙げられているのである。そして、このグルンは、一八九九年の農地税改正令に従く、新たな検地、徵稅業務の細則を定めた一群の法令のなかで、はいわゆる村落住民共有地 (rūk al-ahāli)⁽²¹⁾ が規定され、そいでは免税とされている。つまり、ここでは、私的土地位所有権の確立にも拘らず、グルンのこれまでの慣行に基づく村落共有地としての性格が確認されているのである。

ところが、ビルカの場合、上述した法令群において、全く異なる内容の規定がみられる。すなわち、ソイドナ・ビルカの所有権の国家帰属が主張され、同時に、その埋め立てが奨励され、埋め立てた者に対して、課稅を条件に、

当該地が与えられる旨規定せられてゐる。⁽²²⁾ もうとも、法令の規定に従う限り、こうした埋め立て奨励策の理由は衛生上の配慮であり、そのため、この規定の主たる対象となつたのは、mustanqa' と呼ばれた小規模なビルカであったようである。それにしても、政府当局が、村落周辺に存在し、村落住民の共同利用に供されていた池に対して、その耕地化を奨励したことには変りなく、こうした無主地が、時とともに個人の所有地となつていつたことは疑いない。つまり、この場合には、先述したグレンの場合と異なり、私的土地位所有権の確立は、慣行に基づいて村落住民が共同利用していた土地を減少させる結果となつたのである。⁽²³⁾

1 正確には、宅地および菜園と言うべきかもしれない。しかしながら、極端な塊村形態をとり、バラックの寄せ集めの觀を呈する一般エジプト村落において、宅地に付属した菜園を指摘することは不可能である。なお、オスマン・トルコ土地法における宅地と菜園は、じつは、以下の文献を参照のこと。²⁴⁾ H. A. R. Gibb & H. Bowen, *Islamic Society and the West*, Vol. 1, Part 1, Oxford Univ. Press, P.236.

- 2 D. Gatteschi, *Real Property, Mortgage and Waqf According to Ottoman Law*, London, 1884, p.29. 農地は課せられた法的制約とは、具体的には、そのワクフ設定、ならびにそいだの一切の建造物建設と植樹の禁止である。従つて、植樹を認められた土地、つまり果樹園は、その所有権の帰属については必ずしも明確ではないものの、法令において、一般農地とはまちあら区別されて取り扱われる、そこには課せられる税も、土地にではなく、果樹そのものに課せられた。なお、一九世紀埃及アム士地・税関係法令はおこり、果樹として記載されたものだ。専ら櫛子(nakhil) である cf. H. A. R. Gibb & H. Bowen, *op. cit.*, pp.236-7, Y. Artin, *La Propriété Foncière en Égypte*, Le Caire, 1883. pp.180-8, 256-60, Al-Hukūma al-Misriya, *al-qawāniḥ al-‘aqāriyya fi al-dīyār al-misriyya*, 1st ed., 1893, Cairo, pp.179-81, do., *majmū‘ qawāniḥ wa lauā’ih al-amwāl al-muqarrara*, Cairo, 1909, pp.395-404.

ナスハルムヌカム私的土地位所有権の確立

3 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」七三一五頁。実際、バハーナム・アリー自身が多くのワクフを設定している。

- 4 遠峰四郎「ワクフについて」『法学研究』第三三三卷第八号、一九六〇年、三七一八頁。
- 5 拙稿「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」一一頁。

6 財産法の権利概念における、ローマ法とイペトム法との類似性はしばしば指摘される。例えば、*nue propriété* と *raqaba* の、また、*usufruct* と *intifā'* (*manfa'a*) との対応の如あである。一方、イスラム法においては、*intifā'* が *usufruct* より広い権利内容をもつてゐる、との違いはあつた。しかしながら、した違うは、イスラム法が近代法のなかに併合される際、大きな問題とはならなかつたようである。cf. J. Schacht, *An Introduction to Islamic Law*, Oxford Univ. Press, 1964, p.134.

- 7 拙稿「カナル・シドニア・ウール村の村方騒動——一九世紀エジプトにおける私的土地位所有権の確立とイズバ農民——」『東洋文化研究所紀要・創立四〇周年記念論集』一九八一年、九六一八頁。

8 歴代のイスラム王朝が土地国有観念に固執した理由については、それがまた理由が挙げられるようが（例えば、アーダ、一九世紀エジプト政府が土地国有観念に固執した理由として、農民保有地を容易に公有地へして没収するための醜慮を指摘して）、G. Baer, *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950*, Oxford Univ. Press, 1962, p.196.）」の農地のワクフ設定を防ぐべしといふ、「の大いだ理由であつたであらうとは疑ひない。なお、ワクフを慈善ワフー (*waqf khayri*) と分類したりする試みは、こうした政府の意図とイスラム法のワクフ規定とを妥協させるためにとられた一種の法テクニックであったと考えられる。cf. 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」七四頁、註(一)。この法的テクニックは、アイヨーブ朝時代にもみられた。この点については、以下の菊池氏の書評を参照のこと。菊池忠純「バハーナム・アミーン著『エジプトにおけるワクフについて』」

クトと社会生活、六四八一九三三一・H (一九五〇—一九七一・D)『ヤシル・カイロ』一八号、一九八一年、五八頁。

9 G. Baer, *A History of Landownership in Modern Egypt*, p.147. たゞ、一八四九年勅令 (irāda) 全文の再録は、以テの文献はみられない。Ali 'Allūba, *mabūdī fi al-siyāsa al-misriya*, Cairo, 1942, pp.296-7.

10 抽稿「一九世紀前半のハジアト土地・税制度」七八一八頁。

11 オスマーン・ルスニア政府からの独立以来、ハジアト政府が独自にカイロの判事 (al-qādi) を任命するようになったが、一八七六年以降である。cf. G. Baer, "Tanzimat in Egypt: The Penal Code", pp.130-2.

12 ハジアトの制度について、本稿、第四章第一節を参照のこと。

13 ワクフ改革運動について、よりあえなくアーヴィングの著述の研究を参照のこと。G. Baer, *A History of Landownership in Modern Egypt*, N. Waqf land, do., "Waqf Reform" in *Studies in the Social History of Modern Egypt*.

14 G. Baer, "Waqf Reform", p.83. なお、慈善ワクフ (waqf khayri)、家族ワクフ (waqf ahli) などの二つに分類される。この法学者によれば、定めたかにつけば、定めだ。

15 当時ハジアトでは、長期賃貸借契約のほか、hikr, kadaik, suknā, kirdār, khulu, ijaratayn などと呼ばれた、実質的にはワクフの处分を許した賃貸借契約の広範な普及がみられた。このうち、最も一般的に利用された契約形態は hikr であった。この契約は、ワクフ財産改良のために、一定の賃借料支払いを条件に、ワクフ財産を hikr 権者の占有下に置くことを定めた賃貸借契約であり、もとより hikr 権者がワクフ財産に改良を加えたために、彼は、賃借料を支払い続ける限りそれを占有し続け、また、hikr 権を第三者に売却することができない。しかし、ijaratayn を除く、ワクフの実質的処分を許した賃貸借契約の詳細は、Muhammad Qadri, *kitāb qānūn al-'adl wa al-insāf li al-qādī 'alā mushkīlat al-aqṣaf*, Cairo, 1893 (ハラス語訳、*Du Wakf*, Le Caire, 1890) にみられる。長期賃貸借契約については、一九一九年、hikr について、三三一—四八条、kadar, suknā, kirdār について、三三七—八条、khulu について、三三九—一一条を参照のこと。

ijaratayn じ〇 じ〇 H. Cattan, "The Law of Waqf", in M. Khadduri & H. J. Liebesny ed., *Law in the Middle East*, pp.209-10. 参照。

16 木村喜博「農地改革前におけるヒジャーブ農村社会の構造」川島武宜、住谷一彦編『共同体の比較史的研究』トシヤ経済研究所、一九七〇年、一九一—二頁。

17 前掲論文、一九三頁。

18 やのほか、いへつた村落共有地といひ、後はふるべく、肥料採集地 (tulūl wa kīmān al-nawāḥī al-mu'adda li akhdh sibākh al-zirā'a) などと云ふ、その規定を法令によつて規定する。

19 *lā'iħat al-muqābala*, 3rd ed., Cairo, 1301 A. H. だが、ムカーバハ法の再録は、以ての文題によつて。F. Jilād, *qāmūs al-idāra wa al-qadā'*, Vol. 4, Alexandria, 1892, pp.384-91.

20 共同墓地、やくらべの他礼拝所などの敷地を共同で占有する。

21 *majmū' qawāñin wa lawā'iħ al-amwāl al-muqarrara*, pp. 13, 26, 40, 219, J. Hunain, *al-ātyān wa al-darā'iħ*, pp. 447, 522-24. だよ、一八九九年の農地税改正令といひ、廿國に於ける「ヒジャーブ地租改訂」山田秀雄編著『植民地社会学叢書』叢書の総説述トシト経済研究所、一九六九年参照。

22 *al-qawāñin al-'aqāriya fi al-diyyār al-miṣriya*, pp.44-6, *majmū' qawāñin wa lawā'iħ al-amwāl al-muqarrara*, pp.44, 101-4, 170, J. Hunain, *al-ātyān wa al-darā'iħ*, p.254. だよ、一八八〇年に開港した国民裁判所民法典第九条に、ヒュカが國家所有地であることを確認する規定がみられ。cf. F. Jilād, *kittab al-ta'līqāt al-qawāñin al-miṣriya*, Cairo, 1903, p.8, *al-qawāñin al-'aqāriya fi al-diyyār al-miṣriya*, p.83.

23 いわゆるアラブの村落共同利用地が大土地所有者による村落を換言するなどは、總作ゼノカルチャーの進展によるもので、村落共同利用地が大土地所有者による開拓された意味である。すなはち、荒蕪地開墾奨励策が放牧地の減少をもたらし、土地耕作と役畜飼育との結合付

きから成り立っていた従来のエジプト農業ベターンを破壊したとして、当時のエジプト政府の農業政策を批判する見解があり。アリー・ムバーラクの著作にみられるることは、誠に興味深い。cf. 'Ali Mubārak, *kifāt nukhba al-fikr fi laddir nūl miṣr, Cairo, 1297 A. H.*, p.165. なお、この著作の内容を簡潔に紹介した文献として、以下のものがある。佐藤次高「アリー・ムバーラクのエジプト農業社会論」『アラビア研究論叢—民族と文化—』日本サウディアラビア協会、日本クウェイト協会、昭和五一年、所収。

2 特権地における私的土地位所有権の確立

前章第二節で指摘した如く、ムハンマド・アリー統治下において、国家所有地と規定しえる土地は、それぞれ十分に定義のなされないまま、登録農民によって個別的に占有されたハラージュ地、国家の直接管理下に置かれた耕作地、道路、鉄道、運河の敷地など公共目的に利用された土地、アブアーディーヤ地と呼ばれた荒蕪地、以上四つの土地範疇からなっていた。そして、この四つの土地範疇に共通し、それ故、これらをすべて国家所有地と規定しえる規準は、ムハンマド・アリーが一連の土地政策を実施する際に公布したカースーンの対象となつたこと、換言すれば、國家権力はこれらの土地範疇に対して、程度の差こそあれ、直接的に介入する権利を留保した、ということであった。⁽¹⁾ 実際、この四つの土地範疇の境界は、ハラージュ地が回収と没収によって国家の直接管理耕作地、あるいは公有地とされ、また、荒蕪地が通年灌漑体系の便益を享受することによって耕作可能地となつていったところから、流動的であった。

ところで、一八四〇年代以降エジプト政府は、国家の直接管理耕作地および荒蕪地の多くを、土地授与という形で、

分配、再分配していく。もともと、それ以前にも、一八二〇年代以降、開墾、遊牧民の定住策などもおもがまな目的から、アリー一族、トルコ系高級官僚、遊牧民の首長等に対して、こうした土地授与がみられ、授与地には税制上の特権が付与されていた。しかしながら、その規模は小さく、また、とりわけ重要なのは、その所有権は国家に帰属するものとされていたといふから、こうした授与地は、少なくとも所有権の所在に関する限り、一般農民保有地たるハラージュ地と異なる土地範疇ではなかつた、という点である。⁽⁴⁾

しかるに、一八四〇年代以降の土地授与は、規模も大きく、また、一八四一年の勅令によって、こうした授与地のうち、アブアーディヤ地あるいはジャファーリク地と呼ばれた土地に対して、完全土地処分権が付与された。こうして、一八四一年に至つて、エジプトの農地には、所有権上異なる二つの土地範疇が生じ、この完全土地処分権を付与された土地が、その後における大土地所有形成の核となっていく。そのため、従来の研究においては、この一八四一年の勅令公布をもつて、近代エジプトにおける私的農地所有権確立の端緒とみなしている。⁽³⁾

しかしながら、いよいよ一つの疑問が生じる。すなわち、従来の研究においては、この一八四一年の勅令によって付与された権利を完全所有権 (*haqq al-milkiya al-tâmma aw al-kâmila*)、つまり近代法概念としての私有権とみなしているが、この解釈はたゞ正しいものであろうか、どう疑問である。この点に関して、まず指摘すべきは、一八四二年の勅令において、完全所有権なる言葉は使われておらず、それは、近代法が導入された一九世紀末期において、いかなる制約も受けない近代法概念としての私有権を表現するために、何らかの制約を受けた私有権、つまり部分所有権 (*haqq al-milkiya tajazza'a*) と対比するためには用いられた言葉であった、ということである。⁽⁴⁾ すなわち、この解釈においては、すでに一九世紀末期における近代的農地私有権の確立が前提とされているのである。

それでは、一八四一年の勅令において、この権利はどのように表現されているであろうか。そこには、最も総括的な表現が、*haqq al-tasarruf al-shar'i fi al-bay' wa al-shirā' wa al-hiba wa al-iqāf wa nahw dhalik min sā'ir al-tasarrufat al-shar'iya* といふのである。つまり、これを文字通りに解釈するならば、「売買、贈与、ワクフ設定その他、イスラーム法が認めんやべての处分権」となる。従つて、この権利は、前節で指摘した、都市地、村落居住地において認められたと同様な、イスラーム法概念としての私有権とみなしうる。事実、この権利については、国家所有地、とりわけハラージュ地に対しては決して使われることのない、*malaka*「所有する」の派生語が用いられている。

しかしながら、同時に、この権利については、以下の二点が留意されるべきである。第一は、イスラーム法に基いて私有権を付与された土地は、国家権力から全く自由に、イッサリーフ裁判所の承認とそこでの登録によって処分しえたのに対して、この権利は、国務省(*al-dīwān al-ālī, dīwān al-khidiw*)に所属し、年金の支給を中心とする業務としたルーズナーメ局(*al-rūznāmeh*)による地券(*taqṣīt, pl. taqasīt*)の発行と、そことの登録を待つて初めて成立し、また、その後のこの権利の移転に際しても、ルーズナーメ局への報告とそことの登録が義務づけられていた、という点である。⁽⁵⁾

そして、第一は、上記地券は、少なくともその当初にあっては、特定の目的をもつて、それ故、何らかの特権とともに付帯義務をともなつて発行された、という事実である。そして、この事実は、このタクシートの性格の変遷を跡づけていくことによって明らかとなる。すなわち、本来この文書は、検地の対象から除外された荒蕪地(アブアーディーヤ地)の開墾奨励策のために、また、一部耕作地あるいは耕作可能地での管理、植樹、造園などの目的から、土地を

授与するに際し、その費用負担を軽減させるために、上記特定目的に付帯する義務を果す限りにおいて、免税特権とともに当該地を被授与者に授与することを証明する文書にすぎなかつた。そのため、このタクシート発行とともに授与された土地は、他の課税地と区別するために、免税特権地 (*rīqa bilā māl*) と呼ばれたのである。ところが、その後この種の授与地に対して、土地開墾、改良政策の促進という理由のもとに、一八三六年には相続権が、次いで、一八四二年には完全土地処分権が付与されたため、この文書は、それぞれの時点において、従来の免税特権のほか、相続権を、次いで完全土地処分権を証明する文書となり、さらには、一八五四年におけるウシュル課税措置以後は、ウシュル課税という税制上の特権と完全土地処分権という所有権上の特権を証明する文書となつたのである。⁽⁶⁾ このように、タクシートは、時代によって証明する特権の内容に変化がみられたものの、その間一貫して、実際のエジプト政府の意図がどのようなものであれ、公式的には、土地開墾、改良目的のために、そして、その義務を果す限りにおいて、付与された特権を証明する文書であった。

以上二点を考慮して、一八四二年勅令によつて付与された権利の性格を結論的に述べるならば、特定の国家目的に沿つた、それ故、特定の義務をともなつた、君主から臣民へ授与された各種特権の一つに他ならなかつた、ということである。実際、一九世紀前半から中葉にかけて、エジプト政府は、強制割り振り (*tawzī'*)、無償貸与、賃貸借、情報提供者への土地分与、競売 (*mazād*) による売却、公定地価での売却、土地授与、⁷ 徵税⁸ 請負などを通して多くの国家直接管理耕作地および荒蕪地を分配、再分配していくが、そこみられるのは、国家の土地分配、再分配目的と、それに付帯した義務あるいは特権との間ににおける、恣意的と思われ程のさまざまな組み合わせである。⁽⁷⁾ いのいとを、一九世紀中葉にみられた土地授与による土地分配、再分配を例にとって、少し詳しくみてみよう。

エジプト政府は、当時、土地開墾、改良目的のほか、以下に述べる三つの目的のためにも土地を授与している。第一は、遊牧民の定住を促進させる目的での土地授与である。⁽⁸⁾ すなわち、エジプト政府は、一九世紀中葉において確認できるだけでも、一八六三年、一八六六年、そして一八六七年の三つの勅令において、ウシュル課税という税制上の特権を付与して、遊牧民の首長に荒蕪地を授与すべきことを命じている。⁽⁹⁾ しかしながら、この場合、税制上の特権は付与されているものの、タクシートは発行されておらず、そのため、この種の授与地は、法的には、引き続き国家所有地と規定され続けた。そして、そこで完全土地所有権が認められたのは、次に指摘する年金の肩代りとして授与された二つの土地範疇と同様、一八九四年の勅令においてであり、この点、この種の土地範疇は、こと私的土地位に遅れをとつたことになる。⁽¹⁰⁾

次いで、第一は、退職官吏に対する年金支払いの肩代りとしての土地授与である。エジプト政府は、財政逼迫を背景に、一八六〇年における七つの勅令によって、退職官吏の年金の肩代りとして、ウシュル課税の特権を付与して、放棄地 (al-ātayān al-matrūka) と荒蕪地のなかから土地を授与することを命じ、同時に、同年一〇月一〇日の勅令において、授与細則を定めた。⁽¹¹⁾ この細則に従えば、土地は二つの方法によって授与され、第一のそれは、タクシートの発行、つまり完全土地処分権を付与したうえでの授与であり、第二のそれは、タクシートを発行しない、それ故、その所有権は国家に帰属したまでの授与である。さらに、後者の方針については、土地は生涯に限って授与されることを原則とするが、被授与者の死後子供が残された場合には、男子については二一歳の成人に達するまでの間、女子については結婚するまでの間、彼らのもとに当該地を残すことを認め、その間引き続き、そこにはウシュル税が課せ

られるとされている。そして、もしその後子供が当該地を相続することを望むならば、その望みは認められるが、ウシユル課税という特権は消滅し、当該地には正規の土地税⁽¹²⁾が課せられる、と規定されている。

さらに、第三に、エジプト政府は、こうした退職官吏の年金の肩代りとしての土地授与のほか、一八六七年の勅令、一八六九年の特別諮問委員会(al-majlis al-khuṣūṣī)決定、および一八七〇年の勅令において、bāshbūzāqと呼ばれたトルコ系退役兵に対しても、退役後の生活費として、ウシユル課税を条件に、土地を授与することを命じた。⁽¹³⁾一八六七年の勅令に従えば、彼らに対して、放棄地と荒蕪地のなから土地が授与されるが、子供がいる場合には三〇フエッダーン(一フエッダーン=約一・〇三八エーカー)の、子供がない既婚者には一〇フエッダーンの、そして、未婚者には一〇フエッダーンの土地がそれぞれ与えられる、と規定されている。そして、授与地に対しては、最初の三年間は免税措置が、次の三年間には下級のウシユル課税措置がとられ、その後、調査を待つて、地味に応じたウシユル税が課せられる、とされた。また、当該地に対しては相続権が認められたが、完全土地処分権を証明するタクシートは発行されなかつた。

このように、土地授与という土地分配、再分配方法の一つをとっても、エジプト政府は、その目的の違いによって、付与する税制上ならびに所有権上の特権の内容を使い分けた。そして、そこから知ることができるのは、一八四二年勅令によってアブアーディーヤ地とジャファーリク地に対して付与された権利は、それが完全土地処分権という極めて優遇された特権ではあつたものの、こうした土地授与の際認められた各種特権の一つにすぎなかつた、ということである。⁽¹³⁾しかし、エジプトにおける私的土地位所有権確立過程のなかで、この権利は、それに付随していた国家目的および付帯義務が捨象されることによって、一九世紀末期には、抽象的な近代法概念としての土地私有権とみな

されるようになったのである。

そして、こうした事態が生じた法制史的背景は、伝統的イスラム土地法体系から近代的土地区画への移行にともなう、以下の如きカーネン観の変化であった。すなわち、筆者はすでに、前章第一節において、伝統的イスラム土地法体系にあってカーネンは実定法的規範群を構成していたものの、それは決して近代法概念としての実定法を形成していた訳ではなく、シャリーアを正当化の根拠として、また、伝統的イスラム国家觀に基づいて、君主から臣民への命令あるいは恩寵として下された規範であったこと、そしてそれ故、それは、ある場合には、一般的原則を提示する法律として、またある場合には、土地授与、徵稅請負などの契約の際、君主と特定の臣民との間にとりかわされた、さまざまな内容をもつ具体的取り決め規定として示されたが、その両者において、法的拘束力は全く異なるものではなかつたことを指摘した。そして、伝統的イスラム土地法体系においてみられた、この二つの性格を異にするカーネン群の対象となつた土地範疇を具体的に述べるならば、前者のそれは、次章以下で詳説する、一連の土地法の適用を受けた一般農民保有地たるハラージュ地であり、後者のそれは、本節で指摘した、國家によつて各種特權と付帯義務をともなつて分配、再分配された特權地であつた。このように伝統的イスラム土地法体系におけるカーネンは、すべての土地範疇に一律適用される統一的規範を提供するものではなかつた。しかるに、近代法が導入された一九世紀末期において、カーネンは、伝統的イスラム土地法体系におけるこの特殊な性格を捨象され、一律近代法概念としての実定法として解釈され直されてしまつたのである。

ともかく、こうした事態が当時のエジプト農村社会に与えた影響は明らかである。すなわち、土地授与その他前近代的契機によつて形成された所領に、その権利内容が必ずしも明確に規定されないまま、近代的土地区画私有権が接木さ

れる結果となつたのである。そして、そこにみられるのは、一九世紀エジプト土地制度史における、前近代的な契機による土地集積過程と私的的土地所有権の確立過程との間の特異な結び付けである。そのため、こうした所領における土地保有をめぐる法環境と、そこで展開された地主・小作関係は、複雑なものとなつた。そして、この点に関して、とりわけ事態が深刻であったのは、ムハンマドアリー一族の所領、つまりジャファーリク地においてであった。¹⁴⁾

なぜならば、一八四二年の勅令によって完全土地処分権を付与された特權地のうち、アブアーディーヤ地のほとんどが、通年灌漑体系の整備を待つて初めて耕作可能地となつた荒蕪地から構成されていたのに対し、このジャファーリク地は、耕作地、つまり没収あるいは回収によつて国家の直接管理下に置かれたハラージュ地から構成されたために、そこでは、同じ土地のうえに、タクシートによつて証明された完全土地処分権と、それまで農民が享受していた土地保有権とが拮抗する事態が生じたからである。こうして、ジャファーリク地に組み込まれていつたハラージュ地の農民が、それまでの土地に対する権利を奪われ、農奴的小作人あるいは農業労働者の立場に落とされていった事実は、ムハンマド・アリー時代の同時代史料によつて指摘されている。¹⁵⁾しかしながら、この過程がよりドラステイックな形でみられたのは、一九世紀中葉における一連の土地立法によつて、私的的土地所有権に基づく土地法体系がまがりなりにもその姿を整え、同時に、当時の綿花ブームを背景に、エジプトにおける綿作モノカルチャーが進展した、イスマイール（治世一八六三—七九年）時代においてであった。¹⁶⁾

1 拙稿「一九世紀後半におけるエジプト土地・税制度」四一八頁。

2 抽稿「一九世紀前半におけるエジプト土地・税制度」六九頁。

3 前掲拙稿、六九—七〇頁。

4 *haqq al-milkīya al-tāmma* という表現が法令において最初にみられるのは、当然予想される如く、一八七五年の混合裁判所民法典（例えば第110条。しかし、そこでの表現は *haqq al-mulk al-tāmm* である）においてである。そして、ハラージュ地に関する規定のなかでこの表現が最初に使われるのは、一八七一年のムカーバラ法の廃止を命じ、同時に、全額であれ一部であれムカーバラ税（六年分の土地税前納）を支払ったハラージュ地保有者に対して、完全土地処分権の付与を規定した一八八〇年一月六日の勅令においてである。cf. F. Jilād, *qāmūs al-idāra wa al-qadā'*, Vol.4, p.393, *al-qawāmin al-aqāriyya fi al-diyār al-miṣriyya*, p.5. じつは、すべてのハラージュ地に対して完全土地処分権を付与する」とを規定した一八九一年四月一五日の勅令では、付与される権利は、はつきり *haqq al-milkīya al-tāmma* の表現で示す。cf. *al-qawāmin al-aqāriyya fi al-diyār al-miṣriyya*, p.6. なお、部分所有権 (*haqq al-milkīya tajazza at*) は、ハラージュ地の文献を参照のこと。M. Kāmil Mursī, *al-milkīya wa al-huquq al-'ainīya*, Vol.1, 3rd ed., Cairo, 1933, pp.182-4.

5 抽稿「一九世紀前半におけるエジプト土地・税制度」六九—七〇頁。

6 前掲拙稿、七二頁註(11)。また、所有権上の法的範疇はハラージュ地と同じであったアワースィー地に対してても、タクシートが発行されている。前掲拙稿、七六頁。

7 リンド、ソラしたおまごまな組み合わせとその時代的変遷を跡づける余裕はない。そのため、ただ次の一点だけを指摘するに留める。すなわち、それは、時代とともに、国有地分配、再分配の手段として、競売あるいは公定地価での売却が支配的となつてゐる、ということである。そして、この事実の背景には、一方では、国家財政の逼迫、他方では、土地需要の増大があつたことは明らかである。

といふに、一九世紀中葉にみられた競売 (mazād) など、土地の払い下げ価格を入れによって決定しようとする制度ではなしシバートにおける私的土地位所有権の確立

く、競売に掛けられた国有地の課税額を入札によつて決定しようとする、いわば徵稅請負制度の一種ともみなしうる制度であった。この制度が最初に法制化されたのは、一八五一年九月一五日付の勅令においてであつた。すなはち、この勅令によつて、土地台帳に登録されていないすべての土地は競売に掛けられ、競売地の課税額は入札によつて決定されるといふ、やしら、落札者は生涯に亘つて取得地での用益権を享受であることが規定された。また、一八五八年三月三日付の勅令によつて、この制度による課税額決定手続の詳細が定められ、競売地の課税額は、入札希望者が持つた封筒 (*zurūf*, sing. *zarf*) に入つた付け値 ('atā'a, sing. 'atā') によって決定される旨公布された。そのため、競売によつて決定された課税額は、*daribat al-mazrūf* と呼ばれた。このように、一九世紀中葉のヒジャーブなど、ハラージュ・ウシヨル税体系から外れたこの *daribat al-mazrūf* が存在したため、一九世紀末期における統一的税体系確立のために、ハラージュ・ウシヨル両税間の税率格差解消のほか、この *daribat al-mazrūf* を整理する必要があつた。この競売による国有地処分が、法的に廃止されたのかは定かでない。しかし、この制度に基づく国有地処分は、一八六〇年以降、公定地価による国有地売却となる手段によつて取つて代わられた。

以上、競売について、よりあくまで以下の文獻を参照のこと。Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp. 265-76, J. Hunain, *al-ātiyān wa al-darā'iḥ*, pp. 212-3.

- 8 土地授与による遊牧民の居住化を防ぐための財政の中心的な役割のヒジャーブ政府の意図をもく窺わせる法令が、Rauf 'Abbas, *al-nizām al-iitimā'i fi misr fi zill al-milkiyyāt al-zirā'iya al-kabīra*, Cairo, 1973, pp.259-60 によれば、
- 9 *majmū' qawāniṇ wa lāwā'iḥ al-amwāl al-muqarrara*, p.86.
- 10 *majmū' qawāniṇ wa lāwā'iḥ al-amwāl al-muqarrara*, pp. 87, 700, M. K. Mursī, *al-milkiyya al-'aqāriyya fi misr wa tāqānūr-hā* at-tārikhi min 'ahd al-farā'ina kattū al-ām, Cairo, 1936, p.147.
- 11 *majmū' qawāniṇ wa lāwā'iḥ al-amwāl al-muqarrara*, pp.85-6, J. Hunain, *al-ātiyān wa al-darā'iḥ*, pp. 224-5, 227-8.

12 *majmūz, qawāniū wa lāwā'ih al-amwāl al-muqarrara*, p.86, J. Hunain, *al-ātyān wa al-darā'iib*, p.227.

13 義務履行後に初めてタクシードを発行するとか、タクシード発行の条件を満して、な「アブアーディーヤ地」には「ラージュ税を課すとかの内容をもつ勅令が、一八五〇年代においても公布されている。cf. 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」七一頁(註)⑥。

14 ジャファーリク地につけては、前掲拙稿六九頁、七一—一頁(註)⑦を参照のこと。

15 H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p.66.

16 拙稿「カフル・ショグラフウール村の村方騒動」一一四頁。

3 徵稅請負地、外国人保有地と私的土地位所有權の確立

從來の一九世紀エジプト土地制度史研究において、しばしば、當時存在した土地範疇として、徵稅請負地 (*ātyān al-'uhad*) と外國人保有地が挙げられている。前者は、徵稅請負 (*'uhda*, pl. '*uhad*) に出售された土地であり、後者は、文字通り、エジプト国籍をもたない者が保有した土地である。

ところど、この二つの土地範疇は、すでに指摘したように、所有權上あるいは稅制上の觀点から區別された法的土地位範疇ではなく、それらが一九世紀後半における大土地所有形成の核となつたところから、大土地所有發生を説明するためには便宜的に設けられた土地範疇であった⁽¹⁾。こうして、從來の研究においてこの二つの土地範疇が言及される際、そこで問題とされているのは、専らその大土地所有形成の契機としての側面に限定され、両地の所有權の所在に関する、以下の二つの問題は不問に付されてきた。すなわち、第一は、ウフダ地は、あくまで徵稅請負の対象とされ

た土地であつたにも拘らず、なぜ一九世紀後半において、徵稅請負人 (*muta'ahhid*) の所有地となつたのか、という問題である。なぜならば、このウフダ地については、タクシートが発行されていないのみならず、そこでの土地保有關係を律した法令さえ公布されてはいないからである。また、第二は、外国人保有地の成立契機は何であり、さらに、保有者の土地に対する権利はどのようなものであつたのか、という問題である。そして、この二つの問い合わせる」とによつて、一九世紀エジプト土地制度史における、次の二つの興味ある問題が提起されることになる。つまり、ウフダ地については、事實上の (*de facto*) 土地保有が、どのような法的根拠をもつて権利上の (*de jure*) 土地所有へと転化したのか、という問題であり、外国人保有地については、キャプチャーリーあるいは領事裁判権は、外国人による土地集積に対していかなる影響を与えたのか、という問題である。

以下、この二つの問題について順次解答を試みるが、その前に次のことを確認しておきたい。すなわち、ウフダ地および外国人保有地は、前者が徵稅請負權の、後者が土地保有權の授与をもつて成立した土地範疇であつたという違いはあるものの、ともにカースーン、それも君主、臣民間で取り決められた契約規定として示されたカースーンの対象となつた土地範疇であった、という事実である。そのため、授与目的、付帯特權、義務において異なつていたといえ、両地成立の法的根拠は、前節で指摘したアブアーディーヤ地、ジャファーリク地成立のそれと全く異なるところはなかつたのである。

さて、ウフダ制度は、一九世紀中葉におけるエジプト土地政策の混乱を最もよく象徴する制度である。すなわち、この制度は、納稅連帶責任制度をもつてしては處理しきれない程稅滯納が累積した村落の所屬耕作地を、滯納稅および正規の土地稅納入を条件に、一括して徵稅請負人 (*muta'ahhid*) の管理に委ねる徵稅請負制度であつた。そのため、

この制度は、これまでの研究において、しばしば、ムハンマド・アリーによつて廃止された前代の徵稅請負制度と比較されて論及されている。⁽³⁾

ともかく、このウフダ制度は、ムハンマド・アリーの土地国有政策の破綻、具体的には、稅滯納の累積に対処するためとにとられた措置であり、それ故、この制度に対するエジプト政府の関心は、あくまで財政的なものであった。この事実は、法令で確認できるこの制度の最初の実施は一八三一年であるが、その実施が頻繁になるのは、土地授与と同様一八三七年以降であること⁽³⁾、また、一八四〇年には、高級官僚、軍人に対して、この制度が半強制的に実施されたこと⁽⁴⁾、によく示されている。そして、このウフダ制度は、幾多の変遷をへながらも、イスマイールが一八六九年の勅令によつてこれを最終的に廃止するまで、実施され続けた。⁽⁵⁾

ところで、時を同じくしてみられたアブアーディーヤ地、ジャファーリク地の頻繁な土地授与もまた、土地国有政策の破綻に対処するために、当時エジプト政府がとった措置であったが、こうした授与地に対しては、すでに指摘した如く、一八四二年の勅令によつて、完全土地処分権が付与された。これに対して、ウフダ地については、この特権付与を証明するタクシートは発行されていないのみならず、そこでの土地保有関係に言及した法令さえ公布されていない。事実、この種の土地は、徵稅請負後も、それまでの土地保有農民の名義によつて租稅台帳に登録され続けたといふ。⁽⁶⁾そのため、ウフダ地の所有権上の法的性格は、一九世紀末期における統一的土地私有制度の確立まで、国家所有地たるハラージュ地のそれと同じであるべき筈である。しかるに、一九世紀後半において、このウフダ地は、徵稅請負人の個人所有地とみなされている。それでは、いかなる法的根拠に基づいて、徵稅請負人の事實上の土地保有が権利上の土地私有となつたのであらうか。

この点について論及している唯一の研究者は、アーティンである。すなわち、彼は、アッバースが一八五〇年にウフダ制度を一時的に廃止した際、一部の徵稅請負人に対して、彼らの徵稅請負地での生涯に亘る用益享受が認められ、また、他の一部の徵稅請負人に対して、彼らの徵稅請負地のすべてあるいは一部が免税特權地 (*rīqā bilā māl*)、つまりアブアーディーヤ地として授与された、と述べている。そして、アーティンは、さらに付け加えて、この種の措置に関して法令は公布されず、それは究極的な土地所有者たるエジプト総督の意志に基づいてなされたこと、また、同じことはイスマイールが設定したウフダ地についてもみられたこと、⁽⁷⁾ を指摘している。

また、ウフダ地の保有権の移転に関して注意すべきは、ウフダ制度実施の対象となったのは、正規の土地税を支払うことができず、税滞納が累積していた一般農民保有地であった、という点である。従って、徵稅請負人からの債務の抵当として農民が彼の保有地を質に入れ、質流れの結果、あるいは、あまりありそうなことではないが、土地売却を通して、土地保有権が徵稅請負人へ移転されたであろうことは、容易に想像される。また、税負担、公共事業あるいは兵役のための農民徵發に苦しんでいた当時のハラージュ地農民にとって、土地が徵稅請負人の管理下に入ることは、かえって好ましい事態であったようであり、彼らはしばしば、国家から課せられる義務を免れるために、自ら進んで徵稅請負人と私的保護 (*himaya*) 関係に身を置くことを望んだという。⁽⁸⁾

しかしながら、こうした統治者の意志、あるいは事実上の土地処分行為による土地保有権の移転以上に重要なことは、たとえこうした手続きをへずとも、徵稅請負人の事実上の土地保有を権利上の土地私有と認めるような法規定がすでに準備されていた、ということである。この法規定とは、次章第二節において詳説する、ハラージュ地に関する取得時効規定である。すなわち、一八五八年のサイード法第五条には、ハラージュ地を五年間に亘り占有し、その間

耕作と納稅の義務を果すならば、当該地の保有権は占有者に移転する、と規定されているのである。そして、この条文にみられる耕作と納稅という二つの義務は、国家の觀点からすれば同じ義務にすぎず、国家の関心は、あくまで納稅義務にあつた。ところで、ウフダ地とは、徵稅請負人が納稅責任を請負つた土地にはかならない。従つて、ウフダ地の保有権をめぐつて、徵稅請負人と農民との間に争議がもちあがるような事態となれば、前者は、裁判所において、この規定を根拠に、ウフダ地の保有権を主張できたのである。⁽⁹⁾

ともかく、一八六六年の代議員議会(majlis shūrā al-nuwāb)決定において以下の如き記述がみられるところから、イスマイールの治世にはすでに、ウフダ地は、それが裁判所において確認されようとされまいと、法的根拠をもつて、徵稅請負人の私有地とみなされていたことが分かる。問題の記述とは、「徵稅請負人は、彼らの占有下にある土地(al-ātyān al-wādī'in yad-hum 'alay-hā)を法律(al-lā'iha)に基いて所有している(istamlakū)。そして、」⁽¹⁰⁾の土地——つまりウフダ地——とジャファーリク地、アブアーディーヤ地との違いは、ただ前者にはハラージュ税が課せられ、後者にはウシユル税が課せられている、という点だけである。⁽¹¹⁾といふものである。

この記述において注目すべきは、法律(al-lā'iha)が具体的にどの法令を指しているのか定かではないものの、とにかく、法的根拠をもつて、ウフダ地がジャファーリク地、アブアーディーヤ地と同じ所有権上の土地範疇として挙げられ、事実、ウフダ地について、ハラージュ地に対しては決して用いられる」とのない、malaka「所有する」の派生語が用いられている、という点である。すなわち、徵稅請負契約の際、そしてその後も、徵稅請負人に対してタクシードは発行されなかつたにも拘らず、一九世紀中葉における一連の土地立法の過程で、ウフダ地は、徵稅請負人の私有地とみなされるようになつていつたのである。こうして、ウフダ地における徵稅請負人と農民との関係は、土地

集積過程と私的土地位所有権確立過程との異なる結びつきがみられたにも拘らず、現実には、アブアーディーヤ地、ジヤファーリク地における土地被授与者と農民との関係と同一であった、と考えられる。

次に、外国人保有地の問題に移らう。近代エジプトにおいて、外国人による土地保有を最初に認めた法令は、一八六七年六月一〇日の勅令である、とされている。すなわち、同日オスマン・トルコ帝国によって公布された同勅令がエジプトにも適用され、以後、この法令はエジプト土地法体系に組み込まれた、というのである。この勅令によれば、土地取得の際外国人に与えられる権利は、はつきりと私有権 (*haqq al-milkiya*) と規定されている。⁽¹²⁾ 従って、それは、国家の公布するカースーンの適用をうけないイスラム法概念における私有権、つまり完全土地処分権であった。

しかしながら、以上の事実は、この一八六七年のオスマン・トルコ帝国勅令の採用によつて、エジプトにおいて初めて外国人による土地保有が認められた、ということを意味しない。実際、エジプトにおいては、ムハンマド・アリー自身が多くの農地を外国人に授与しており、そのため、この勅令公布以前すでに、多くの外国人が農地を保有していた。⁽¹³⁾

そして、こうした授与地の所有権の所在は、それに関する法令が公布されていないところから、定かではない。と言うよりは、ムハンマド・アリーにとって、外国人への土地授与は、他の国有地分配、再分配措置と同様、特定の目的でもつてかわされた君主、臣民間の契約行為にほかならず、それ故、極言するならば、土地国有制度下にあってムハンマド・アリーは、外国人への土地授与に際して、少なくともその当初においては、土地の所有権の所在など意識になかったであろう、と考えられる。ともかく、こうして、上述した一八六七年の勅令採用は、それまで現実にみられた外国人の土地保有を法的に追認することを意味するにすぎなかつたが、同時に、彼らの土地に対する権利を *haqq al-milkiya* と規定することによって、外国人土地保有者の権利を強化する結果となつた。

また、この勅令について同時に注意すべきは、確かにこの勅令の採用によって、オスマン・トルコ土地法の一部がエジプト土地法体系へ導入されたのであるが、それはそのままの形で導入されたのではなかつた、という点である。

すなわち、オスマン・トルコ帝国においては、一八六七年の勅令によつて外國人の土地所有が認められたが、彼らの所有地に関する争議は、たとえ原告、被告双方がともに外国国籍をもつ者であつたとしても、係争物が土地である限り、オスマン・トルコ法に基づき、オスマン・トルコ法廷で裁決される、とされていた。しかるに、エジプトの場合、土地争議についても、「外国人と現地人との間の争議は、被告側の国籍の法でもつて裁かれる」という原則が適用されたのである。このため、土地争議において、被告が外国人である場合には、訴訟は、被告国籍の領事裁判所において、そして、当該国の法に基づいて裁かれることとなつた。⁽¹⁴⁾ このことは、オスマン・トルコ帝国と西欧列強との間にとりかわされたキャプチュレーション規定が、エジプトにおいてもまた適用されたのみでなく、それがエジプトにおいては、拡大解釈あるいは濫用された、という事実を示している。そして、このキャプチュレーション規定の濫用によつて、外国人および外国国籍を取得したエジプト人マイノリティが、多くの一般農民保有地を、売買、質権設定等を通して、合法的に集積していくのである。⁽¹⁵⁾ また、こうして形成された外国人保有地には、実際上、国家が課す諸義務、とりわけ公共事業のための農民徵發の義務が免除されていたために、多くの農民が自ら進んで外国人土地保有者の私的保護 (himaya) を求めたのである。⁽¹⁶⁾

以上の叙述から分かるように、外国人保有地についても、エジプトはオスマン・トルコ帝国とは異なつた法環境下に置かれていた。そして、こうした法環境が生じた背景は、すでに繰り返し指摘している如く、ムハンマド・アリー以降歴代のエジプト統治者が、伝統的イスラム土地法体系下にあって、そして、伝統的イスラム国家觀に基づいて、

自らの権限によって多くの土地を分配、再分配していくにいた。

1

本稿「はじめ」註(1)、拙稿「一九世紀前半のヒジャースト土地・税制度」六七一八頁註(1)。

2

イルティザーム契約とウフダ契約との間の最も顕著な違いは、前者においては、^{ヘルムバッハ}「徵稅請負人による無制限な農民收穫物の收奪が認められていたのに対し、後者においては、國家が定めた土地稅徵收額が徵稅請負人の農民收穫物收の上限として定められていたことである。おひとも、ウフダ契約については、不明な点が多い。まことに、それが何年契約を原則としたのが明らかでない。また、徵稅請負人には自營地が与えられたとされてもいるが、その規模に関する規定はなかつたようである。」^{レッタ}によれば、耕作と納稅の義務が果せない農民の土地すべてが、徵稅請負人の直接管理下に置かれたとする。^{cf.} Ahmad al-Hitta, *tārikh al-zirā'a al-miṣriyya fi 'ahd muhammad 'ali al-kabir*, Cairo, 1950, pp.49-50.

3 Ahmad al-Hitta, *tārikh al-zirā'a al-miṣriyya* p.51, H. A. Rivilin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p.65.

4 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.129.

5 1850年アラベークモヘンウダ制度廃止の勅令が公布されたが、この勅令は空文箋等しかつたらしい。その他、ウフダ制度の歴史については、以下の文献を参照されよ。Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp.128-33, Ahmad al-Hitta, *tārikh al-zirā'a al-miṣriyya*, pp. 49-52, H. A. Rivilin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, pp.65-6, 'Ali Barakat, *taṭawwur al-milkiya al-zirā'iya fi misr 1813-1914 wa athar-hu 'alā al-haraka al-siyāsiya*, Cairo, 1977, pp.101-10.

6 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.130, Ahmad al-Hitta, *tārikh al-zirā'a al-miṣriyya*, p.49.
7 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.128, note 1.

8 H. A. Rivilin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p.66.

- 9 ベラカーレ^{ビラカーレ}ば、いよいよ全く回^{ハシマ}の見解を述べる。cf. 'Ali Barakāt, *tatawur al-milkīya al-zirā'iya*, p.107-8.
- 10 'Ali Barakāt, *tatawur al-milkīya al-zirā'iya*, p.108.
- 11 通常^{ヒヤウル}、起冠詞をひいたれた法律 (al-lā'iha) ば、一八五八年のサイード法^{ハリム}は一八七五年の修正サイード法^{ハリム}を指す。
- 12 *al-qawānn al-'aqariyya fi al-diyār al-miṣriyya*, pp.19-20.
- 13 H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, pp.62-3.
- 14 H. Lamba, *Droit Public et Administratif de l'Égypte*, pp.300-1.
- 15 Reports Respecting the Progress of Reorganization in Egypt, Egypt. No. 2 (1895), pp.28-9.
- 16 H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p.66.

[1] ブラーン地における私的^{ブリタニア}土地所有権の確立

1 ムハンマド・アリー統治下における土地保有事情

——登録農民固定制度と納税連帶責任制度——

第一章第一節において、バラージュ地における私的^{ブリタニア}土地所有権の確立過程に関して、以下の三点を確認した。第一は、ムハンマド・アリーの土地国有政策とは、結局のところ、国家による農民労働力の直接管理政策に他ならず、そのため、政策実施にあたって公布された法令群は、狭義の土地法としてではなく、農民の身分を拘束するための刑法あるいは行政法としての性格をもっていた、ところである。第一は、こうした国家による立法措置とは別に、当時

においても現実の土地耕作者は、地域共同体の枠内で比較的自立した土地保有をおこなつており、この事実は法レベルにおいて、国家法たるカースーンと民衆法たるウルフの対立として現象していた、ということである。そして、第三は、ムハンマド・アリー治世末期に至つて、社会経済環境の変化から土地保有の混乱が生じ、エジプト政府はこの事態に対処するため、一八四〇年代以降私的土地位所有観念の導入によつて、それまでの土地国有政策の一部修正を計つたが、このことを法レベルで述べるならば、当時国家法としてのカースーンと民衆法としてのウルフとの間の乖離が甚しくなり、そのため、エジプト政府は、それまでの刑法、行政法からなる法体系に代わる新たな立法措置をとらざるをえなくなつていつた、ということである。そして、この新たな立法措置こそ、一八四六年の第一土地法公布に始まる一連の土地立法であり、それは、土地耕作者の慣行に基づく自立的土地位所有の現状を法的に追認するという形でなされた。

さて、本章は、以上三点を踏まえたうえで、一九世紀中葉におけるハラージュ地での私的土地位所有権確立過程を、ハラージュ地保有者との土地位所有関係がその政治的、社会的制約から解放されて、抽象的な土地位所有関係として規定されるに至る過程として措定し、それを当時公布された土地位所有関係法令にみられる規定の分析によって跡づけることを目的としている。ここで政治的、社会的制約とは、まず何よりも、イスラム的土地位所有観念に基づいて当時実施された国家の諸政策に帰因する、経済外的強制一般を意味するが、それは、結局のところ、ムハンマド・アリー統治下における、特定村落を原籍地として耕作者をそこに固定させようとした登録農民固定制度と、それの徵税機構における対応物であった、村落単位での納稅連帶責任制度という二つの制度に帰着するように思われる。事実、この二つの制度は、一九世紀中葉における土地立法において、特定の名称で呼ばれてはいないものの、それがこの二つの制度を念頭

に置いて、しかも、それからの耕作者の解放を目的としていたことは明らかである。また、この二つの制度からの耕作者の解放を跡づけることは、こうした国家の政策に帰因する経済外的強制からの解放を跡づけることになるほか、もう一つの経済外的強制、つまり地域共同体規制からの解放を跡づけることにもなる。なぜならば、後述するように、この二つの制度は、当時の村落共同体慣行をもとに組織されたからである。

ともかく、こうして本章において、ハラージュ地における私的土地位所有権の確立過程を、耕作者が登録農民固定制度と納税連帶責任制度から解放される過程として跡づけるのであるが、本題に入る前に、本節において、それはいかなる制度であったのか、また、この制度のもとにありながら展開した慣行に基づく農民の土地保有、および、こうした慣行に基づく土地保有を促した社会経済環境の変化とはどのようなものであったのか、以上三点について簡単な解説を加えてみたい。

ムハンマド・アリーは、一八〇五年に政権の座につくや、それまでの土地・税制度であった徴税請負制度を廃止し、農地の国有化を計った。そして、一八一三年から翌年にかけて検地 (*tārī'*, *fakk al-zimām*) を実施し、その過程で農民に土地を分与し、彼らを村落ごとに租税台帳 (*daftār al-mukallafā*) に登録した。同時に、分与地の自由な処分を禁じるとともに、それが登録された村落を農民の原籍地 (*al-balad al-āshī*) として彼らをそこに固定させ、また、村落有力者 (*mashāykh al-balad*) を村役人として組織し、彼らに対して逃散者の追跡を義務つけた。⁽¹⁾ もろに、村落有力者に対しても該村落に課せられた税額の一括納入の責任を、そして、村落住民に対して納税連帶責任を負わせた。本稿で登録農民固定制度とは、前者の農民を特定村落に固定させ、彼の自由な移動と土地処分を禁止する制度を指し、納税連帶責任制度とは、後者の一部村民の税滞納 (*baqīya*, pl. *baqāyā*) を村落有力者の権限で他の村民に強制的

に負担させる制度を意味する。そして、この二つの制度に立脚したムハンマド・アリーの土地・税政策とは、一言で述べるならば、村落を行政、徵稅單位として利用しつつ、登錄土地保有者と現実の土地耕作者を一致させることによって、個々の農民レベルで納稅義務者を把握しようとする政策であったといえる。

ところで、この二つの制度については、以下の諸事実が注意されなければならない。登錄農民固定制度について
は、まず何よりも、農民が村落單位に登錄されていたことは明らかなのであるが、個々の農民の保有地が租稅台帳において、彼個人の名義で登錄されていたのか、あるいは、村落の名義で一括登錄されていたのかについて、従来の研究者の間で意見が分かれているということである。すなわち、アーティンは、検地後分与された農民保有地は個々の農民の名義で租稅台帳に登錄された、と指摘しているのに対し⁽²⁾、ベアードはこの指摘を否定し、農民保有地は村落名義で一括登錄され、村落内における村民への土地分配、再分配において村落有力者が大きな権限をもっていた、と主張しているのである。そして、ベアードはさらに、農民保有地が個々の農民の名義で租稅台帳に登錄されるようになるのはサイード（治世一八五四—一六三年）の時代になつてからであり、この事實をもつて、一九世紀エジプトにおける村落共同体の解体過程の一指標とみなしている。⁽³⁾ しかしながら、ベアードがその典拠として挙げている文献はすべて、後代の、それも近代的土地私有権が確立された後の法律家の見解であつたり、旅行記にみられる断片的な記述であつたりであつて、租稅台帳そのもののみならず、同時代文献でもない。⁽⁴⁾ さらに、もしベアードの指摘が正しいとしても、それではいつ農民保有地が個人名義によつて登錄されたかについては、ただサイード治世においてとしか指摘されておらず、また、それを命じた法令も現在までのところ確認されていない。⁽⁵⁾

ともかく、このように、農民保有地の租稅台帳登錄の実態は今後の解明に待つしかないとしても、ムハンマド・アリ

ーの検地の目的が、個々の農民の保有地を固定し、その境界を明確にすることにあつたことは明らかであるようと思われる。例えば、一八三〇年に公布された農業法では、土地収穫物を含めた個々の村落住民の財産を尊重すべきこととが繰り返し述べられ、また、村民間の土地境界をめぐる争いについて規定した同法律第二条には、明確に、この種の争議は検地台帳 (*daftar al-tārī*) に基づく境界確認によつて解決されるべきことが定められている。⁽⁶⁾ さらに、農民保有地の質権設定について規定した一八四六年の第一土地法第一条には、ムハンマド・アリーの検地が言及され、それは占有者 (*wādi' al-yad*)、つまり村落住民の名義によつてなされた (*al-misāha 'alā ism-hu*)、と述べられている。このように、法令の規定から判断する限り、検地は、個々の農民保有地の境界を固定するために実施された、と考えられる。

従つて、当時エジプトの一部の地域、とりわけ、検地の実施が遅れ、また、多くの土地が依然⁽⁷⁾自然灌漑体系に基づいて耕作されていた上エジプト地方において、土地割り替え慣行がみられたとしても、この事実は、ムハンマド・アリーの検地実施の意図を否定するものではない。すなわち、ベアーはムハンマド・アリー時代における村落共同体慣行の存在を示す事例として、一部の地域における土地割り替え慣行を挙げ、事実、農業法第四五条には、彼のこの主張を裏付けるように、村落有力者による土地割り替え慣行についての記述がみられる。しかしながら、この条文は、村落に課せられた税額の村落有力者による村民への分配業務に付随してみられたこうした土地割り替え行為を、村落有力者の職権濫用として処罰するために設けられたものである。従つて、そこにみられる土地割り替え慣行への言及は、この慣行が当時少なくとも一部の地域において引き続き根強くみられたことを示してはいるものの、農民保有地を固定させようとしたムハンマド・アリーの検地実施の意図を否定するものではない。さらに、検地がこの慣行を廃

止するための措置であったことは、一八五八年のサイード法第一八条の記述からも窺うことができる。すなわち、この条文は土地割り替え慣行に言及しているが、そのなかで、こうした慣行がみられるのは、それまでに検地が実施されなかつた村落、あるいは、検地台帳が紛失してしまつた村落においてであり、こうした村落については、将来の検地実施までの一時的措置として、土地分割台帳 (*daftar al-taqsim*) を作成し、今後は土地割り替えをおこなわず、この台帳に基づいて村落住民は土地を保有すべきことが規定されているのである。

以上、登録農民固定制度について指摘した、ムハンマド・アリーの土地・税政策の意図と従来の村落慣行との関係は、納稅連帶責任制度についてもまた指摘することができる。すなわち、村落単位での納稅連帶責任制度の存在から、当時における村落有力者層を頂点とした自律的村落共同体の存在を想定してはならない、ということである。確かに、この制度のもとにあっては、村落有力者は課税額の一括納入、および、その村民への分配の責任を負い、また一部村民の税滞納は、他の村民の負担によつて村落内で決済された。しかしながら、この制度については、以下の二点があわせ考慮されなければならない。

第一は、納稅連帶責任制度は村落レベルにとどまるものではなく、村落レベルで調整できない税滞納については、その納稅連帶責任が上位行政区、つまり郡 (*khuṭṭ*) のレベルで課せられた、という事実である。⁽⁸⁾ このように、村落単位での納稅連帶責任制度は、あくまでも、徵稅機構における末端組織として位置づけられていたのである。そして、第二は、土地税は原則として統一的課税基準に基づいて、村民保有地の地味に応じて課税され、そのため、村民の土地税その他諸税の納入情況は、徵稅時において徵稅人 (*sarrāf*) が租稅台帳に基づいて各村民に交付した納稅受領證明書 (wird, pl. awrād) のなかで、個別的に記載されていた、という点である。つまり、その年の収穫高が課税（納稅）額を

上回る時には、その差額が余剩金 (*fā'iq*, pl. *fawā'iq*) として、また逆の場合には滞納金 (*baqīya*, pl. *baqā'yā*) として記載されたのである。⁽⁹⁾ 従つて、例えば一八三〇年の農業法には、村落有力者ならびに徵稅人の不公平な、あるいは恣意的な稅分配に関する記述が多くみられるが、それらはすべて、彼らの職權濫用として处罚の対象となつており、また、稅滯納が原因で村民が逃散した場合、村落有力者は逃散者を追跡し、村に帰還させる責任を負わせられたものの、この逃散についての处罚は、村落有力者がそれに加担していない限り、逃散者本人および彼を保護 (*himāya*) した者に對して、そして、逃散者が滯納した稅額についてのみなされる、という規定がみられる。⁽¹⁰⁾

ともかく、こうして、登録農民固定制度および納稅連帶責任制度実施からはつきり窺うことができるのは、村落を行政、徵稅単位として利用しつゝ、個々の土地耕作者に対しても一元的支配を確立しようとする國家の政策意図である⁽¹¹⁾。しかしながら、現実には、この国家の政策意図が、意図する通りに機能していた訳ではなかつた。すなわち、こゝでもムハンマド・アリーの一連の土地・稅政策において顕著な、國家の政策意図と現実との乖離がみられるのである。そして、この乖離の法的反映こそ、前章で指摘した、カーネーンとウルフとの乖離現象であるが、それは具体的には、登録農民の慣行⁽¹²⁾に基づく土地処分行為としてあらわれた。換言するならば、先述した土地耕作者に対する一元的支配の確立という国家の政策意図は、結局のところ、農業労働力と財源を確保しようとする財政至上主義的国家理念の表明に他ならず、そのため、当時の国家は、現実には、財源が確保される限り、農民の土地保有に直接介入する意図ではなく、それを慣行⁽¹²⁾のもとに置いた、あるいは、置かざるをえなかつた。そのため、ムハンマド・アリーの土地・稅政策の原則を確認したうえで、次に問題とされるべきは、この慣行に基づく農民の土地保有の実態である。

この点に関して、従来の研究は以下の二点について言及している。第一は、すでに繰り返し指摘しているように、

法的には自由な土地処分行爲は禁止されていても拘らず、現実の土地耕作者は、慣行⁽¹³⁾という形で、彼らの保有地を相続し、また、賃貸借、質権設定^(ガーブルーカ)、さらには売却を通して処分していた、という事実である。もともと、こうした土地処分行爲は、先述した国家からの規制のほか、村落共同体規制の存在と当時における小さな土地流動性を考える時、村落住民間の処分に限られる場合が多かつたと想像される。しかしながら、幾つかの同時代文献は、ムハンマド・アリー統治下においても資本家(capitalist)と称される一群の土地集積者がいたこと、それ故、土地処分行爲が村落を越えた規模にまで及んでいたことを報告している。⁽¹⁴⁾

そして、第一は、村落所属地内の多くの無主地が村落有力者の権限によって処分されていた、という事実である。⁽¹⁵⁾すなわち、国家は、相続資格者を残さず死亡した村落住民の土地、離村者あるいは兵役赴任者によって放置された土地、また、村落内で新たに発見された可耕地の処分について直接干渉せず、それを村落有力者の権限に委せたといふのである。事実、例えば一八四六年の第一土地法第一条には、村落有力者の管理下に置かれた離村者の土地を本来の土地保有者、つまり離村者に戻すべきことを定めた規定がみられ、この規定から、当時村落住民が離村する場合、もし村落内に親族あるいはそれに代わる代理人がいないならば、彼らの土地は委託という形で、あるいは事實上、村落有力者の管理下に置かれていたことが推測される。

以上二点に関連して、今後解明が待たれるのは、一八一三年以降実施されたムハンマド・アリーの検地の実態である。なぜならば、これまで、検地に始まるムハンマド・アリーの一連の土地政策は、これ程ドラスティックな改革を経験しなかつた他のオスマン・トルコ帝國領アラブ地域と異なる、その後の近代エジプト独自の土地制度史を決定づけた措置として、すべての研究者によつて強調されているのであるが、このように強調されているにも拘らず、現在

までのところ、検地台帳、租税台帳その他第一次史料に基づいた、このムハンマド・アリーの検地についての実証的研究は皆無だからである。そのため、検地によつて農民に土地が分与されたといわれるが、この措置は、大幅な土地再分配を伴つたものなのか、あるいは、土地耕作者レベルの現実の土地保有関係をそのまま追認しただけであつたのか、また、各農民に分与された土地の面積はどれ程であり、さらに、土地分与の対象とされた農民とは、すべての成年男子であつたのか、あるいは、家族 (*ā'īla*) の長であったのか⁽¹⁶⁾、等全く基本的な事実関係についてでさえ不明な点が多い。また、こうして分与された土地が、租税台帳において被分与農民個人の名義で登録されたのか、あるいは、村落の名義で一括登録されたのかについてさえ研究者の間で一致がみられないことは、先に指摘した通りである。

こうした諸点の解明は今後の研究に待つとして、ともかくここで確認すべきは、ムハンマド・アリー治世初期からすでに、国家の政策意図と現実との乖離が広くみられた、という事実である。そして、その理由は大略以下の二つであつた、と考えられる。第一は、その実態は必ずしも明らかではないものの、それまでの村落共同体慣行の根強い存続である。⁽¹⁸⁾ 次いで、第二は、当時のムハンマド・アリーの弱い権力基盤からいって、彼の権力は村落レベルにまで及ばず、その結果、村落行政において、彼は村落有力者層に頼らざるをえなかつた、という事実である。確かに、ムハンマド・アリーは、村落有力者層を行政末端機構に組み込む際、任命および解任の権限を上位行政機関に置くなどして、彼らに対しても上からの厳しい規制を加えてはいる。⁽¹⁹⁾ しかしながら、いわば征服王朝に近い形で建設されたムハンマド・アリー王朝にとって、村役人として頼れる層は、ユダヤ人、コプト系キリスト教徒など少数民族を除けば、従来の村落有力者層しかなく、農村統治において、彼らを頂点としたそれまでの村落共同体を行政、警察、徵税単位として組織し、利用せざるをえなかつた。このことは、村落有力者に対する、村落所属耕地の四あるいは五パーセントが

「村長職免稅地」(atyān al-masmūh)として与えられた事実に象徴的に示されている。そして、この免稅地がその後における村落共同体慣行残存の温床となつたことは、この種の土地を廢止することを命じた一八五八年の勅令の内容をみるとことによつて分かる。すなわち、この勅令に従えば、マスムーハ地廢止の理由は、村落有力者が村落住民をこの土地で強制耕作させるなど、彼らの職權を濫用すること甚だしかつたことであつた。⁽²⁰⁾

こうして、ムハンマド・アリーの土地政策が現実には十分機能しなかつた背景には、従来の村落共同体慣行と、それを末端行政機構として利用しつゝ、村落住民に対して一元的支配を及ぼそうとする国家の政策意図との間の対抗依存関係があつたと考えられる。そして、この関係を端的に示しているのが、村役人としての村落有力者の職務内容を定めた一八三〇年の農業法の規定内容である。すなわち、そこでは、村落有力者の同じ行為が、一方では国家的觀点から、村民に対する職權濫用として、他方では村民的觀点から、國家権力に対する私的保護(himaya)としてあらわれているのである。⁽²¹⁾ 従つて、こうした村落共同体慣行の根強い存続は、国家の政策実施にあたつて一つの障害とはなつたものの、政策変更をもたらす程の障害ではなかつた。ムハンマド・アリー治世末期におけるエジプト土地政策の修正をもたらした原因は、こうした前代からの遺制の残存ではなく、当時進行しつつあつた社会経済環境の変化であつた。

この社会経済環境の変化とは、言うまでもなく、一八四〇年代を境としたムハンマド・アリーの全産業に亘る独占体制の崩壊と、自由主義的経済体制への移行である。そして、この社会経済体制の一大変革は、さまざまな国内要因、および、一八四〇年のロンドン条約に象徴される西欧列強の圧力、つまり、エジプト社会の世界資本主義体制との邂逅という对外的要因に基づいており、この体制変革の原因を探ること自体が一つの大きな研究テーマである。從

つて、ここでは、こうした諸要因のうち、一九世紀中葉において公布された土地関係法令の規定から窺うことができ、以下の二つの国内要因に言及するにとどめざるをえない。この二つの国内要因とは、第一に、土地に対する労働力の相対的稀少性であり、第二に、商品作物、とりわけ綿花栽培の普及である。

一九世紀前半のエジプトは人口過密な国家ではなく、当時における第一の農業問題は、現代とは全く対照的に、農業労働力の不足であった。そして、この農業労働力不足は、ムハンマド・アリーによる公共事業、兵役、国営工場のための過度な農民徵発と、こうした徵発と重税を嫌っての農民の逃散現象の多発によって一層深刻となつた。

ところで、こうした農業労働力の不足現象を、エジプト土地法体系への私的土地位所有觀念の導入による土地国有政策の修正をもたらした要因として挙げることについては、少し説明が必要であろう。なぜならば、本章では、農民の自由な土地保有を制約する経済外的強制として登録農民固定制度と納稅連帶責任制度という二つの制度をとり上げ、農民保有地における私的土地位所有權の確立過程をこの二つの制度から農民が解放される過程、換言するならば、彼らが国家による農民土地繫縛政策から解放される過程として跡づけることを目的としているのであるが、もし当时労働力不足が深刻な事態となつていたとするならば、国家の農民土地繫縛への要請は減少するどころか、かえつて増大すると考えられるからである。

確かに、当時国家は、農業労働力不足に直面して、新たな検地の実施による土地国有制の再強化という手段に訴えることもできたかもしれない。しかしながら、ここで想起すべきは以下の二点である。第一は、当時における国家の関心は、農業労働力の不足現象自体というよりは、それが背景となって生じた土地保有の混乱と、その結果生じた納稅義務者の不明瞭化による財政収入の減少であった、と考えられることである。また、第一は、ムハンマド・アリー

の農民土地繫縛政策とは、結局のところ、作付強制、作物の公定価格での強制買上げを通して、国家が農業部門からの利益を独占的に取得する農業国家独占政策実施のためにとられた手段に他ならなかつたが、この農業独占体制は、西欧列強の圧力による一八四〇年のロンドン条約締結によつて、当時廢止を余儀なくされていた、ということである。そのため、たとえ國家が土地国有制の再強化という手段に訴えても、それは、農業部門からの財政収入の増加を約束するものではなかつた。こうして、新たな土地政策としてとられたのが、一方では、土地授与、とりわけ王朝一族への土地授与⁽²²⁾の増大と徵稅^{フタダ}請負制度の復活であり、他方では、私的土地位所有觀念の導入による土地国有政策の修正であつた。すなわち、土地国有政策の修正によつて、當時農民は國家の土地繫縛政策から解放されたとしても、この事実は決して、彼らが領主あるいは地主の土地繫縛圧力から解放されたことを意味しなかつた。事実、前章第一、三節で指摘した如く、王朝一族所領⁽²³⁾および徵稅^{フタダ}請負地において、農民に対する土地繫縛圧力は強まり、また、一般農民^{ハヨウノミン}保有地における私的土地位所有觀念の導入が、農民の土地喪失と地主・小作關係の強化を導いたことは、本章および次章で指摘する通りである。

一九世紀中葉における土地關係法令の規定から窺うことができる、土地国有政策の修正をもたらしたもう一つの国内要因は、商品作物、とりわけ綿花栽培の普及である。ところで、こうした商品作物栽培の普及が耕作者に対しても利潤動機を与え、その結果土地の流動性が高まるということは、誰しも予想しえるところであろう。しかしながら、こうした事態が本格的に進展したのは、自由主義的經濟体制下に置かれた一九世紀後半、とりわけ一八六〇年代前半のアメリカ南北戦争に帰因した綿花ブーム以降であり、一九世紀前半にあつては、事態は異なつていた。
すなわち、この時期については、以下の二点が留意されるべきである。第一は、農民はしばしば当局の目を盗んで

商人と直接取引をする場合があつたとはいへ、當時エジプトはムハンマド・アリーの農業国家独占体制下に置かれていたために、彼らの収穫物のほとんどは、指定価格によつて国家に強制的に買上げられていた、ということである。⁽²⁴⁾

そして、第二は、綿花をはじめ商品作物のほとんどは夏作物であり、夏作物の栽培のためには、夏運河建設による通年灌漑体系の完備という莫大な設備投資を必要とした、ということである。以上二点から分かるように、一八二〇年代に開始される綿花栽培の導入および普及は、国策として初めて可能であった。そのため、當時エジプト政府は、夏運河建設によつて通年灌漑体系の整備を勢力的に推し進める一方、開墾奨励策として、こうして耕作可能地となつていた荒蕪地^(アーディヤー)を、種々の税制上および所有権上の特權を付与して、王朝一族、高級官僚等に授与していく。同時に、種子、資金の前貸など綿花栽培奨励策が実施されたが、そのなかには、揚水車建設費を賄うとのできない農民の土地を強制的に没収し、それを建設費を賄うことのできる他の農民の管理下に置くという、農民の土地保有に直接介入する措置も含まれていた。⁽²⁵⁾こうした綿花栽培奨励策が、農民の土地繫縛によつて登録土地保有者と現実の土地耕作者との一致を計らうとする当時のエジプト政府の土地国有政策と、相容れないことは明らかである。すなわち、確かに商品作物栽培の普及が土地の流動性を高めたとしても、それは、少なくとも一九世紀前半においては、國家の関与なしには生じえなかつた。換言するならば、ムハンマド・アリーの農業国家独占体制自体のなかに、土地国有政策の修正を促す要因が含まれていたのである。

1 抽稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」六九頁、"Egyptian Village Community", pp.184-193.

2 正確には、chaque cultivateur en âge de travailler やめ。Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.89.

3 G. Baer, "The Dissolution of the Village Community", in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, p. 22.

- ⁴ エジプトの法学者 M. K. Moursy の *De l'Etendue du Droit de Propriété en Égypte*, Paris, 1914, p. 104. これは “……enregistrées au nom des communes” である表現が指摘されるが、上記著作の翻訳版は M. K. Mursi, *al-milkiya al-'aqāriya fi misr wa tatawur-hā al-tarikhī min 'ahd al-fara'inā kattā al-ān*, Cairo, 1936, p.75. これは詳説箇所の表現が “al-arādi al-mazrū'a aw al-qābilā li al-zirā'a rubiqat zimān li al-nawāhi” 「耕作地あるいは可耕地は、村落の所属地として登録された」 である。しかし、ナリヤだ、耕地が徵税単位である本落しとは登録されたところの事実が指摘されてしまうだけであり、耕地片の登録が問題にならざるやうだ。
- ⁵ エジプトの見解が正確であるのは、それが、一八五三一九年にサイードによって実施された検地を憲成する。アーハム・トニー検査以後の検査よりこゝでは、以降の文献や参考文献 H. G. Lyons, *The Cadastral Survey of Egypt 1892-1907*, Cairo, 1903, pp. 68-76, Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp. 303-24, J. Hunain, *al-ayyān wa al-darāib*, pp.113-18.

⁶ さて、一八三〇年の農業法にて、多く幅及べる、この法律の英訳文の翻訳が拙稿 “Egyptian Village Community” pp. 195-211 における訳文の一部である。詳説箇所を除く諸段落も同様に指摘するに留めた。

⁷ G. Baer, “The Dissolution of the Village Community”, p.22.

⁸ J. Bowring, *Report on Egypt and Candia*, London, 1840, p.15, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p.117.

⁹ Ahmad al-Hitta, *tārikh al-zirā'a al-misriyya*, p. 70.

¹⁰ 農業法第十条。

¹¹ ナリヤの規定にて注目すべきは、納稅連帶責任制度が家畜などの村民財産の処分を監視する制度になると機織った、これがなればエジプトの村々 “Egyptian Village Community”, p.190.

12 一九世紀中葉の土地関係法令による地主の土地保有権行使について、本稿第四章第一節参照。但書かれてはいる。

13 12回強調しているのをハトコヘドモ。H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, pp. 23-4, 73-4.

14 J. Bowring, *Report on Egypt and Candia*, pp.16, 45.

15 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.276, 280.

16 リハコハズ「農民」一人あたりに分与された土地面積が二十一五ハシターハヤウタム指摘している。ハトコヘイ一人でもハズベキ他の史料には現れないとある。この数字について疑問を呈している。cf. Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.

89, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, chap. III, note (34).

17 訳(?)に指摘したように、アーティハズベキは、耕地分与の対象ハズベキたのば、chaque cultivateur en âge de travailler やある。しかるに、彼の著作の英訳は、chaque cultivateur & each family である。cf. 前註で掲げた文解。

なお、前註箇所のアラビア語訳 (Y. Artin, *al-ahkām al-mar'iya fi sh'a'n ab-arādi al-miṣriya*, Cairo, 1306 A. H., p. 47) は、kull fallāh kāna qādirūn 'alā al-shughl である。

18 第一次史料に基く、オバヤン・ルハロ時代のヒジャーブ村落社会研究は、現在やういふの錯覚つかだばかりである。cf. 'Abd al-Rahim, *al-nif al-misri fi al-qarn al-thāmin 'ashar*, Cairo, 1974.

19 農業法第八条、J. Bowring, *Report on Egypt and Candia*, p.121.

20 ヤムーク地 (atyān masmūh al-mashāykh, atyān masmūh al-maṣṭaba) はハズベキ、拙稿「一九世紀前半のヒジャーブ土地・税制度」七五一六頁を参照のこと。

21 拙稿 "Egyptian Village Community", pp.193-5.

22 リブリハズベキハマム・トヨー治世末期における、多くの耕地を土地授与と徵稅請負を通じて王朝一族の直接管理下に置

いうべしにした一連の政策を、農業国家独占体制の崩壊による財政収入の減少を実質的に回避するための措置であったと解釈している。いうしたリブリンの見解は、石田進『帝国主義下のエジプト経済』御茶の水書房、一八七四年、一四三一五二頁。

23 第一章第一節、註(7)で指摘したよほど、一八六〇年代以降、公定価格での売却が、耕地、荒蕪地分配、再分配における一般的手段となつてゐる。この事実は、明らかに、当時における土地需要の増大を示してゐる。

24 H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p. 186, E. R. J. Owen, *Cotton and the Egyptian Economy 1820-1914*, Oxford Univ. Press, 1969, p. 67.

25 E. R. J. Owen, *Cotton and the Egyptian Economy*, p. 29.

26 第一土地法第四条、H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p. 74.

2 ハラージュ地における私的土地位所有観念の導入

前節において、ハラージュ地における私的土地位所有観念の導入が、ムハンマド・アリー治世末期に生じた土地保有の混乱、すなわち、登録土地保有者と現実の土地占有・耕作者の乖離を整理し、再び納稅義務者を明確に把握するためとられた措置であったことを指摘した。といふで、一九世紀中葉における土地関係法令において、離村者(mutassahib)問題が大きなテーマの一つとして扱われている。そして、この一群の離村者規定について注目すべきは、ソルジ被われている離村者とは、文字通り実際に村落から逃散あるいは離村し、土地を放置した者にとどまらず、村落内に居住していても、何らかの理由によって自分の土地を他人の管理下に委ねるやうなかつた者をも意味している

ことである。⁽¹⁾また、そこで問題となっているのは、離村者によつて村落内に放置された土地の保有権をめぐる離村者と現実の土地占有者との間の争議であるところから、この離村者が土地を放棄して、永久に村落を去つた者を意味しているのではないことは、明らかである。すなわち、一群の離村者規定が対象としているのは、前節で指摘した、当時広くみられた登録土地保有者と現実の土地占有者の乖離という土地保有の混乱であつた、と考えられる。そのため、一九世紀中葉における土地関係法令、とりわけ一連の土地法のなかで、この離村者問題が大きなテーマの一つとして扱われ、また、こうした一群の離村者規定のなかで、ハラージュ地に対して私的の土地所有観念が導入されていったことは、けだし当然である。そして、そこにみられる私的の土地所有観念導入措置とは、結論的に述べるならば、取得時効規定を設けることによつて、土地保有権の登録土地保有者から現実の土地占有者への移転を承認することであつた。

さて、特定村落を農民の原籍地 (*al-balad al-asli*) として彼らをそこに固定し、自由な移動と土地処分を法的に禁止することによつて、登録土地保有者と現実の土地占有者との一致を計ろうとしたムハンマド・アリーの土地国有政策においては、たとえいかに長年に亘つて土地を事実上占有していても、その保有権が登録土地保有者から現実の土地占有者へ移転する可能性のないことは、自明である。すなわち、登録土地保有者が彼らの保有地 (*cathar*) を長年に亘つて放置した場合でも、また、慣行に基づく自発的な土地処分行為を通じて、彼らの保有地が第三者の占有下に置かれた場合でも、国家が土地保有権の移転を承認しない限り、登録土地保有者が、依然として当該地の権利上の保有者 (*sâhib al-cathar*, *bab al-cathar*) であり続けた。こうした、現実の土地占有状態とは無関係に、土地の保有権の帰属を明確にするために、登録土地保有者は、しばしば法令のなかで、「本来の」 (*asl*) という形容詞をつけられて、「本来の土地保有者」 (*sâhib al-cathar al-asli*) と呼ばれている。他方、彼らに代わつて当該地を現実に占有している者は、たと

えそれが事実上の土地処分行為に基づいている場合であっても、法的には一律、当該地の一時的占有者 (*wādi' al-yad*) として扱われた。事実、ハラージュ地における私的土地位所有権確立過程の端緒とされる一八四六年の第一土地法においても、以上の如き、現実の土地保有事情とは無関係な、登録土地保有者の土地に対する権利の確認がみられる。すなわち、離村者について規定した同法律第二条には、登録土地保有者が何年土地を放置していても、彼がそれの再取得を望みさえすれば、土地は彼に戻される、と定められているのである。

ところで、この第一土地法第二条の規定について、幾人かの研究者は、これを逃散農民への帰村の呼びかけである、と解釈している。⁽²⁾ 確かに、逃散現象の多発に直面した政府が、逃散者の帰村を促すために、彼らの法的土地位所有者としての資格を改めて確認した、ということは考えられる。しかしながら、ここで注目すべきは、同条文は、離村者によつて放置された土地のみならず、村落有力者の管理下に置かれた土地、また、揚水車建設費を賄えないという理由から、国家によつて強制的にそれを賄える第三者に管理を委託された土地についても言及し、これらすべての土地を現実の占有者から「本来の土地保有者」へ返還すべく命じてゐることである。すなわち、この条文の規定から確認すべきは、まず何よりも、登録土地保有者と現実の土地占有者の乖離という土地保有の混乱に直面しながらも、エジプト政府は、一八四六年の第一土地法公布時点では、それを登録土地保有者の法的土地位所有者としての資格を再確認することによつて整理しようとしたこと、換言すれば、当時のエジプト政府は、離村者規定にみる限りでは、依然としてそれまでの土地国有政策に固執している、という事実である。しかるに、一八五四年の第二土地法において、この登録土地保有者の法的土地位所有者としての資格は、制限されるに至つた。すなわち、この法律によつて取得時効規定が設けられ、離村者、つまり登録土地保有者が一五年以上に亘つて土地を放置するならば、離村者には土

地再取得の権利はなく、土地は現実の土地占有者の保有下に入る、とされたのである。⁽³⁾

そして、第三土地法にあたる一八五八年のサイード法第七条において、この一五年という時効期間は五年に短縮された。そのため、過去五年以上に亘って土地を放置した離村者は土地再取得権を失つたのであるが、さらにこの条文は、こうした過去の離村者についてとは別に、今後の離村者についても言及し、村落住民が離村を望む場合には、五年以内の期間に限りそれを認めるが、その際当局にその旨を報告し、同時に、離村期間において土地耕作にあたる彼の代理人を任命すべきこと、そして、この義務を怠るならば、彼の保有地は国家によって没収、処分される、と規定している。つまり、この条文は、今後の離村者に対して新たな付帯義務を課すことによって、事实上、登録土地保有者から現実の土地占有者への土地保有権の移転を容易ならしめているのである。

さらに、エジプト政府は、一八六五年一二月一四日付の勅令で、サイード法における上記代理人規定を踏襲しているものの、その条件を厳しくし、認可する離村期間を五年から三年に短縮した。すなわち、この勅令に従えば、たとえ代理人を任命していても、三年以内に帰村しなければ、離村者の土地は代理人、つまり現実の土地占有者の名義で租税台帳に登録される、と定められているのである。⁽⁴⁾

ともかく、こうして、離村者についての一連の規定から窺うことができるのは、離村者に仮託された登録土地保有者から彼の法的的土地保有者としての資格を剥奪していく過程、換言すれば、ムハンマド・アリーの土地国有政策における基本原則、つまり、登録土地保有者と現実の土地占有者とを一致させる、という原則を否定していく過程である。そして、エジプト政府は、こうした離村者についての一連の措置とは別に、よりドラスティックな形でこの過程を推し進めた。すなわち、サイード法公布に先立つ一八五四年、一八五五年、一八五六六年に公布された三つの勅令によ

つて、耕作者は、彼の保有地のうち、耕作と納稅の義務履行が可能な土地のみを保有し、それが不可能な土地については、それを自らの意志によって放棄するか否かを選択できることと、そして、こうして放棄された土地 (al-ātyān al-matrūka) は、国家の管理下に置かれ、勅令によってそれを望む者に与えられる、と規定されたのである。⁽⁶⁾

そして、この規定はサイード法第二二条によつて確認されているが、この条文ではさらに、一度土地を放棄した耕作者は再びそれを取得すべく申請することはできない、と定められた。こうして、一連の放棄地に関する立法によつて、エジプト政府は、それまでただ単に国家に対する耕作および納稅の義務関係としか規定されてこなかつた耕作者と土地との関係において、自由意志の概念を導入し、まがりなりにも、耕作者の土地に対する主体的権利を認めることがとなつた。ただし、この放棄地に関する規定は、一八六五年一二月一四日付の勅令によつて廃止された。⁽⁶⁾ そのため、一八七五年に公布された修正サイード法では、サイード法第二二条は削除されている。⁽⁷⁾

さて、以上離村者と放棄地、とりわけ前者に関する規定の変遷から知りうる事実は、一九世紀中葉に至つて、觀念的なハラージュ地保有権が姿を整えた、ということである。ムハンマド・アリーの土地国有制度下における、ハラージュ地保有をめぐる法環境の特徴は、一言で述べるならば、権利上の土地保有と事實上の土地保有、つまり土地占有 (wad' al-yad) との未分化であつた。すなわち、そこでみられるのは、一方では、現実の土地保有状態とは無関係に登録された、土地の特定個人への帰属であり、他方では、こうした帰属とは無関係に展開された土地占有であつた。そして、こうした権利上の土地保有と事實上の土地保有をつなぐものは、国家による一方的な土地保有権の移転の承認でしかなかつた。そのため、極言するならば、当時にあつては、耕作者の土地に対する権利関係としての土地保有権など存在していなかつた、といえる。そして、こうした法環境が生じたのも、第一章第二節で論じた如く、当時、

土地国有原則に基づく国家の財政至上主義的的理念が表明されるだけで、狭義の土地立法がなされず、土地保有関係が、一方では、刑法あるいは行政法という形での農民の労働力管理立法によって、他方では、民衆法としての慣行ケルフによつて、律せられていたからであつた。しかるに、一九世紀中葉における土地立法によつて、取得時効規定が設けられたや、権利上の土地占有、つまり土地占有権(haqq wad' al-yad)が成立し、これを介して、國家権力とは一応独立した形での、事実上の土地保有から権利上の土地保有への移行の道が開かれた。そして、この取得時効規定に準拠して取得されたハラージュ地保有権を介した、耕作者と土地との関係は、それまでとは異なり、抽象的な関係たらざるをえなかつた。

このことを象徴的に示しているのが、サイード法以降、ハラージュ地保有者と土地との関係を表現する言葉として、アサリーヤという単語が用いられるようになったことである。すなわち、すでに指摘した如く、ムハンマド・アリーの土地国有制度下において、登録土地保有者の保有地はアサル(athar)と呼ばれていたが、サイード法以降、ハラージュ地保有者と土地との関係は、この普通名詞アサルを抽象名詞化したアサリーヤ(athariyya)という単語で表現されるようになり、ここに、土地私有権(haqq al-milkia)とは区別される、ハラージュ地保有権(haqq al-athariya)が姿を整えた。⁽⁸⁾

こうして、ムハンマド・アリーの土地国有制度下においては、ハラージュ地保有者(sahib al-athar)とは、一八一三年以降の検地の際、耕地(athar)を分与され、村落単位で租税台帳に登録された農民を意味したのに対し、一九世紀中葉以降におけるsahib al-atharとは、分与した登録土地保有者という意味を失い、——例えば、サイード法には、「本来の土地保有者」(sahib al-athar al-asılı)という表現はみられるものの、ムハンマド・アリーの検地に対する言

及は一切みられない——「ハラージュ地保有権の保持者」という意味に変化している。わなわち、ここでは、ハラージュ地保有者と土地との関係は、アサルといふ普通名詞で象徴される土地保有関係とは異なり、抽象的なハラージュ地保有権を介した、近代法におけるが如く、観念的な関係として規定されているのである。

そして、この関係を成文化した規定こそ、サイード法第五条にみられる、「ハラージュ地占有者 (kull man kānat tāhīt^a yad-hu atyān min al-arādī al-miriyā al-kharājīya)」で、その占有地が彼の名義で租税台帳に登録され、五年以上の期間それを占有し (wāqī' yad-hu)、国家に土地税 (kharāj) を支払つてゐる者については、彼からその占有地を取りあげることはできない」という規定であった。といひや、この規定にみられる五年という期間は、同条文自らが指摘しているように、慣行にみられた年数の採用であった。そのため、この規定は、一見する限りでは、当時における農民の土地保有慣行を追認し、成文化したものにすぎない。しかしながら、ここで忘れてはならないのは、ムハンマド・アリーの土地国有制度下においては、ハラージュ地保有者の土地に対する関係は、あくまで彼らの国家に対する耕作および納稅の義務関係のなかでしか捕えられておらず、それ故、当時の国家にとってこの土地保有慣行は、「耕作者が五年間に亘り土地耕作と納稅の義務を履行しないならば、彼の保有地は国家に没収される」という形で、ハラージュ地の土地保有関係に対する国家の介入権を表明する土地国有原則の枠内においてのみ意識されていた、ということである。しかしに、このサイード法第五条の規定において初めて、この農民の土地保有慣行が耕作者の土地に対する権利関係として意識され、國家法として成文化されたのである。従つて、そこみられる五年という年数が、サイード法の離村者規定において、土地保有権の離村者から現実の土地占有者への移転を認めるために設けられた取得時効期間の年数と同じである」とは、決して偶然ではない。いへして、離村者の放置地に対する取得時効規定の設定

と一対となつて、観念的なハラージュ地保有権が姿を整えたのである。

以上、ハラージュ地における私的の土地所有観念の導入過程を、ムハンマド・アリーの土地国有政策の基本原則、つまり、登録土地保有者と現実の土地占有者との経済外的強制によって一致させ、個々の農民のレベルで納税義務者を把握しようとする原則が否定される過程として、いわばエジプト政府の政策的観点から跡づけてきた。しかしながら、この過程がとりもなおさず、エジプト政府による登録農民固定制度の放棄の過程であるたゞだが、何より改めて指摘するまでもないであらう。

1 第一土地法第一条の叙述を参照のこと。

2 石田進『帝国主義下のエジプト経済』1回(頁) K. M. Cuno, "The Origins of Private Ownership of Land in Egypt: A Reappraisal", p.267.

3 第一土地法の全文を再録した文献はない。しかしながら、ハラージュ地に関する条文については、その完全取録に近い解説が、以下の文献にみられる。Ahmad al-Hitta, *tārīkh mīṣr al-iqtisādī fi al-qarn al-tāsi' 'ashar*, Cairo, 1958, pp. 83-6. 本文の当該箇所は、上記文献の八四頁である。

4 *lā'iḥat al-ātyān*, 3rd ed., Cairo, 1301 A. H., pp.20-1, ۴۶۷۱ 一八七八年の代議員議会(majlis shūrā al-nuwāwab)決定を再録した以下の文献を参照のこと。A. R. al-Rāfi'i, 'asr ismā'il, Vol. 2, Cairo, 1948, p.158.

5 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp. 283-4, J. Hunain, *al-ātyān wa al-darā'iḥ*, p.223.

6 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.288, J. Hunain, *al-ātyān wa al-darā'iḥ*, p.223.

7 修正サイレーン法とは、一八七五年の混合裁判所設置法(lā'iḥat al-mahākim al-mukhtalata)第111条における、當時有效であった土地に関する法律を刊行すべき旨の規定に従ふ。同年、サイレーン法全18条が大幅に削除された形で、全15条が

らなる新たな土地法として公布された法律である。サイード法の削除されなかつた条文、つまり修正サイード法として残された条文については、本稿末尾に掲載する付録(3)サイード法翻訳において指摘するところから、以下、修正サイード法についての言及に際して、逐一註でもつてその当該箇所を指摘することはしない。

8 もつとも、アサリーヤ地 (*al-asyān al-athariya*)⁽¹⁾ つまりハラージュ地という表現から分かるように、サイード法以前にも、アサリーヤという単語が形容詞として使用されてはいた。しかしながら、この単語が農民と土地との関係を示す独立した名詞として使われるようになるのは、サイード法以後のことであった。

3 ハラージュ地保有権の法構造

前節において、一九世紀中葉の土地立法によつて、ハラージュ地保有権の土地に対する関係が、観念的なハラージュ地保有権を介しての抽象的な権利関係として規定されるに至つたこと、そして、それは、取得時効概念の導入による土地保有権の登録土地保有者から現実の土地占有者への移転を認めるという形でなされたこと、を指摘した。ところで、以上の事実は、当時のエジプト政府が、登録土地保有者と現実の土地占有者の乖離という土地保有の混乱に直面して、現実の土地保有状態を法的に追認せざるをえなかつたことを示している。従つて、前節で指摘した一連の措置と並んで、エジプト政府が、当時の土地保有の混乱をもたらした原因の一つ、すなわち、慣行に基づく土地処分行為を追認していくことは、けだし当然である。事実、一八四六年の第一土地法以降、土地処分権、相続権が順次ハラージュ地に対して付与されていった。しかしながら、この過程についてはすでに別の機会において跡づけたところか(1)、ここではそれを繰り返さず、ただ次の一点を指摘するにとどめる。すなわち、それは、こうした土地処分権、相

統権の成文化が、処分、相続に際しての文書作成義務を併つていた、ということである。換言するならば、私的土地位所有観念の導入が土地保有の混乱を整理し、再び納稅義務者を明確に把握することを目的としていた以上、農民の自由な土地処分、相続を認める条件として、土地保有権の移転を把握するため、処分、相続に際して文書作成とその登録を義務づけ、同時に、土地登記制度を整備する必要があった、ということである。⁽³⁾

さて、本節は、このように土地処分権、相続権を付与されながらも、一九世紀末期に至るまで、依然として国家所有地と規定され続けたハラージュ地の保有権の法構造を分析することを目的としている。しかしながら、その前に、当時広くみられた土地保有慣行の実態を、一九世紀中葉における土地関係法令の規定から探つてみたい。なぜならば、これら一連の法令が当時の土地保有慣行を法的に追認するという性格をもつていた以上、そこにはこうした慣行が反映している筈であり、それを分析することによって、エジプト政府による土地保有慣行の追認過程を最も良く跡づけることができる、と考えられるからである。また、こうした作業を試みることは、一九世紀前半および中葉における土地保有慣行に関する、第一次史料に基づいた実証的研究が皆無に近い学界現状において、今後それを解明するための指針を提供することにもなる。そして、ここで取りあげる土地保有慣行とは、ガールーカ (gharūqa) と呼ばれた質権設定契約と、ムシャーラカ (mushāraka) と呼ばれた土地耕作契約である。

ガールーカとは、文書 (huija)⁽³⁾ 作成を待つて成立する土地を担保にした債務契約であるが、債務弁済までの期間、債権者は当該地を占有下に置き、そこでの用益を自由に享受しえたところから、あえてこれを定義すれば、質権設定に相当する契約行為である。⁽⁴⁾ しかしながら、この契約行為が現実において果した役割は、こうした質権設定にとどまるものではなかつた。なぜならば、契約時において、質権設定者は土地から追剥される必要はなかつたであろうし、

契約当初から質流れを目的とするならば、この契約行為は事実上の土地売却を意味したであろうからである。要するに、ガールーカという契約行為は、農地の所有権(*haqq al-raqaba*)を国家に帰属させ、耕作者による所有権の移転を禁止したイスラム的土地国有制度下において、移転する権利を用益権(*haqq al-intia*)⁽⁵⁾といくるめることによつて、事実上の土地処分行為を可能にさせるために取られた、一種の法テクニックであつた⁽⁶⁾。そのため、それが現実において果した役割は、時代と環境によつて異なつたものとなつたであらう。

以上の叙述から分かるように、ガールーカは、一般農民にとって、ます何よりも、一時的に必要となつた資金を調達する手段であつた、と考えられる。とりわけ、村落共同体規制が強く、土地の流動性が低い時代、地域にあつては、それはただ単に、債務弁済までの一時的な土地管理の委託として意識されていたであらう⁽⁶⁾。しかしながら、村落共同体規制が弛緩し、土地の流動性が高まるような環境下にあつては、このガールーカは、質流れという形での事実上の土地処分としての性格を強めたであらう。そして、こうした事態が進展したのが、ムハンマド・アリー治世末期であつた、と考えられる。なぜならば、一九世紀中葉における一連の土地立法において、ガールーカが大きなテーマの一つとして扱われており、また、そこで問題となつているのは、質地の土地保有権をめぐるガールーカ設定者、つまり債務者と債権者との間における争議であるからである。

それでは、一九世紀中葉における土地立法のなかで、どのような解決策がこの争議に對して提示されているであろうか。最初にガールーカについて言及した法令は、一八四六年の第一土地法である。すなわち、同法律第一条において、それまでに設定されたガールーカをムハンマド・アリーの検地前後によつて区別し、検地以前に設定されたガールーカについては、そのすべてを無効とし、検地以後のそれについては、文書(*hujja, sanad*)に基づいているものに

限り有効とみなすが、質地の保有者はその名義によつて検地が実施されたガールーカ設定者であるところから、彼が債務の弁済によつてそれを回収しようと望む限り、彼の望みは受け入れられる、と規定されている。

この規定から知ることはできるのは、以下の二点である。第一は、この規定は、当時におけるガールーカ慣行に対する法的追認の意味しかもつていない、という事実である。このことは、同条文が、ガールーカ慣行の普及を既定の事実と前提したうえで、ガールーカ契約自体の有効性を問題とせず、契約文書の有無という、個々のガールーカ契約の有効性のみを問題としていることに示されている。そして、第二は、そこでは登録土地保有農民の法的土地位保有者としての資格が改めて確認されていることが示すように、当時エジプト政府は、前節で指摘した離村者規定におけると同様、この規定においても、依然として、登録土地保有者と現実の土地占有者との一致を計ろうとする土地国有政策の基本原則の維持に固執している、という事実である。そのため、同条文は、ハラージュ地保有権の帰属を定めたムハンマド・アリーの検地以前に設定されたすべてのガールーカ契約の有効性を否定し、また、文書に基づく検地以後のガールーカ契約は有効としながらも、質流れによる質地の保有権のガールーカ設定者、つまり登録土地保有者から債権者、つまり現実の土地占有者への移転を認めていない。

しかし、一八五四年の第二土地法に至つて、エジプト政府は質流れを認めるようになった。すなわち、同法律によつて、ガールーカについても取得時効規定が設定され、一五年の時効期間の経過後、質地の保有権はガールーカ設定者から債権者へ移転される、と定められたのである。⁽⁷⁾ そして、この規定に関連して注目すべきは、以下の二点である。第一は、そこみられる一五年という時効期間が當時慣行上適用された年数、正確に述べるならば、オスマン・トルコ帝国の御用法学派であったハナフィー学派がガールーカについて取得時効期間として設定した年数であつた、

という事実である。⁽⁸⁾つまり、いにしへ至つて、エジプト政府は、ガールーカという土地処分慣行を全面的に追認せざるをえなくなつたのである。次いで、第二は、質地の徵稅簿(daftār al-sarrāf)への登録が債権者の名義でながれるべく規定された事実である。こうして、エジプト政府は、ガールーカ設定者の権利を制約し、債権者の権利を保護するとともに、後者を納稅義務者として把握することを意図しているのである。

そして、この政府の意図は、一八五八年のサイード法によつて一層強化された。すなわち、同法律第八条において、上記一五年の取得時効規定が確認されているのであるが、そこではさうに、次の三つの規定が追加された。第一は、土地保有者、つまりガールーカ設定者の名前を記載するという条件はつけられたものの、質地の租稅台帳への登録は債権者の名義による、とされたことである。第二は、一五年の取得時効が成立しないガールーカについて、サイード法公布から一年以内に新たな契約文書(sanad al-din)作成を義務づけ、もしこの義務を履行しない場合には、ガールーカ設定者の質地再取得権は失われる、とされたことである。そして、第三は、ガールーカ設定者が相続資格者を残さず死亡した場合には、質地は自動的に債権者の保有地として登録される、とされたことであった。こうして、サイード法第八条は、ガールーカといふ土地処分慣行を全面的に追認するのみならず、契約当事者の一方、つまり債権者の権利を法的に保護し、契約当事者の他方、つまりガールーカ設定者の法的土地位保有者としての資格を制限しているのである。そして、そこにみられるのは、前節で指摘した離村者規定におけると同様、登録土地保有農民の法的土地位保有者としての資格を剥奪し、登録土地保有者と現実の土地占有者との一致を計るという土地国有政策の基本原則を否定していく過程である。

なお、サイード法の上記規定は、そのままの形で、一八七五年の修正サイード法第七条において再確認されてい

る。ところで、この一八七五年には、修正サイード法とともに、ナポレオン民法典に倣つて制定された混合裁判所民法典もまた公布されたが、そこでは一般的な抵当 (rahn) 契約が言及されるのみで、ガールーカについての規定はみられない。しかるに、同じくナボレオン民法典に倣い、そのほんどの規定が混合裁判所民法典の焼き直しにすぎない一八八三年の国民裁判所民法典において、このガールーカについての規定がみられる事実は、誠に興味深い。すなわち、ガールーカのために特別設けられた同民法典第五五三条において、「ガールーカとは、これによつて債務者 (mudin) が彼の土地を債権者 (da'in) に与える契約であり、後者は、自らのためにそひでの用益行使 (istighlāt) 権をもつ。そして、この契約による用益 (intīā') 享受は、債務の弁済完了をもつて終る。また、ハラージュ 地保有者 (ashāb al-ātyān al-kharā'iyya) は、彼以外の者に対して、彼の土地についてガールーカ契約を結ぶことができる」と規定されている⁽⁹⁾。そして、この事実は、土地の流動性を促進するために、土地金融機関と土地登記制度の整備とともに、一八七五年の混合裁判所民法典において、近代法概念としての抵当権がエジプト土地法体系に導入されたにも拘らず⁽¹⁰⁾、一般農民にとってこうした抵当行為は馴染の薄いものであり、彼らは依然としてガールーカを通して債務契約を結んでいた、ということを示しているように思われる。

さて、一九世紀中葉における土地立法から知ることができる第二の土地保有慣行は、ムシャーラカ (mushāraka)⁽¹¹⁾あるいはシャリカ (sharika) と呼ばれた土地耕作契約である⁽¹²⁾。この種の契約が一九世紀前半において広くみられたことは、一八三〇年の農業法第四四条に、この契約の違反行為に対する罰則を定めた規定があることから窺える。そして、このムシャーラカは、一八四六年の第一土地法第六条において、賃貸借 (ijar, ta'jir)、ガールーカ、譲渡 (isqat) とならんと、正式文書作成という条件のもとで認められ、その後、一八五八年のサイード法第九条において、それ

は、賃貸借と同様、三年以内の契約に限ることが定められた。なお、このサイード法の規定は、一八七五年の修正サ
イード法第八条において再確認されている。

ところで、このムシャーラカは、これまで、広義には賃貸借契約のなかに含まれるが、狭義には、その他のイージヤールと区別されて、分益小作契約と解され、そのため、この契約の一方の当事者であるシャリーカ(sharik)⁽¹³⁾は、分益小作人と訳されてきた。しかしながら、一九世紀中葉の土地立法において、このムシャーラカは、こうした狭義の定義のみならず、広義の定義によつてでさえ律することができない程、多様な形態をもつ土地耕作契約としてあらわれている。そして、このことを端的に示しているのが、サイード法第一九条の規定である。すなわち、同条文は、当時ムシャーラカに基づく土地耕作において、土地がシャリーカの名義で租税台帳に登録されていることがあり、そのため、土地保有者とシャリーカとの間に当該地の保有権をめぐる争議が絶えない、と指摘した後に、ムシャーラカの具体的な五つの形態をあげ、それぞれの形態における争議について、以下の如き解決策を提示している。

第一は、シャリーカの名義で租税台帳に登録された土地が、土地保有者とシャリーカとによって共同耕作される形態である。そして、土地保有権をめぐる争議については、こうした形態の土地耕作が五年以上に亘らない場合には、土地は土地保有者のものとしてあり続けるが、五年以上に亘る場合には、シャリーカはその間土地耕作に従事し、土地改良に貢献し、また、土地保有者は自由意志でもつてシャリーカ名義での土地登録を認めていたのであるから、土地は、収穫物の分配率に従つて、土地保有者とシャリーカとの間で分配される、と定められている。

第一は、シャリーカの名義で租税台帳に登録された土地が、シャリーカ一人によつて耕作され、彼は、収穫物のなから税金を支払うとともに、土地保有者に対して、一定の現金あるいは現物を納めている形態である。そして、土

地保有権をめぐる争議については、第一の形態と同様、この種の土地耕作が五年以上に亘らない場合には、土地は土地保有者のものとしてあり続けるが、五年以上に亘る場合には、たとえ土地保有者が耕作に従事できない、という理由からこうした土地耕作形態がとられたとしても、その間シャリーアは土地耕作に従事し、土地改良に貢献し、また、土地保有者は土地から収入を得ているのであるから、土地の三分の二は土地保有者に、残りの三分の一はシャリーアに与えられる、と定められている。

第三は、土地保有者自身によって耕作されている土地が、何らかの理由で、土地耕作に従事せず、そこから何の利益も得ていない彼以外の者の名義によって租税台帳に登録されている形態である。この場合、耕作期間の長短に関係なく、土地はすべて土地保有者のものとしてあり続ける、と定められた。

第四は、土地保有者とシャリーアはともに土地耕作に従事しているが、両者の耕作担当地が定められ、この担当地は、それぞれ土地保有者、シャリーアの名義で租税台帳に登録されている形態である。そして、土地保有権をめぐる争議については、この種の土地耕作形態が一五年以上に亘って継続していない場合には、すべての土地は土地保有者のものとしてあり続けるが、一五年以上に亘っている場合には、第一、二形態についてと同じ理由によって、シャリーアに対しても、彼の名義によつて租税台帳に登録されている土地が与えられ、土地保有者は、彼の名義によつて登録されている土地のみを引き続き保有し続ける、と定められている。

そして、最後に第五は、第四の形態と同様、担当地が割りあてられたうえで、土地保有者、シャリーアはともに土地耕作に従事しているが、すべての土地が土地保有者の名義で租税台帳に登録されている形態である。そして、土地保有権をめぐる争議については、この種の土地耕作形態が対象としているのは土地の用益(*intifā'*)のみであり、そのた

め、これは共同耕作の継続とはみなし得ないところから、耕作期間の長短に關係なく、すべての土地は土地保有者のものとしてあり続ける、と定めた。

以上、サイード法第一九条の規定を詳しく紹介したが、上記五つの土地耕作形態をあえて整理するならば、以下の如くになろう。第一は、土地が分割されず、土地保有者とシャリーカがともに耕作に従事しているところから、文字通り、両者が利潤享受と危険負担をともにする共同耕作形態である。第二は、土地がシャリーカに貸与され、土地保有者自身は耕作に従事していないところから、借地あるいは小作貸与地における土地耕作形態である。第三の形態については理解に苦しむが、こうした耕作形態が生じた理由として考えられるのは、対象となつている土地が、次章第二節で詳説する家族共同保有地、あるいは、私的保護(himaya)のもとに置かれた土地であった、ということである。

そして、第四、五は、土地が分割され、土地保有者とシャリーカがそれぞれの担当地を耕作しているところから、自小作形態を指している。ただし、すべての土地が土地保有者の名義で租税台帳に登録されている第五形態こそ、我々が言うところの自小作形態の姿であることは、指摘するまでもない。こうして、上記五つの土地耕作形態を整理してみると、一九世紀中葉の土地立法、当時におけるムシャーラカ慣行とは、家族労働力、あるいは、それと臨時雇用労働力のみによって土地耕作される自作農形態を除く、すべての土地耕作形態を指すことになる。換言するならば、當時におけるムシャーラカ慣行とは、土地、種子、畜力、労働力など何らかの生産要素を提供する農民たちによつて結ばれた、すべての土地耕作契約を意味した。

ともかく、こうして、サイード法にみられるムシャーラカは、さまざまなる土地耕作形態を意味していたことが理解されるであろう。もつとも、以上の記述からより詳細に当時のムシャーラカ慣行の実態を知らうとするべく、そこで

対象となつてゐる土地の規模、契約当事者の身分関係、借地料あるいは小作料の形態とその率あるいは額などを知らねばならず、容易ではない。また、実際、それは、異なる時代的、地域的環境下にあって、さまざまな形態をとつたであろう、と考えられる。しかしながら、これら諸点を知る以上に重要なのは、なぜ土地がシャリーカの名義によって租税台帳に登録されるような事態が生じたか、を解明することである。そして、こうした事態が生じた理由として次の二つが推測しえるが、この二つの理由のうちどちらを採用するかによって、土地保有者とシャリーカの関係は、全く逆転してしまつのである。すなわち、第一は、土地保有者が単なる納税上の便宜のために、土地をシャリーカ名義によつて登録した、という理由である。また、第二は、対象となつてゐる土地が、質権設定^{ガルナ}、私的保護(himaya)など合法あるいは非合法な手段を通じて、法令のなかでシャリーカと呼ばれてゐる者の管理下に置かれていた、という理由である。そして、もし後者の理由が正しいとするならば、ムシャーラカをめぐる土地争議は、すでにこれまでに繰り返し指摘した、ムハンマド・アリー治世末期以降の土地保有の混乱を反映してゐる、ということができるであろう。⁽¹⁴⁾

もつとも、サイード法の規定からみる限り、立法当局の関心は、第一の理由によるシャリーカ名義での土地登録であつた。なぜならば、ムシャーラカ契約をめぐる土地争議の解決策を提示した第一九条に続く第二〇条において、立法当局は、シャリーカ名義での土地登録の原因を、納稅を一本化しようとする契約当事者間の合意であると指摘した後、以下の如き規定を付け加えているからである。すなわち、もし第一九条の規定に従つて土地を分配されたムシャーラカ契約当事者が、それぞれ独自に土地耕作に従事したいと望むならば、各自の土地は彼らの名義で租税台帳に登録される。しかしながら、彼らが引き続き共同耕作(qum्बāniya fi al-zirā'a)と納稅の一本化を望む場合には、それを

認めるが、そのためには、契約当事者各自の保有地を認めた分割リスト (*qā'ima al-taqsim*) が作成され、それはイスラム裁判所と県庁において登録された後、彼らの代表者によつて保管されなければならない。かかる後に、契約当事者の土地は、各自の保有地を明記したうえで、代表者の名義で租税台帳と納税者名簿 (*jarida*) に登録され、彼らは引き続き共同耕作に従事することになる、と規定されているのである。

このサイード法第二〇条の規定から知ることはできるのは、次の二点である。第一は、ムシャーラカ慣行における、農民の土地登記に対する無頓着さである。換言するならば、そこでは、土地は、必ずしも種子、畜力、労働力など他の生産要素と区別された絶対的な生産要素とは意識されていない。そして、このことは、ムシャーラカ慣行の多くが小規模な農民保有地を対象とし、さらに、それは、血縁的であれ地縁的であれ、何らかの仲間うちでの土地耕作契約として機能したのではなかつたか、ということを予想させる。⁽¹⁵⁾とりわけ、この点に関して注目すべきは、このサイード法第二〇条のムシャーラカ規定の内容が、次章第二節で詳説する家族共同保有地規定のそれと全く同じである、ということである。それ故、同条文の規定から知りえる第一は、ムシャーラカ慣行の広範な普及、および、それをめぐる土地争議の多発の背後には、従来からの根強い村落共同体規制とは別に、家族共同土地保有慣行の存続を許したと同じ社会経済環境、つまり農民保有地の細分化があつたのではないか、ということである。そのため、当時エジプト政府は、土地法体系に私的所有観念を導入することを意図しながらも、結局のところ、農民の土地經營を保護し、徵税の便宜を計るために、ムシャーラカ慣行の存続を認めざるを得なかつた。

以上、サイード法の規定から、ムシャーラカ慣行の実態を明らかにしようと努めた。もつとも、依拠する史料が法令であるところから、そこにはおのずと限界がある。しかしながら、こうしたムシャーラカ慣行の実態とは別に、上

記サイード法の規定から確実に知りうる一つの事実がある。それは、当時の立法当局が、それまで土地保有権と土地用益権との分離が必ずしも明確に意識されていなかつたムシャーラカ慣行のなかに、私的的土地所有觀念の導入によつてこの分離をもち込み、以後、さまざまな形態をとつていたムシャーラカ契約を土地用益権のみを対象とする賃貸借契約の一形態として、それ故、契約当事者の一方であるシャリーカを単なる借地人あるいは小作人として定義したことである。そして、このことは、ムシャーラカ契約を賃貸借契約^(イシヤール)の一形態である分益小作契約とする現行法の觀点からみて誠に逆説的なサイード法第一九条の規定、つまり、前記五つの土地耕作形態のうち、第一一四形態を本来の意味での共同耕作^(ムシャーラカ)とし、現在のムシャーラカ形態に最も近い第五形態を、それが対象としているのが土地の用益のみであるという理由から、共同耕作^(ムシャーラカ)の継続とはみなしえない、とする規定に端的に示されている。すなわちこの規定は、土地保有権の登記上の帰属が明確でない第一一四形態を本来の意味でのムシャーラカ契約であると認めたうえで、土地保有権を契約当事者の一方に帰属させることによつてこれを整理し、以後、すべての土地耕作契約を第五形態つまり、土地保有権の登記上の帰属が明確な賃貸借契約あるいは地主・小作契約に限定しよう、とする意図をもつものであった。こうして、サイード法公布以後、少なくとも法的には、それまでのムシャーラカ慣行は姿を消し、そのため、それを扱つたサイード法第一九、二〇条は、一八七五年の修正サイード法において削除されている。しかしながら、このムシャーラカ慣行は、サイード法第二〇条が實質的にはその存続を認めていることからも分かるように、サイード法公布以後も、現實の農民土地經營においてその役割を果し続けた。⁽¹⁶⁾ともかく、以上の叙述から知ることができるのは、ともに一九世紀前半および中葉においてみられた土地保有慣行^(ウルフ)でありながら、先述したガールークのそれとは異なる、立法当局によるムシャーラカ慣行の追認、成文化過程である。

さて、それでは、一九世紀中葉の土地立法において姿を整えるに至ったハラージュ地保有権は、どのような法構造をもつていてあらうか。この権利は、すでに前節で指摘した如く、耕作者の土地に対する観念的な一元的支配権として規定され、さらに、それは、本節で指摘した如く、土地処分権をも含む権利であった。それにも拘らず、ハラージュ地は、國家にその所有権 (*haqq al-raqaba*) が帰属する国家所有地と規定され、ハラージュ地保有者が享受するのは、そこでの用益権 (*haqq al-intifa'*) だけである、とされ続けた。そのため、一九世紀中葉の土地立法にみられるハラージュ地保有権の規定は、近代法概念からみて、少なからず矛盾に満ちたものになっている。⁽¹⁷⁾

しかしながら、それを仔細に検討するならば、この権利は質的に異なる次の二種類の権利から構成されていたことが分かる。第一は、売却、贈与、譲渡、質權設定^{ガーネット}、賃貸借などによる用益处分 (*tasarruf*) 権であり、第二は、用益行使 (*istir'mal*)、享受 (*istighla'*) 権である。そして、前節で指摘した土地占有権 (*haqq wad' al-yad*) は、後者の権利に対応している。つまり、後者の権利は、近代法概念としての用益権に相当し、前者の権利は、それによつて処分されるものは土地からの用益にすぎないと規定されてしまふものの、実質的には土地そのものの処分権にはからなかつた。それ故、前者の権利は、明らかに後者の権利の上位概念として指定されている。

そして、質權設定契約における債権者、賃貸借契約における借地人に認められていたのは、後者の権利のみであつたのに対して、ハラージュ地保有者に認められていたのは、上記二つの権利であつた。すなわち、ハラージュ地保有権は、國家がイスラム的土地国有觀念にこだわるあまり、法原則的には用益権 (*haqq al-intifa'*) と規定されているとしても、すでに一九世紀中葉の土地立法の時点では、抽象的な所有権を意味するにすぎない *haqq al-raqaba* を付与しさえすれば、そのまま近代法概念としての土地私有権 (*haqq al-milkia*) となりうる法構造をもつていたのである。

1 拙稿「十九世紀後半におけるエジプト土地・税制度」八—二三頁。

2 土地登記制度の本格的改革が実施されるようになるのは、一八七五年の混合裁判所民法典制定以後である。それまでの土地登記制度史を一言で述べるならば、中央集権化の強化といふことになろう。もつとも、現在の筆者には、史料的制約から、その詳細を跡づけることはできない。そのため、以下のようには指摘するに止めめる。第一は、第一土地法（第一条）においては、土地保有権の帰属を確定する際、文書のほかに、イスラム法で認められてゐる証言が参照されたが、この証言についての箇所が第二土地法に至つて削除された、ということである。第一は、サイード法（第一一条）において、村落レベルでの判事補佐（na'ib）による土地文書作成が禁じられたことである。そして、第三は、サイード法（第九条）においてみられた、郡の長官（nuzzār al-aqṣām）の土地賃貸借文書作成権限に関する箇所が修正サイード法に至つて削除され、以後県（mudīriya）のみがこの権限をもつていたのである。ともかく、その内容の詳細は分からぬものの、サイード法第一一条において言及されてゐる、一八五六年一月一日に公布された「裁判官法」（ta'iħat al-quḍāt）が、それ以後の土地登録手続きを定めた法律のようである。なお、この法律についての簡単な紹介が、以下の文献でみられる。*Salīb Sāmī, al-tasjil. išħār al-taqarrufat al-'aqṣāyya*, Cairo, 1928, p.13.

3 イスラム宗教裁判所（al-mahkama al-shari'ya）が発行した文書は、hujā, pl. hujāj と呼ばれた。

4 G. Baer, "The Development of Private Ownership of Land" in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, p.69, note 23. Ahmad al-Hittā, *tārīkh al-zirrā'a al-misriyya*, p.44, note 1, によると、後にアヌヌ（アヌヌ）の種の法テクニクは、ワクフ設定、ワクフ処分に際してのみみられる。ところが、第一章第一節、註(∞)、(12)の叙述を参照のこと。

5 本稿第一章第一節で論じたように、この種の法テクニクは、ワクフ設定、ワクフ処分に際してのみみられる。ところが、第一章第一節、註(∞)、(12)の叙述を参考のこと。

6 第一土地法第一条には、村落有力者の管理下に置かれ、かれど、彼どよりカールークとして設定された離村者の土地についての記述がみられる。

7 Ahmad al-Hitta, *tārīkh miṣr al-iqtiṣādī fi al-qarn al-tāsi'* 'ashar, p.83.

8 ホスマハ・ルハーナ時代のヒジャーブ農本社の闇からヨーロッパの著作の付録として掲載された裁判所文書のなるも、この五年以上でガールークの取得時効規定がみられる。'Abd al-Rahīm, *al-rif al-miṣri fi al-qarn al-thāmin 'ashar*, p.282.

9 F. Jilād, *kitāb al-ta'līqāt al-qadā'iya 'alā qawāniin al-majālikim al-miṣriyya*, pp.237-8.

10 当時における金融機関と土地登記制度の整備に関する文献は、枚挙に漏れず、甚だしく程多く。このたゞ、ハリドは、この手筋にてめた文献として、金融機関に関するM. A. Wahl, *Étude Économique et Critique des Instruments de Circulation et des Institutions de Crédit en Égypte*, Paris, 1930. より土地登記制度に関する本節註(2)を指摘した文献を挙げよう。

11 Abou Haïf, *Le Droit d'Affectation sur les Immeubles en Égypte*, Toulouse, 1912, pp.29-30.

12 かやに初期イスラム時代において、数人の自作農の共同保有地を意味する語葉ヒヤード al-sharika がよく用いられる。誠に興味深い。cf. 森本公誠『初期イスラム時代ヒジャーブ税制史の研究』岩波書店、昭和五〇年、九一—一、二三二—四頁。現代ヒュンヤード muzāra'a の分益小作契約を指す単語ヒヤード一般的に使われている。なお、地域的偏差をもつてヒヤード一世紀前半におけるヒヤード、ヒュンヤード契約を含む形態的な内容をもつ賃貸借、小作契約ヒヤード、ヒヤードの文献を参照。G. J. A. G. Ghannām, *al-iqtiṣād al-zirā'i wa idāra al-izāb*, Cairo, n. d., pp.139-74, do., *al-iqtiṣād al-zirā'i wa idāra al-mazāri'*, Cairo, 1944, pp.103-28.

14 例えば、第四形態ヒヤードの規定によれば、五年から年数は、明かに、ガールークに関する取得時効期間を意識した数字である。

15 カイロ近郊 Kafr el-Elow などの調査によれば、アヒドなムシャーラカ (mushāraka)、トムク (khumus) が課された分益

小作契約がみられたという。前者は、地主が種子、肥料、灌漑経費、そして必要があれば臨時労働力を提供し、同時に、収穫物販売の責任を負う小作契約である。そして、収穫物売却代金から地代を差し引いた残りの金額が、地主と小作人との間で折半される。また、後者は、地主が労働力以外のすべての生産要素を提供する小作契約であり、収穫物販売後、地主、小作人両者の取り分けは、この契約の名称 (*khums* の意味は五分の一である) が示す如く、それぞれ収穫物売却金額の五分の四と五分の一である。なお、村民の話によれば、後者の小作形態は家事労働力提供に類する契約として蔑視され、そのため、この小作形態における小作人のほとんどは、当該村落の外から来た農民であったという。つまり、村落住民間における小作契約は、ムシャーラカであったのである。cf. H. Fakhouri, *Kafy El-Elow, An Egyptian Village in Transition*, Holt, Rinehart and Winston, Inc., 1972, pp.30-1.

現代エジプト農村においても、その形態はややかわらが、とかくムシャーラカといふ名で呼ばれる小作契約が広くみられる」とは、前註の文献、および、木村喜博「エジプト農民の生活実態——農村社会の理解のために」『中東総合研究』第9号、一九七七年、三一八頁註(1)から明らかである。といひて、木村氏は、上記文献において、小作契約の種類を分益小作 *ijār bi-l-musharaka* と、現金による小作料支払の *ijār bi-l-naqd* とに分類し、現在では、前者が約二割、後者が約八割の比率となつてゐる、と指摘している。しかしながら、ムシャーラカ契約が、こうした小作料支払い形態に基づく分類では律しきれない内容をもつものであることは、前註における Kafy el-Elow 村の例からも明らかである。

17 その最も典型的な例は、本来そこでは用益権の享受しか認められていないはずのバラーシュ地において展開されたムシャーラカ慣行を、第五形態についての規定にみられる如く、さらに用益のみを対象としたムシャーラカとそうでないムシャーラカとに分類してゐることである。

4 ハラージュ地保有権とハラージュ徵稅權

それでは、なぜ国家は、イスラム的 土地国有觀念に固執し、ハラージュ地保有権を土地用益権と規定し続けたのであらうか。こうした国家の態度を説明するものは、イスラム国家において伝統的にみられた、財政至上主義的国家觀であつた、と思われる。事実、歴史的にみて、農地における所有権を用益権と対立する概念として指定し、前者を極力国家に帰属させようとするこの原則は、歴代のイスラム国家に対して、地方分権的傾向と、その帰結である財政收入の減少とに対処するための法的根拠を与えたのであつた。ここで、こうしたイスラム的 土地国有制度の起源とその歴史的変遷を述べることはできないが、この財政至上主義的国家觀が一九世紀エジプト土地立法に与えた影響は、明らかである。すなわち、それは、近代法概念では区別されるべき、そして、實際一九世紀末期における近代民法典のなかでは区別されている、徵稅という公法上の問題と、土地保有という私法上の問題とが、土地立法において、未分化のまま扱われている、という事実である。

そして、以上の事実は、同時に、もしすべての土地に対する課稅權を主張する近代的租稅國家觀がエジプトに浸透するならば、国家がイスラム的 土地国有觀念に固執する必要はなくなる、ということを意味する。事実、一九世紀においてエジプト国家は徐々に近代国家としての体裁を整えていくが、その過程で租稅國家觀もまた浸透した。そして、この事實を端的に示しているのが、一八五四年の勅令における、それまで免税地であった特權地への新稅ウシユルの課稅措置である。すなわち、そこでウシユル課稅の根拠として主張されているのは、すでに別の機会で指摘したように、イスラム法理論でも特權地を生み出す契機であったムハンマド・アリーの土地政策でもなく、万国、具体的

にはヨーロッパ諸国においてみられた、すべての土地に対する国家の課税権であったのである。そのため、この勅令公布以後展開された土地税体系は、それまでのイスラム的 土地国有觀念に基づく一元的 ハラージュ 税体系に代わる、税率において格差を設けられはしたものの、ともに地味を課税基準とした、二元的 ハラージュ・ウシユル 税体系であった。⁽²⁾

従つて、国家が初めて ハラージュ 地に對して所有権 (maaq al-raqaba) を付与したのが、近代民法典制定に先立つ一八七一年のムカーバラ法においてであったことは、何の不思議もない。確かに、ムカーバラ法におけるこの措置の直接的背景は、非常手段に訴えても償還資金の調達を国家に余儀なくさせた、外債の累積であった。⁽³⁾ しかしながら、この措置の間接的ではあるが、より重要な背景は、前節で指摘した如く、ムカーバラ法公布時点までに、ハラージュ 地保有権が土地私有権としての法構造をもつようになり、また同時に、一八五四年のウシユル 課税措置に始まる一連の税制改革によつて、イスラム的 土地国有觀念にとらわれない土地税体系が整備されていた、ということである。つまり、一八七一年時点にはすでに、徵稅 という公法上の問題と土地保有 という私法上の問題とを分離して処理するための、法規上および制度上の準備ができていたのである。

ともかく、こうして、エジプトにおける私的 土地所有権の確立過程は、徵稅問題と土地保有問題とが分離して規定されるようになる過程でもあつた。そして、ここで確認すべきは、この過程が、ムハンマド・アリーの土地政策において、登録農民固定制度と並んでその制度的主柱となつた、村落単位での納稅連帶責任制度の崩壊の法的反映でもあつた、ということである。すなわち、「ハラージュ 地の所有権は国家に帰属し、耕作者に認められているのは、耕作と納稅の義務を果す限りにおける、そこでの用益權享受のみである」という法原則に象徴されるイスラム的 土地国有觀

念とは、結局のところ、上記法原則における、「耕作と納稅の義務を果す限りにおける」という制約事項に要約され、この二つの義務をそれぞれ制度化したものこそ、農業労働力確保を目的とした登録農民固定制度であり、税収入確保を目的とした納稅連帶責任制度であった。ところで、この耕作と納稅という二つの義務は、国家の財政的関心からみる限り同義であり、そのため、本章第二節で指摘した如く、登録土地保有者と現実の土地占有者とを一致させようとするムハンマド・アリーの土地国有政策の基本原則が否定され、登録農民固定制度が放棄された時期は、同時に、納稅連帶責任制度が放棄される時期でもあつたのである。そして、この納稅連帶責任制度の放棄過程は、税滞納(*baqāya*, pl. *baqāyā*)に関する一連の規定を検討することによつて跡づけることができる。

さて、ムハンマド・アリーの治世開始以降一貫して、エジプト政府の最大の関心事は、累積する税滞納であった。實際、当時エジプト政府は、税滞納の累積に直面して、たびたび滞納税免除措置を講じなければならなかつた。リブリンは、主にイギリス領事報告書に基づいて、ムハンマド・アリー統治下におけるこうした免除措置の幾つかを挙げてゐるが、ここでは、法令で確認しえる、税滞納に関する以下の二つの措置を指摘したい。

第一は、一八三〇—三一年における「村落の税滞納に関する法律」(*lā'iħat baqāyā al-hawāhi*) の公布である。⁽⁴⁾ この法律によつて、一八一四—一五年から一八二八—一九年までの間に累積された滞納税額は免除された。⁽⁵⁾

第二は、一八四一年一一月における「耕作者および村落の余剰金についての法律」(*lā'iħat fawā'id al-muzā'iñ wa al-mušā'a*)⁽⁶⁾ の公布である。この法律は、過去における各農民の滞納税額の調査を命じ、税滞納がある場合にはそれを *baqāyā* として、また、税滞納がなく余剰金がある場合にはそれを *fa'id* として、各人の納稅受領証明書(*wird*, pl. *awrād*)に記載し、後者は次年の納稅決済にまわすべく定めた同年一月の閣議通達をうけて、徵稅人(*sarrāf*)に対し

て、過去に余剰金のある農民の名前とその額を記載した調査報告書の提出を命じ、あわせて、こうした余剰金の処分に関する細則を定めた法律である。⁽⁷⁾ そして、この細則は九つの手続きからなっているが、その内容は当時における納税連帶責任制度を知るうえで貴重な情報を含むところから、以下それを詳しく紹介してみたい。

第一は、過去に彼の滞納税が他の村民に割り振られた事実のある死者あるいは離村者(*ḥāribūn*)の余剰金についてであり、この場合、当該人の余剰金は、他の村民によって負担された彼の過去における滞納税額を決済するためにまわされる。第二は、税滞納はあるが、それがいまだ他の村民に割り振られていない村民の余剰金についてであり、それは、当該人の滞納税を決済するためにまわされる。第三は、村落有力者(*mashaykh al-qurā*)の余剰金についてであり、それは、彼らの地区(*ḥīṣṣa*, sing. *ḥīṣṣa*)の住民の滞納税を決済するためにまわされる。第四は、債務(*duyūn*, sing. *dayn*)を負ったまま死亡した者の余剰金についてであり、それは、当該人の債務決済にまわされる。第五は、過去において他の村落の住民たちの土地税(*māl al-ātyān*)を割り振られ、それを負担した事実がある村落(*nāhiya*)の耕作者たち(*muzaři'ūn*)の余剰金についてであり、それは、彼らが過去において負担した当該土地税額を決済するためにはまわされる。

さらに、第六は、村民が彼の余剰金を他の村民の滞納税を決済するために振りむけることを望む場合についてであり、この場合、当該人のこの望みは、それが彼の希望と意志によってなされた旨の文書を作成することを条件に、認められる。第七は、政府に債務(*dayn li al-hukūma*)を負っていない村民が彼の余剰金を他の村民の滞納税を決済するのに振りむけることを望まない場合についてであり、この場合、もし当該人がすでに耕作を放棄し、余剰金が過去の年度におけるものならば、彼の余剰金は、ムハンマド・アリーの勅令を待って初めて処分される。もともと、当該

人が引き続き耕作に従事している場合には、この余剩金は、彼の勘定において次年度に繰り越される。第八は、税滞納のない死亡者の余剩金についてであり、それは、当該人の相続人の税滞納を決済するのにまわされる。もし相続人に税滞納がない場合には、この余剩金は、相続人の余剩金として記載されるか、あるいは、もし相続人がそれを望むならば、彼の希望と意志によってそれをなした旨の文書を作成することを条件に、他の村民の税滞納を決済するのに振りむけられる。そして、最後に第九は、相続資格者を残さず、また、過去に税滞納を負わずに死亡した者の余剩金についてであり、それは、すべて国家の権利下に入る。以上である。

ところで、この一八四二年における滞納税および余剩金調査が當時大規模になされたらしいことは、一八四六年の第一土地法第一条において、「農民の税滞納額とは、彼個人の税滞納額、ならびに、一八四一一四二年以降において割り振られた他の農民の税滞納額 (lawziyat, sing. lawzi') である。」という記述がみられることから窺われる。とりわけ、この措置に関して注目すべきは、それが過去における余剩金についてであるとはいえ、ある村民の余剩金が、他の村民の税滞納を決済するために振りむけられる際、当人の承諾とその旨の文書作成が義務づけられている、という点である。そのため、一八四二年のこの法律公布の意図は、一見すると、村落単位での纳税連帶責任制度を放棄することであったかに見える。しかしながら、この法律公布後においても、村民が他の村民の税滞納を負担し続けたことは、上記第一土地法の記述がそれを示している。ともかく、この一八四二年の法律についてここで確認すべきは、以下の事実である。すなわち、それは、ムハンマド・アリー治世末期において、纳税連帶責任制度のもとではとかく不明瞭になりがちな税滞納額を過去にまで遡って調査し、それを村落住民個々のレベルで改めて明確に把握しようとした試みた事実である。従つて、この措置は、纳税連帶責任制度の放棄を意図したものではなかつたとしても、それに至

るためには踏むべき必要な手続きであった、と考えられる。

そして、法令で確認しえる、税滞納に関する第三の措置は、一八五二年における、増税を条件に、それまでの滞納税額をすべて免除する旨の勅令の公布である。⁽⁸⁾

以上、税滞納に関する三つの法的措置を指摘した。ところで、こうした一連の措置から窺うことができるのは、納税連帯責任制度をもつてしては、当時の累積する税滞納を処理しきれなかつた、という事実である。そのため、エジプト政府は、納税連帯責任制度に代わる、新たな税滞納対策の実施を余儀なくされていったが、こうしたエジプト政府の政策転換の過程は、一九世紀中葉の土地立法における離村者規定を検討することによつて跡づけられる。

さて、一九世紀中葉における土地立法において、税滞納問題が、その原因でもあり結果でもあつた離村者問題と関連づけられて言及されていることは、けだし当然である。事実、離村者について規定した一八四六年の第一土地法第二条には、税滞納についての言及がみられるが、その際注目すべきは、離村者の土地再取得に関していまだ取得時効規定が設けられていない同条文において、離村者によつて放置された土地のうち、滞納税を決済する目的から、他人の管理下に置かれた土地についてのみ、五一六年、一〇年という時効規定が設けられ、この場合、たとえ離村者が滞納税全額を支払う余裕があつたとしても、彼はすべての土地を再取得する権利をもたず、五一六年を経過している場合には、それに見合う額の滞納税を現在の土地占有者に支払うことを条件に、当該地の半分が、また、一〇年以上経過している場合には、もし村落内に耕作可能な無主地 (atyan ziyade) があるならば、そのなかから生活に必要な土地が、そして、こうした無主地が存在しない時には、それに見合う額の滞納税を支払うことを条件に、当該地の三分の一が離村者に与えられる、と規定されていることである。そして、こうした時効規定について、立法当局は、この場

合該滞納税額は離村者の現在の土地占有者に対する債務(ghārūqā)とみなすことができる、ということをその根拠に挙げている。すなわち、当時エジプト政府は、ガールーカ慣行の追認と成文化とともに、本来は耕作者・国家間ににおける公法上の問題であるべき筈の税滞納問題を、耕作者間のガールーカ契約による債権・債務関係という私法上の問題として処理しようとしているのである。

従つて、ガールーカ契約について一五年という取得時効規定を設けた一八五四年の第一土地法では、税滞納が理由で土地を放置した離村者の土地再取得権に対する制限は、さらに強化されている。すなわち、土地放置が五年以上に亘る場合には、当該地の保有権は離村者から現在の土地占有者へ移転し、また、放置期間が五一六年、一〇年の場合には、それに見合ひ額の滞納税を現在の土地占有者に支払うことを条件に、それぞれ当該地の半分以下、三分の一以下が離村者に与えられる、とされているのである。⁽⁹⁾

しかるに、一八五八年のサイード法に至つて、離村者を扱つた条文のみならず、そのすべての条文において、税滞納についての言及は一切みられなくなつた。この事実は、当時税滞納問題がエジプト政府の関心事でなくなつた、といふ事実を意味するものでないことは勿論である。実際、サイード法が公布された一八五八年においても、エジプト政府は、累積し、支払い不能となつた一村落の税滞納を、周辺村落住民に強制的に割り振る(tawzī')措置をとつてゐる。⁽¹⁰⁾また、税滞納に関してここで想起すべきは、第二章第三節で論じた徵税請負制度の復活が、こうした累積する税滞納に対処するためにとられた措置であった、という事実である。

従つて、サイード法において税滞納に関する言及が一切みられないことの理由は、別のところに求めなければならぬ。すなわち、それは、先述したように、一九世紀中葉における一連の土地立法およびそれとともになう税制改革に

よいで、当時、土地保有問題と徵稅問題とを、それぞれ私法上、公法上の問題として區別して扱うための法規上および制度上の準備が整つた、という事実である。そして、この過程にも、エジプト政府による納稅連帶責任制度の放棄過程にほかならなかつた。こうして、サイードの治世（一八五四—六三年）に至つて、エジプト政府は、累積する税滞納を一方では耕作者間の私的債權・債務契約のなかで、他方では徵稅請負契約によいで、処理するよくなりたのである。

- 1 イスラム的土地位有制度の起源については、鷲田氏の一連の業績、とりわけ以下の論文を参照のこと。鷲田義平「マイハマとフアイ——歴史的考察」『中央大学文学部紀要』史学科第五号、昭和三四年、「ウマル二世の租稅政策とその遺産」『中央大学文学部紀要』史学科第一四号、昭和四四年。
- 2 抽稿「十九世紀後半におけるエジプト土地・税制度」四、一四一五頁。
- 3 前掲拙稿、一一一三頁。
- 4 H. A. Rowlan, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p.130. だが、すぐハマム・トリー治世末期における税滞納の累積はいよいよ、以下の文献を参照のこと。石田進「帝国主義下のエジプト経済」111—11、1111—116頁。
- 5 'Alī Barakāt, *tatawur al-milkiya al-zirā'ya*, p.231, note 3.
- 6 ① mushā'a は単語が何を意味するか不明である。どうあれ、fawā'id al-mushā'a は、個々の村民(muzāri'ūn) 勘定とは別な、村落全体(あるいは村落有力者) 勘定における余剩金と訳して置く。
- 7 Ahmad al-Hitta, *tarikh al-zirā'a al-miṣriyya*, pp.71-2.
- 8 J. Hunain, *al-ātyān wa al-darā'i'b*, p.212, *al-qawāniñ al-'aqāriyya fi al-diyyār al-miṣriyya*, fihrist, p.11.
- 9 Ahmad al-Hitta, *tārikh miṣr al-iqtisādī fi al-qarn al-tasi' 'ashar*, p.84.

10 Amin Sāmi, *Iaqūm al-nil. 'asr 'abbās kilmī bāshā al-aawāl wa muhāmmad sa'īd bāshā*, Cairo, 1936, p.311.

四 ハラージュ地における私的土地位所有権の確立とエジプト農村社会

1 ハラージュ地における私的土地位所有権の確立とエジプト農村社会の意義

本章は、前章において跡づけたハラージュ地における私的土地位所有権の確立過程が、家族共同体および村落共同体に関する法規定のなかにどのように反映しているかを検討することによって、私的土地位所有権の確立が当時のエジプト農村社会に与えた影響を探ることを目的としている。しかしながら、本題に入る前に、本節において、一九世紀中葉における土地立法、つまり、ハラージュ地における私的土地位所有権の導入措置が近代エジプト社会経済史においての意義を整理してみたい。いうことによって、後節における論述の含意が明確になる、と思われるからである。

一九世紀中葉における一連の土地立法によって、ハラージュ地保有者に対して土地処分権、相続権が付与され、また、彼らの土地に対する関係は、ばかりなりにも、抽象的なハラージュ地保有権を介しての観念的な権利関係として成文化されるに至った。そのため、一見すると、この措置は、ハラージュ地保有者の土地に対する権利を強化したかにみえる。しかしながら、ここで想起すべきは、以下の二点である。第一は、この措置以後においても、ハラージュ地は依然として国家所有地と規定され続けたため、国家権力は引き続きハラージュ地における土地保有に対して直接

介入する権利を留保した、という事実である。そして、第一は、ハラージュ地保有者への土地処分権、相続権の付与は、決してそれまで知られていなかつた権利の付与を意味するものではなく、当時における土地保有慣行を法的に追認する措置にすぎなかつた、という事実である。すなわち、ハラージュ地保有者の土地に対する権利は、なにもこの措置によつて私的の土地所有権の体裁をとつて追認されずとも、従来の慣行によつて十分承認されていたのである。從つて、私的の土地所有觀念の導入とは、誤解を恐れずあえて述べるならば、ハラージュ地における土地保有関係を律する法体系を、慣行から成文法に代える、という法形式的な措置にすぎなかつたといえる。

もつとも、以上の指摘は、一九世紀中葉の土地立法がハラージュ地における現実の土地保有関係に影響を与えたことを意味するものではない。それとは全く逆に、一九世紀中葉の土地立法は、現実の土地保有関係に大きな影響を与えた。しかしながら、それは、土地処分権、相続権の付与というが如き法形式的な措置のためではなく、これら一連の法令が當時現実に頻発していた土地争議を解決するという極めて緊急を要する課題を担つて公布された、という事実のためであつた。⁽¹⁾

實際、すでに前章で詳しく論じた如く、一九世紀中葉の土地立法のなかで主たるテーマとなつてゐるのは、離村者と現実の土地占有者との間における、ガールーカ設定者と債権者との間における、そして、ムシャーラカ契約当事者間、つまり土地保有者とシャリーケとの間における、土地保有権をめぐる争議であり、さらに、税滞納をいかに処理するか、という問題であった。そして、これら具体的な問題に対し一連の土地立法が提示した解決策は、離村者、ガールーカ問題については、取得時効規定を設けることによって、離村者から現実の土地占有者への、また、ガールーカ設定者から債権者への土地保有権の移転を認める、というものであり、ムシャーラカ問題については、土地保有権

の帰属を明確にすることによつてムシャーラカ慣行を廢止し、以後ムシャーラカ契約を賃貸借あるいは地主・小作契約に限定する、といふものであった。さらに、それまで土地保有問題と結び付けられていた税滞納問題は、耕作者間の私的債権・債務契約による税滞納の解消という形で、土地保有問題とは区別されて処理されるようになった。

そして、ここで確認すべきは、取得時効規定の適用によつて土地を失う離村者、ガールーク設定者、借地人あるいは小作人の地位に転落するシャリーカ、そして、債務者として究極的には土地を失うことになる税滞納者こそ、ムハンマド・アリーの土地国有政策によつて土地を分与された登録農民であった、という事実である。すなわち、一九世紀中葉における土地立法の結果、多くのハラージュ地の保有権が、それまでの登録農民から、合法的あるいは非合法的手段によつて事実上土地を占有していた者へ、移転されたのである。そのため、この土地立法の社会経済史的意義を考える際、まず問題とされるべきは、この土地立法によつて土地を取得したのはどの階層の人間であり、また、その規模はどの程度であったのか、ということである。しかしながら、この点について論及することは本稿の枠外であるため、ここでは、一九世紀中葉の土地立法の社会経済史的意義に関して、以下の点を指摘するにとどめた。すなわち、それは、一九世紀中葉の土地立法は、国家にその意図があったか否かに関係なく、国家が上から一方的に土地保有関係の現状に対し変更を加えたことを意味し、極言すれば、一種の土地改革ともみなしうる措置であった、ということである。こうして、一九世紀中葉の土地立法措置、つまり、私的的土地所有觀念の導入措置の社会経済史的意義は、一言で述べるならば、ムハンマド・アリーの土地国有制度から一九世紀末期における近代的土地私有制度への移行期にあつて、土地国有制度の崩壊から生じた土地保有の混亂を整理するとともに、近代的の土地私有制度への橋渡しをしたことについた、といえるであろう。

1 とりわけサイード法がこうした緊急を要する課題を抱つて公布されたものである」とは、同法律の「はしがき」、「序文」、そして「結語」において繰り返し指摘されている。

2 これまでの土地制度史研究は、主に、土地授与、徵稅請負など国家の施策を通じて土地を集積した階層の分析に焦点があつられてきた。そのため、この階層については、個別具体的および数量的研究が積み重ねられてきたが、一九世紀中葉における土地立法が一般農民に与えた影響に関しては、私的土地位所有權の確立とともに農民層分解がみられたとしばしば指摘されるもの、史料的制約から、こうした農民層分解過程の分析は必ずしも十分になされてこなかつた。

2 ハラージュ地における私的土地位所有權の確立と家族共同体

ところで家族共同体とは、一九世紀中葉における土地関係法令において、家族を示す用語として散見するアーアイラ ('ā'īla, pl. 'ā'īlāt) を指す。¹⁾このアーアイラは、現代において、「核家族」を意味するウスマ (usmā) と対照されて、しばしば「拡大家族」と訳されている。もうとも、現地調査をおこなってきた社会、文化人類学者たちは、第一に、両語が現実にはほとんど区別されずに使用されていること、また第二に、実際アーアイラは子供の独立によつて容易にいわゆる「核家族」に分解されるところから、両語に区別を設けることに慎重である。⁽¹⁾ともかく、ここではこのアーアイラを、それが「核家族」であるか「拡大家族」であるかに關係なく、血縁によつて結びついた家族共同体ととりあえず定義しておく。

さて、筆者が確認しうる限りでは、一八五八年のサイード法以前に公布された土地・税関係法令において、家族を指す言葉として散見するのは「家」(bayt, pl. būyūt) のみであつて、そこでは、土地保有、納稅に関する規定は、すべ

¹⁾ エジプトにおける私的土地位所有權の確立

て土地保有者 (*sāhib al-athar, bāb al-athar*) という個人を単位としてなされている。そして、この事実は、個々の耕作者レベルで納税義務者を把握しようとした当時の土地・税政策のあらわれである、と考えられる。⁽³⁾ しかるに、サイード法に至って、当時の一般農民の土地経営の実態を窺わせる興味ある規定がみられるようになる。すなわち、それは、土地・税関係法令のなかで初めて、家族共同土地保有という形で、土地経営、納税単位として家族があらわれる、という事実である。いじで家族共同土地保有とは、サイード法第一条が定義する如く、「家長 (*ashkhaṣ min dhū al-‘a’ilāt*) の死後残された子供 (*awrād*)、親族 (*aqārib*) 全員が、一つの家計で生活し、共同して土地を耕作し、土地の租税台帳への登録が、彼らのなかの最年長者の名義でなされていく」状態を指す。*(4)* まゝ、*sāhib al-athar* の死後、彼の土地が相続によって相続資格者の間で分割されず、彼ら全員が、彼らの最年長者のもとで、一つの土地経営、家計、納税単位としてとどまり続ける状態である。

そして、こうした家族共同土地保有について、サイード法同条文が与えた規定は、以下の二つであった。第一は、土地が家族成員によつて共同占有され、家族成員個々の持ち分 (*haqq*) が記載されず、家族の一人の名義によつて租税台帳に登録されている限り、家族成員個々の権利を明らかにするために、家族の最年長者は、家族全員ならびに村落有力者立ち会いのもとで、男であるうが女であるうが家族成員個々について、その名前と彼らの持ち分を認めた土地分割リスト (*qā’imat al-taqṣīm*) を作成し、それをイスラーム裁判所ならびに県庁において登録しなければならない、と定めたことである。。また、第一は、こうして家族成員個々の権利が文書作成と登録によつて確認された暁には、家族全員は、家 (*bayt*) の崩壊を防ぎ、その繁栄を計るために、合意のうえで土地を家族の最年長者の名義で租税台帳に登録し、彼のもとで結束して土地耕作にあたるべき、と命じたことであった。

ところで、サイード法に至って、このような家族共同土地保有規定がみられるようになつた当時の社会背景として、以下の二つの解釈が可能であろう。第一は、こうした家族共同土地保有規定の背後には従来からの根強い家父長的家族共同体規制が存在した、とする解釈である。そして、第二は、当農民の土地保有単位が分割相続によつて細分化していくため、個々の農民は自分の相続地だけでは生計がなりたたず、親族は家計を一つにして、共同で土地を經營せざるをえなかつた、とする解釈である。⁽⁴⁾つまり、前者の解釈にあつては、血縁的集団としての家族の共同体的規制が、後者のそれには、生計維持という社会經濟的要請が、家族共同土地保有慣行存続の契機として重視されているのである。もつとも、現実には、この二つの契機は、区別しがたく結びついていたであろう。それでも拘らず、ここであえてこの二つの契機を区別してとりあげたのも、筆者が、^{アーチ}家族を土地所有、經營、家計の単位でもある家父長的血縁共同体として定義し、家族共同土地保有慣行の存在を血縁的家族共同体規制から説明しようとする意見に對して必ずしも同意できず、生計維持という社会經濟的要請こそが、家族共同土地保有慣行存続の基底要因ではなかつたか、と考えているからにほかならない。⁽⁵⁾そして、この家族共同土地保有慣行に關して、ここで想起すべきは、前章第三節で論じた、ムシャーラカという土地耕作慣行である。筆者はそれを論じたなかで、当時のムシャーラカ慣行はさまざまな土地耕作契約を含むものであつたが、その多くが必ずしも土地を絶対的生産要素としてみなさず、土地のほか、種子、畜力、労働力など何らかの生産要素を提供する農民たちによって結ばれた共同土地耕作契約であつたらしいこと、またそれ故、それは小規模な農民保有地を対象とし、血縁的であれ地縁的であれ何らかの仲間うちらでの土地耕作契約として機能したのではなかつたか、ということを指摘した。つまり、家族共同土地保有のもとで展開された土地耕作形態は、このムシャーラカ契約に基づく土地耕作ではなかつたか、と思われるるのである。

以上、家族共同土地保有慣行とムシャーラカ慣行との関係如何についてはともかく、法令の規定内容から判断する限り、家族共同土地保有慣行に対するエジプト政府の関心は、分割相続に帰因する農民保有地の細分化にあった。なぜならば、先述したサイード法第二条の二つの規定のうち、第一の規定、つまり、家族成員個々の持ち分を明確にさせるために土地分割リスト作成を命じた規定は、登録土地保有者と現実の土地占有者との乖離という土地保有の混乱を整理し、再び納税義務者を明確に把握しようとした当時のエジプト政府の土地政策から引き出される当然の帰結であったのに対して、第二の規定、つまり、家族の最年長者のもとでの共同土地経営を認めたエジプト政府の意図は、「家の崩壊を防ぎ、その繁栄を計るために」という文面から分かるように、分割相続による土地保有、経営単位の細分化の結果生じる土地生産性および税収入の低下を防ぐことにあった、と考えられるからである。また、こうした第一の規定を設けることは、徵稅業務に対する配慮からも必要であった。なぜならば、家族成員個々の持ち分を明確にすることによって、理念的には再び登録土地保有者と現実の土地占有者との一致を計ることができが、もしすべての持ち分を個々の家族成員の名義で租稅台帳に登録することにでもなれば、納税義務者の際限ない増大をきたすことになり、徵稅業務が煩雑になるからである。そのためにとられた妥協策こそ、一方では、土地分割を命じつつ、他方では、アーラの土地経営、家計、納稅単位としての枠組を維持するため、引き続き家族の最年長者の名義による租稅台帳への土地登録を認めるというものであった、と考えられる。

こうして、家族共同土地保有規定から窺うことができる、アーラに対するエジプト政府の姿勢は、それを土地保有単位として法的に制度化しようとする積極的な姿勢ではなく、⁽⁶⁾あくまで分割相続による土地保有単位の際限ない細分化の結果生じる農村社会の疲弊と徵稅業務の煩雑さを避ける目的から、それを土地経営、家計、納稅単位として維

持しようとする防御的な姿勢である。このことは、サイード法同条文において、家を崩壊させないことが確められる限りで、という条件がついているものの、もし家族成員の一人が家族共同土地保有から分離したいと望む場合には、彼の望みは彼の持ち分の土地に限って認められる、と規定され、また同時に、家族成員の一人が第三者から土地を取得し、その土地を家族共同土地保有から除外しようと望む場合には、当該地は彼個人の名義で租税台帳に登録される、と規定されていることが示している。そして、この二つの規定は同時に、農民の側からも、アーラムが必ずしも土地保有単位として意識されていた訳ではなく、いわば相互扶助共同体として、生計を維持する必要が生じた限りにおいて、そして、家族の最年長者がその家父長的権威を行使しえる限りにおいて、土地經營、家計単位として機能した、ということを示しているように思われる。

もともと、以上の指摘は、この家族共同土地保有制度が、一部の農民、とりわけ富裕農民層にとって、土地保有単位の細分化を防ぎ、アーラム単位での土地集積を計る有力な手段となつた、という事実を否定するものではない。なぜならば、たとえ土地分割リストが作成され、それがイスラム裁判所シャリーアと県庁において登録されたとしても、家族成員すべての持ち分は家族の最年長者の名義で租税台帳に登録された以上、現実には、アーラムは一つの土地保有単位として機能したからである。そのため、一部の富裕農民層は、村落社会における彼らの社会的地位の経済的基盤である土地が分割相続によって細分化されることを防ぐために、この家族共同土地保有制度を利用したであろう、と考えられる。そして、このことは、この制度に関する法規のその後における展開のなかにみてとることができる。

すなわち、先に指した如く、サイード法第一条においては、家族成員の家族共同土地保有からの分離を認めた規定がみられたのであるが、一八六九年の勅令によつて、この箇所は削除され、同時に、それまでは義務づけられては

いなかつた、土地の家族最年長者の名義での租税台帳登録が義務づけられたのである。⁽⁷⁾ この措置について、ベアーアは、上記一八六九年勅令に言及した一八七七年の勅令にみられる文面をそのまま解釈して、それを徵稅業務を円滑化するための措置であった、としている。⁽⁸⁾ 確かに、このベアーアの指摘は、この措置の動機の一つを説明するものである。なぜならば、すでに指摘した如く、この徵稅業務に対する配慮こそ、サイード法第一條において、エジプト政府が家族共同土地保有規定を設けた動機の一つであった、と考えられるからである。

しかしながら、この措置の動機として、ベアーアは否定しているものの、アーティンが指摘する動機、つまり富裕農民層の圧力もまた無視できない。⁽⁹⁾ なぜならば、この措置を、遺言によるハラージュ地の相続を認めた一八六八年の勅令と合わせ考へる時⁽¹⁰⁾、当時富裕農民層が分割相続による土地保有単位の細分化を防ぐ手段を求めていたことは明らかであるからである。そして、分割相続による土地保有単位の細分化は、一八五四年の第二土地法以降ハラージュ地における相続権が成文化されたため、加速されこそそれ、となることはなかつたであろう。⁽¹¹⁾

なお、一八六九年勅令によるこの家族共同土地保有規定は一八八一年の勅令によつて廃止され、以後、家族成員個々の持ち分は、彼らの名義によつてそれぞれ租税台帳に登録されることになつた。⁽¹²⁾ しかしながら、この勅令公布以後においても、家族共同土地保有慣行が根強く存続したことは、一九世紀末期における判例のなかで、家族最年長者は、家族成員の同意なしに家族共同保有地(*amlāk al-rūkiya, amlāk al-tirkā al-mushā'a*)を売却、抵当などによつて処分してはならない旨繰り返し言及されていながら、これが示してある。⁽¹³⁾

1 例えば、J. Berque, *Histoire Sociale d'un Village Égyptien au XXème Siècle*, Paris, 1957, p.47, H. Fakouri, *Kafr El-Elow*, pp.56-7. 」などによれば、中國利益、木村喜博両氏は、從來の社會、文化人類學者たるが、アーティンを分析

するに際し、その血縁的側面のみから考察してきたことを批判し、それを社会経済的側面からも考察すべきことを主張され、共同体論の視角から、このアーライアを、従来通りそれとウスマラとの間の流動性を認めつつも、土地所有、耕作、家計単位でもある家父長的血縁共同体として定義してい。cf. 中岡三益「エジプトにおける共同体——財産占取の形態と主体にかんするノート——」、木村喜博「農地改革前におけるエジプト農村社会の構造——共同体的構成の視角から——」川島武宜、住谷一彦編『共同体の比較史的研究』所収。

2 例え、農業法第四、五一条。

3 ただし、すでに指摘したように、いの *sāhib al-athar* の実態は必ずしも明らかではない。この点については、第三章第一節、註(17)を参照のこと。

4 一九世紀中葉において、分割相続に帰因する農民保有地の細分化がどれ程進行したかについては、実証的裏付けのないまま、研究者によって意見が分かれている。土地保有単位の細分化を主張する研究者は、一八五四年の第一土地法以降ハラージュ地相続権が成文化されたことを強調し、それを否定する研究者は、第二章第一節で言及した家族ワクフ(*waqf ahli*)制度、そして、本節で論じている家族共同土地保有慣行ならびに遺言による遺産相続制度の存在を指摘する。

5 本節註(1)を参照のこと。また、アーライアの原型 *prototype* を土地所有、耕作、家計単位でもある家父長的血縁共同体として定義し、その解体過程のなかに家族共同体さらには村落共同体の変容過程を探ろうとする共同体論に対する筆者の批判は、以下の文献にみられる。拙稿「エジプト農村社会における村落有力者層——Leonard Binder の Second Stratum 論をめぐって——」『オリエント』第一四卷第一号、一九八二年、九一一三頁。ただし、そこでは紙面の都合上、十分な批判が展開できなかつた。そのため、この点については、機会を改めて論じてみたい。

6 また、それは、エジプト政府がイスラム相統法を放棄しない限り不可能である。そして、いよいよまた、イスラム国家における、法と政治権力との間の相互依存・対抗関係をみるとことができよう。

- ~ *al-qawānīn al-'aqāriya fi al-dīyār al-miṣriya*, p.17, *lā'iḥat al-dīyān*, p.26, Raūf 'Abbās, *al-niẓām al-ijsimā'i fi miṣr fi zill al-milkīyah al-zīra'iya al-kāhirah*, pp.268-70. たゞ、一八七一年のマカーベラ税(1/4年分の土地税前払)が支払われた家族共同保有地(atyān al-'ā'ilah)に対しては完全土地処分権が付与されるが、土地は元老族の家族最年長者によって管理される「カレル」、「カーベラ」税支払い完了時に作成される文書(hujjat imtiyāzat al-nuqabala)はな家族成員の持分(hiṣṣa)が明記され、「カレル」が規定されてる。
- cf. *lā'iḥat al-nuqabala*, p.22, *al-qawānīn al-'aqāriya fi al-dīyār al-miṣriya*, p.18.

○ G. Baer, *A History of Landownership in Modern Egypt*, p.38.

○ Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp.101-9.

10 *al-qawānīn al-'aqāriya fi al-dīyār al-miṣriya*, fihrist, p.16, 'Aziz Khānki, "al-milkīya al-'aqāriya fi miṣr", *Majallat al-qānūn wa al-iqtisād*, No. 6, Cairo, 1936, p.669.

11 抽稿「十九世紀後半のヒジャース・土地・税制度」――頁。ただし、本論註(4)を参照のこと。

12 *al-qawānīn al-'aqāriya fi al-dīyār al-miṣriya*, p.18.

13 *al-qawānīn al-'aqāriya fi al-dīyār al-miṣriya*, p.18, note 1.

○ ムカーベラ税における私的土地位における私的所有権の確立と村落共同体

前節において、ヒジャース政府は、家族共同体について、一方では、私的土地位観念の導入によるその解体を指向する措置を取ったがゆえ、他方では、徵税的觀点からの維持を指向する措置をとらざるを得なかつたことをみた。しかし、この相反するヒジャース政府の態度は、村落共同体についてもまたみられた。

ところで、村落共同体の解体を指向する一連の措置については、こいで詳しく述べるまでもないであろう。ならば、第三章で指摘した、登録農民固定制度と納税連帯責任制度の放棄を意図した一連の措置こそが、村落共同体の解体を指向する措置にほかならなかつたからである。⁽¹⁾ そのため、この点については、そこで取りあげえなかつた以下の二点を指摘するにとどめたい。⁽²⁾

第一は、離村者の帰村時における土地分与規定の廃止である。すなわち、一八四六年の第一土地法第一条では、税滞納を決済する目的で保有地を第二者に委託したまま離村した者で、帰村時税滞納額を支払う能力がない者、つまり、彼の保有地を再取得する権利のない離村者に対して、県知事は、もし村落内に保有者の登録されていない耕作可能地(atyān ziyāda)があるならば、そのなかから生活に必要な土地を与え、それがない場合には、彼が村落で生活できるための何らかの措置を取るべきことが、規定されている。また、一八五四年の第一土地法においても、当該者に対し、村落有力者(mashāykh al-balad)と生活に必要以上の土地をもつてゐる村民の土地のなかから、そして、徵稅請負人、村落有力者、そして村民の土地のなかから、彼の家族の税請負制度下に置かれている村落の場合には、徵稅請負人、村落有力者、そして村民の土地のなかから、彼の家族の生活のために、〇・五フエッダーン(一フエッダーン=約一・〇三八エーカー)から三フエッダーンの土地が与えられる旨定められている。⁽³⁾ しかるに、一八五八年のサイード法第七条における離村者規定には、この土地分与規定はみられなくなつてゐるのである。そして、この事実が当時における登録農民固定制度の廃止と関連していることは、容易に理解されよう。

そして、第一は、土地取得における村落住民の優先権(haqiq al-awlawiya)の廃止である。すなわち、サイード法第三条には、相続資格者不在のため国庫に回収された土地の再分配規定がみられるが、そこでは土地取得について優

先順位がつけられ、まず第一に、当該地が所属する村落の住民たち、そのなかでも土地を保有していないか、あるいは保有していても少なく、それでは生活が成り立たない者が、次いで、隣接する村落の住民たちが挙げられている。ところが、一八六一年の勅令によつて、このサイード法の規定は廃止され、国庫に回収されたすべての土地は、競売(mazād)に掛けられることになったのである⁽⁴⁾。そして、こうした土地取得における優先順位の廃止が村落共同体規制の弛緩につながることは、指摘するまでもないであろう。

以上、エジプト政府は、村落共同体の解体を指向する措置をとつた。しかしながら、このことは、当時のエジプト政府が村落共同体を解体するがままにまかせた、ということを意味しなかつた。すなわち、エジプト政府にとって、村落を一つの行政単位として維持することは、行政、徵稅、治安の観点から必要であり、そのため、エジプト政府は、村落共同体の解体を指向する措置とは相反する一連の措置をとることになる。⁽⁵⁾

この点に関して、まず指摘されるべきは、エジプト政府がハラージュ地の自由な利用を禁じ、許可なくそこに植樹、あるいは揚水車など建造物の建設を一切禁じていたことである。こうした農地と居住地とを明確に区別し、前者の自由な土地利用を禁止するという伝統的イスラム土地政策は、稀少な農地の減少を防止し、同時に、農民を居住地に押し込めることによつて、農村統治を容易にしようとする目的をもつものであつた、と考えられる。ところが、一九世紀後半に至つて、この伝統的イスラム土地政策の修正を促すような事態が生じた。それは、そこでの自由な土地利用が認められた特權地つまり、一八四二年の勅令によって完全土地処分権を付与され、一八五四年のウシユル課税措置以後ウシユル地と呼ばれた、アブアーディーヤ地、ジャファーリク地の増加である。そして、この新たな事態に対処するためにとられた措置こそ、一連のイズバ関係法令の公布であつた。

イズバ ('izba, pl. 'izab) とは、別の機会で指摘した如く、カフル (kafr)、ナジョム (najm)、ムンシャ (minsha'a) その他と同様、村落居住区以外の土地に建設され、そこに耕作民が居住した小集落を意味する言葉である。しかしながら、一九世紀エジプト社会経済史研究においてこの言葉を使用する場合、こうした小集落のうち、特権地アブアーディーヤ地、ジャファーカリ地のうえに建設された小集落を指すことが多い。その理由は、ハラージュ地が、すでに指摘した如く、そこでの自由な建造物建設を法的に禁じられていたのに対し、一八四二年の勅令によって完全土地処分権を付与された特権地には、この法的規制は適用されず、また、特権地の多くは、通年灌漑体系の整備を待つて初めて可耕地となつた新開地からなつていたために、その開墾と耕作の必要上、新たな小集落建設が不可欠であつたからである。こうして、一九世紀中葉から末期にかけて、特権地の増加とともに、さらには、ハラージュ地の私的 土地所有権の確立によつて、イズバの数は増加していくが、この事態は、エジプト政府にとって好ましいことではなかつた。なぜならば、こうしたイズバの建設を自由に許すならば、村落が小集落の集合体となりかねず、このことは、政府の行政、徵稅業務を煩雑にするうえに、従来の村落単位での治安機構の無力化を引き起こし、農村の治安悪化をまねくからである。そのため、エジプト政府は、一八六三年における特別諮詢委員会 (al-majlis al-khususi) 決定を端緒とした一連のイズバ関係法令を公布し、できうる限り新たにイズバ建設を禁止するとともに、管理の行き届かない既存のイズバの撤去、あるいは母村落への統合を命じるようになる。⁽⁶⁾

こうして、エジプト政府は、イズバの増加に象徴される新しい社会経済環境に対応して、村落の行政、徵稅、警察 単位としての機能を保持するため、農村行政の再編成に向つた。そして、こうした農村行政の再編成とともに、村落構造も変容していくと考えられるが、以下、こうした一九世紀末期におけるそれを含めて、一九世紀エジ

プト村落構造の変容過程を、村長職の職務内容の変遷に焦点をあてて探りたい。

一九世紀中葉の土地立法において、村落はナーヒヤ (nāhiya, pl. nāwāḥⁱⁿ) と呼ばれ、その行政は、ウムダ ('umda, pl. 'umad) と呼ばれた村長と、彼を補佐する幾人かの村落有力者 (mashāykh al-nāhiya) によってなされた。ヒルハが、一八四〇年代までのムハンマド・アリー統治時代において、ナーヒヤと呼ばれた行政区は、幾つかの村落(balad, qaryā) から構成され、その行政官としてカーラマーム (qā'īmaqām) と呼ばれた、上位行政機構に直属する官吏が任命された。そして、村落行政は、このカーラマームと村落の有力者たち(mashāykh al-balad, mashāykh al-hisāṣ) によってなされてきたのである。⁽⁸⁾ この一八四〇年代を境にしてナーヒヤの行政範囲が変化したという事実は、当時大きな農村行政の再編成がなされたことを予想させる。事実、カーラマームという職種は一八四〇年代以降みられなくなり、また、ウムダという職種が法令のなかであらわれる最初は、現在確認できる限りでは、一八四三年である。⁽⁹⁾ そして、このウムダは、それ以前の法令のなかで散見される al-mashāykh al-kibār と呼ばれた村落有力者たちの代表者に、その起源を求められるように思われる。⁽¹⁰⁾

ともかく、以上の事実から、一八四〇年代において農村行政が再編成され、それは、それまではナーヒヤの下位行政単位を構成していた村落 (balad, qaryā) も、個々の行政村ナーヒヤとして、より直接的に地方行政の末端機構としてとり込む形でなされた、と考えられる。そのため、この再編成以後生じたウムダ職は、それまでの村落有力者たち以上に、村役人としての性格を強くもつものであった。ベアーは、村長職の職務内容の変遷を跡づけた論文のなかで、サイードの治世において村長職から解除された業務として、村落住民への土地と税の分配を挙げている。⁽¹¹⁾ このベアーの事実認識自体には、誤りがないように思われる。しかしながら、ひるや注意すべきは、こうした村長職における

職務内容の変化は突然に生じたものではなく、一八四〇年代以降、この変化を可能にするような上記農村行政再編成があつた、という事実である。

そして、この農村行政再編成の背景は、明らかに、ムハンマド・アリーの土地国有政策の修正、具体的には、村落共同体の解体を指向する一連の措置に基づく、登録農民固定制度と納税連帶責任制度の放棄であつた。こうして、村落有力者層は、それまでは多分に村落共同体慣行に基づいていた業務を解除され、改めて村役人として組織され直されたのであつた。そして、この過程は、サイード法が公布された一八五八年の一勅令による、⁽¹²⁾ 村長職免税地の廃止によって終結した、ということができるだろう。

もつとも、この過程によって、^{ムハンマド} 村長はじめ村落有力者層の村落社会における社会的地位が低下したことにはならない。確かに、村落共同体の解体を指向する一連のエジプト政府の施策によって、それまでの彼らの権力基盤は弱められたかもしれない。しかしながら、彼らは同時に、地方、中央政官界に進出していった。一八六八年の税制改革委員会、一八七一年に設立された農業監督委員会 (*majlis tattish al-zīā'a bi al-aqālim*)、そして、一八六六年から一八七九年までの代議員議会 (*majlis shūrā al-nuwwāb*) の中核となつたのは、ウムダ層であつた。⁽¹³⁾ すなわち、村落有力者層の村落社会における社会的地位の基盤は、それまでの共同体慣行と結びついた權威から、地方、中央政治と結びついたそれへと変化したのである。そして、彼らの経済的基盤もまた、^{ムスムー} 村長職免税地から私的に集積した土地へと変化した。

ところで、村長職の職務内容の変遷を跡づけた先の論文のなかで、ペアーアは、一八八二年以降のイギリス単独統治下において、ウムダ的主要業務はもっぱら政府通達の伝令、情報の提供に限定され、その社会的、政治的地位も低下

し、イスマイール時代におけるウムダの黄金期は終つた、と指摘している。⁽¹⁴⁾ 確かに、一八九五年におけるウムダ選出方法を定めた勅令をみても、被選出資格者は五フエッダーン以上の村民となつており、そこで対象となつてゐるのは、中小地主層である。⁽¹⁵⁾ しかしながら、この時期のウムダ層と前期イスマイール時代のそれとの連続を想定してはならない。なぜならば、イギリス単独統治時代のエジプト農村社会にみられた顕著な現象の一つは、村落有力者層の階層分化であり、土地を集積した村落有力者層の多くは、生活拠点を都市に移すことによつて、当時の不在地主層の一部を構成するようになつたからである。そのため、もしイスマイール時代のウムダ層との連続を想定しうるこの時期の階層があるとするならば、それは、当地方、中央政官界で活躍した名士層(*ajyan*)⁽¹⁶⁾である。そして、この点に関連してここで想起すべきは、すでに指摘した如く、当時、イズバの増加に象徴される新しい社会経済環境に対応して、村落の行政、徵稅、警察単位としての機能を保持するために、農村行政の再編成がみられた、という事実である。換言するならば、ペアードが指摘するウムダ職の職務内容の変化、およびウムダ層の社会的、政治的地位の低下は、この農村行政再編成過程の一つの帰結にほかならず、そこには、一九世紀中葉における農村再編成と同様、エジプトにおける私的土地位所有権確立過程との深い結びつきがみられるのである。

すなわち、この二つの農村行政再編成と結びついた私的土地位所有権の確立過程とは、言うまでもなく、一九世紀中葉における農村再編成については、ムハンマド・アリーの土地国有政策の修正をもたらした、一連の土地立法による私的土地位所有觀念の導入であり、一九世紀末期におけるそれについては、近代民法典の制定に基づく、近代法概念としての私有権を基本規範とした私的土地位所有権の確立である。ともかく、こうして、エジプト政府は、一九世紀を通じて、村落を行政、徵稅、警察単位として維持する目的をもつ、それ故、間接的ながら、村落共同体の解体を阻止す

る指向をもつ措置をとり続けたのであつた。

1 ところで、本稿が専ら依拠する法令から知りうるのは、徵稅、行政、警察単位としての村落、つまり行政村であり、共同体といふ言葉から連想される、そこでの血縁的あるいは地縁的紐帶の実態を知ることは、ほとんど不可能である。それにも拘らず、ここであえて共同体という形で村落に言及するのは、第三章第一節で指摘した如く、ムハンマド・アリー時代の村落行政組織は、それまでの村落共同体を行政末端機構に組み込むことによつて成立しており、村落行政組織の変容を跡づけることは、同時に、村落共同体の変容をも跡づけることになると思われるからである。従つて、本節における村落共同体という用語は、国家権力から一応独立して営まれたと考えられる、行政村を単位とした生活共同体という程の漠然とした意味で使用されてゐる。また同時に、言うまでもないことながら、筆者は、本節で指摘する法令に基づく村落像が当時の農村社会の実態だと主張するものではない。すなわち、ここで筆者が主張したいことは、一九世紀中葉における村落関連法規には、幾つかのはつきりとした傾向がみられ、それは現実の村落構造に少なからず影響を与えたであろうということにすぎない。

2 また同時に、第二章第一節における村落共有池についての叙述を参照のこと。

3 Ahmad al-Hitta, *tārīkh miṣr al-iqīṣādī fi al-qarn al-tasī' ashār*, p.84.

4 *lā'iħat al-ātīyān*, p.18. 土地の競売については、第二章第一節、註(7)を参照のこと。

5 第二章第一節における脱穀場アカルについての叙述を参照のこと。また、第三章第三節および本章第一節においてそれぞれ指摘した、ムシャーラカ慣行と家族共同土地保有慣行の実質的承認は、村落共同体の解体を阻止する要因として機能したであろう。

6 拙稿「カフル・シユブラフール村の村方騒動」六〇一一、六九一七一页。

7 こうした農村行政の再編成が本格的に展開したのは、イギリスによるエジプト単独支配が開始された一八八二年以降である。

8 拙稿 “Egyptian Village Community”, pp.184-5.

エジプトにおける私的土地位所有権の確立

9. 'Ali Barakāt, *talawwur al-milkīya al-zirā'īya*, p.231. ﴿ ﻋَلِيُّ بَارَكَاتٌ ﺕَلَوْوَرُ الْمِلْكِيَّةِ الْزِيرَاءِيَّةِ ﷺ ﻗَانُونُ الْمُنْتَகَبَاتِ ﷺ 100 ﻰـ 1950 ﷺ ﻗَانُونُ الْمُنْتَكَبَاتِ ﷺ 10. 烏龜“Egyptian Village Community”, p.185, 'Ali Barakāt, *talawwur al-milkīya al-zirā'īya*, pp.231-2, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, pp. 88,92-4.
11. G. Baer, “The Village Shaykh, 1800-1950”, in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, pp.40, 45.
12. 捷德「18世紀後半の農村・村落」七田真。
13. 稅率改訂新規令ノシテ、'Ali Barakāt, *talawwur al-milkīya al-zirā'īya*, p.305 ﴿ ﻋَلِيُّ بَارَكَاتٌ ﺕَلَوْوَرُ الْمِلْكِيَّةِ الْزِيرَاءِيَّةِ ﷺ ﻥَوْرُ ﻣُهَمَّدٌ ﺍبْرَاهِيمٌ ﺕَرِيكُ ﺍلْحَيَّاتِ ﺍلِـنْجَابِيَّةِ ﻓِي ﻡِسْرٍ ﷺ ﻖ. 1301 ﻪـ ﻢ. Khalil Shabhi, M. Khalil Shabhi,
14. G. Baer, “The Village Shaykh”, pp.51-3.
15. F. Jiād, *al-qāmīs al-'amm li al-idāra wa al-qadā'*, Vol. 2, Alexandria, 1900, p.676.
16. L. Binder, *In a Moment of Enthusiasm — Political Power and the Second Stratum in Egypt* —, Univ. of Chicago Press, 1978, p.126 ト標示された表を参照。

みる、また、これとほとんど同義であるが、国内要因と対外要因とを峻別し、エジプトの近代化過程を外からの圧力でもって説明しようとする研究方法に対する批判であった。筆者には、従来の研究において大勢を占めているこの近代化論こそ、本稿の冒頭において、従来の土地制度史研究に対する批判として指摘した諸点、とりわけ、一九世紀末期における近代民法典制定以前の時代に、統一的、それも近代法的土地法体系の存在を暗黙裡に前提する研究姿勢の原因と思われた。そして、このことが、法律の専門家でもない筆者をして、本稿を伝統的イスラム土地法体系の叙述から開始させた理由であった。そのため、この点を明確にするために、以下、くどいようであるが、一九世紀末期における近代民法典制定まで、エジプトの土地保有関係を律していた伝統的イスラム土地法体系について、振り返つてみよう。

さて、この法体系は、統一的規範群から構成されておらず、それぞれ独自の法領域あるいは法秩序をもつたイスラム法、世俗法、そして慣行という三つの法規群から構成されていた。このうち、国家の政策意図を直接的に反映する世俗法は、伝統的イスラム土地法体系にあって、いわば実定法的法規群を構成したが、それは近代法概念としての実定法では決してなく、あくまで伝統的イスラム国家觀に基づいて、君主が臣民に対して、命令あるいは恩寵として下した法規群であった。そのため、この世俗法は、ある場合には、一般的原則を提示する法律として、またある場合には、土地授与、徵税請負契約の際君主と特定の臣民との間にとりかわされた、さまざま内容をもつ特權付与規定として示されたが、そのいずれにおいても、同じく勅令として、その法的拘束力において異なるところはなかつた。このように、同じく世俗法といわれるながらも、性格を異にする二種類の法規群がみられ、それは、適用対象として、それぞれ異なる土地範疇をもつていた。さらに、この世俗法は、すべての土地範疇に適用された訳ではなく、その適用

をうけず、イスラム法、慣行によつて律せられた土地範疇もまた存在した。

ところで、こうした複雑な法環境のもとで、一八四〇年代以降、その内容と導入時期の差違をともなつて、各種土地範疇にいわゆる私的土地位所有觀念が導入されたのであるが、當時付与された権利のどれ一つをとつてみても、近代法概念としての土地私有権ではなかつた。こうした私的土地位所有觀念の導入過程に関して、とりわけ注目すべきは、この過程と時を同じくして、前代に逆行するかの如き、土地授与の増加と徵稅請負制度の復活がみられた、ということである。そして、従来の研究では、土地授与の際被授与者に付与された権利は土地私有権である、と指摘されてきた。しかしながら、この権利は、第二章第二節で詳説した如く、少なくともその当初にあつては、特定の目的によつて、それ故付帶義務をともなつて、君主が臣民への恩寵として与えた特權の一つにすぎなかつた。すなわち、以上を要約するならば、當時エジプト政府は、土地国有制度の破綻、具体的には、累積する税滞納に直面して、伝統的イスラム土地法体系の枠組のなかで、そして、伝統的イスラム国家觀に基づいて、土地・税政策を実施し続けたのであつて、これまでの研究においてしばしば強調される如く、一八四〇年代を境に、エジプト政府の土地・税政策がドライティックに変化した訳ではなかつた。

しかしながら、この一九世紀中葉における土地国有政策の修正は、極めて特殊な政治経済環境下になされた。この特殊な環境とは言うまでもなく、エジプト社会の世界資本主義体制との邂逅である。そして、その帰結の一つが、一八七六年のエジプト財政破産に始まる、英仏主導のもとでのエジプト統治機構の近代化であつたが、この近代化政策の一環として、混合、国民両裁判所の設置と、それとともに二つの近代民法典の制定がなされた。こうして、一九世紀末期に至つて、それまでの伝統的イスラム土地法体系下における土地保有をめぐる複雑な法環境は一切捨象さ

れ、エジプトの土地保有関係は、一律近代法概念としての土地私有権を基本規範として規定されることになったのである。従つて、以上の叙述から分かるように、たとえそれまでにエジプト土地法体系が、私的土地区画の導入とその強化によって、実質的には土地私有権に基づく土地法体系となっていたとしても、この一九世紀末期における近代的土地私有概念のエジプト土地法体系への移植と、それまでの一連の土地立法による私的土地区画の確立過程とは、明確に区別すべきものである。

しかるに、従来の土地制度史研究の多くは、この違いを念頭に置かず、一九世紀末期における歴史の到達点から逆行的に一九世紀エジプト土地制度史を解釈する、という誤りをおかしているように思われる。そのため、そこでは、便宜的に設けられた各種土地範疇分類が示すように、後に大土地所有を発生させることになる諸契機を、一九世紀中葉におけるエジプト政府の土地・税政策のなかを探ることに終始し、当時の土地保有をめぐる複雑な法環境を理解して初めて可能な、大土地所有形成過程におけるエジプト農村社会変容を分析する視角を見失っている。そして、こうした従来の研究における方法論上の誤りをもたらした原因が、伝統社会と近代社会を対置させて一九世紀エジプトにおける近代化過程を論じようとする近代化論の採用であることは、明らかである。こうして、本稿は、以上の如き方法論上の誤りを排して、一九世紀中葉における私的土地区画の確立過程を跡づけ、同時に、それが当時のエジプト農村社会に与えた影響を探る試みであった。

付録(一) 一八四一年勅令翻訳⁽¹⁾

〔一〕 我々は臣民に以下のことを通達する。すべての国家と王国の繁栄と安寧は、農業と商業によって達成されるが、神の御恵みにより、ナシバトのすべての土地 (kāmil arādī qurā ma'mūra al-quṭr al-miṣrī) は、耕作 (harth) の開墾 (taslīh) に適してゐる。そのため、第一に、国土の繁栄の増大、第二に、国富の増加に資するために、また、臣民と官吏の幸福を願ひて、これまでに、エジプト農村において、そこの開墾と耕作が可能と判断された者に対して、アブアーディヤ (abādiya) として知られてゐる無主地が、彼らの能力に応じて授与され、また同時に、耕作地 (al-ātyān al-ma'mūr) の一部が、造園、植樹などの理由からの授与された。

もし、ルーズナーメ局は、通常、こうした被授与者に対して、当該地が免税特権地 (rizqā bilā māl) として授与されたらしくを証明する文書 (sanadat diwāniya) —— (つまりタクシーム (訃者) —— を発行するが、一八五一年シャハーワール月一八日、すでに廃止された内務委員会 (majlis malakiya) は、(上)の点に関する(?) 紛りの規定を命ぜ勅令 (khulāsa) を公布し、そのなかで、臣民に通告を告示し、玉璽 (imām) 、それに基づいて手続を終るとの旨命じた。

ところが、これまでにルーズナーメ局から発行されたタクシーム (taqāsiṭ) は、上記勅令の内容と矛盾し、そのため、(上)の勅令に基づいてタクシームのなかで定められた幾つかの規定は、イスラム法の所有権規定 (hukm al-tamalluk al-shar'i) と相容れないとが、明らかとなつた。また、こうしたアブアーディヤ地と耕作地の所有者 (mustamlikin) が、能力の不足あるいは資金難や破産のために、土地経営に従事できなくなつた場合、政府が当該地の売買を禁じていなければ、彼らはその所有地 (al-ātyān allati tāḥl^a tasarruf-hum) も、それを望む者に對して譲渡 (ifrāgh) あるいは売却し、同時に、資金と能力をもつ者は、望んでそれを購入し、耕作するため、すべての農地 (kāfāt arādī al-qurā) は放置されず、耕作の対象となる、と思われた。かくして、売却と処分を認められた土地所有者は、しかねば土地の開墾と耕作に努め、よつて、国土の繁栄があたらしい

れるが、このことこそ、我々がその実現を願う最大の望みである。

そのため、ムフティー閣下(hadrat mufti afandi)の意見に従って、タクシートを発行された土地所有者(ashâb al-âtyâan)は、いかなる制約からも自由であるところから、現在までに授与され、彼らの所有下に入った土地の所有者、および、今後免税特権地として授与されるアブアーディーヤ地と耕作地の所有者に対して、当該地の売買、譲渡(i'tâ'î), 贈与を許可する文書(sanad shar'i)——つまりタクシート(訳者)——が発行される。すなわち、現在までに免税特権地として授与されたアブアーディーヤ地と耕作地^{アグー}、および、上記規定に基づいて今後授与されるアブアーディーヤ地と耕作地^{アグー}の所有者は、それを売買、譲渡、贈与することを許され、我々から彼らに対して、売却その他イスラム法の定める('âla al-wâjih al-shar'i)すべての処分権が与えられる。そして、この決定に基づいて、この通達が告示され次第、神の恩寵によって、過去に発行されたタクシートは廃棄され、書き換えられねばならない。

こうして、我々の望むところは、かつて免税特権地として授与されたアブアーディーヤ地と耕作地^{アグー}のタクシートは、この通達に基づいて、考慮の余地なく、また、いかなる制約事項も設げず、書き換えられるべきであるということであるから、過去のタクシートは廃棄され、土地所有者には新たなタクシートが発行される。また、今後授与される耕作地^{アグー}とアブアーディーヤ地についても、この勅令の内容に基づいてタクシートが発行され、被授与者に与えられる。

ところで、以上の規定を実施することは、神の望むところを実現するための原則(dustûr)であり、この原則に基づいて、エジプト政府(dîwân nîşî)はこの勅令を公布し、臣民に告示したのである。そのため、臣民はこの原則に従って行動し、それからのいかなる離反も避けなければならない。

〔二〕すべての国家と王国の進歩、繁栄、安寧は、農業と商業を通して達成されるということは、広く知られている。ところで、エジプトの国土は農業に適していることに鑑み、過去および現在において、アブアーディーヤとして知られている無主地は、それを耕作し、開墾する能力あるいは望みがあると判断された者に対して、エジプトの繁栄と、官職保有者、有力者(a'yân)、

そして一般住民の富の増大に資するため授与され、その際、家系 (*nasl wa dhurriya*) が跡切れるまでの間、彼らがそりやの用益を享受する (*yantaff'ū*) 旨を証明する文書 (*sanadāt*)——これがタクシーム (記者)——が発行される。そして、家系が跡切れた後には、当該地は、当局によりて特定の機関 (*jihāt mu'ayyana*) のためのワクフとして設定される。ところが、この規定では、土地取得者 (*arbāb al-ātyān*) に土地処分権 (*taṣarruf shar'i*) が与えられていないために、彼らは、当該地の改良について注意を払っていただい。このため、当局は、土地取得者が売買、贈与その他イスラム法の定める処分権をもつならば、彼らは繁榮の増大と国富の増加の推進者となるであら、との認識に達し、ムフターハー闕ト (*ḥadrat al-muftī*) に意見を求めていた。彼らは、この点に關して承認を与えた。

以上に準拠して、今後土地が何人かれて授与されよといふ、土地取得者は、売買、贈与、ワクフ設定その他イスラム法の定める処分権 (*haqq al-taṣarruf al-shar'i fi al-bay' wa al-shirā' wa al-hiba wa al-iqāf wa nahw dhālik min sa'i'ir al-taṣarrufat al-shar'iya*) をもつことになら、その旨文書 (*sanadāt*) が作成され、発行される。同時に、憲法は施行された文書をもつた者の対して、上記内容を認めた新たな文書が発行される。これが、この規定は、(神の望みを実現するための) 原則 (*dustūr*) なんだやれなければならぬ。

1 ルーベナーメ局宛てに公布された勅令である。ルーベナーメの勅令は、ルーベナーメ語双方によつて公布されたふうである。ルーベナーメの勅令を再録してある文献だ。Y. Artin, *al-ahkām al-mar'iya fi sha'n al-arādi al-nisriya*, pp.54-6 (Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp.334-6. ただし、仔細な点は少しこぢれがあるが、ルーベナーメ語版に再録された勅令文面の方が、ハラハ語版のやれより詳しい) より Amin Sāmi, *taqwim al-nil*. 'aṣr muhammad 'ali, Cairo, 1928, pp.516-7 ①110であるが、後者はハラハ語からの翻訳みたいに見ら、まだ、やの基本内容は同じであるので、恒文献に再録されたの勅令の文章

は、全く異なつてゐる。しかし、このやは、「」において前者の、次いで「」において後者の翻訳を試みた。
なお、この勅令に限らず、付録I、IIで翻訳を試みる第一土地法、サイード法もまた、文面はすべて、段落なしの一続き
の文章によつて綴られている。しかしながら、読みやすくなるために、訳者の判断によつて、適当に段落を設けた。

- 2 特権地に相続権を付与した一八三六年の勅令。この勅令の再録は、以下の文献にみられる。Y. Artin, *al-ahkām al-mar'iya fi sha'n al-arādi al-miṣriya*, pp.52-4, F. Jilad, *qāmūs al-idāra wa al-qadā'*, Vol. 1, Alexandria, 1890, pp.12-4.

付録I 第一土地法⁽¹⁾翻訳

第一条

ガールーカ (ghārūqa) として設定された土地について。その（本来の）保有者 (arbāb-hā) がそれを回収するのを望む場
合、当該地が昔から彼の保有地^(アサリーヤ)であり、検地 (misāha) 以後ガールーカとして設定されたケースについては、もし土地が裁判所
と正式文書 (sanadāt) に基づいて抵当に入れられ、また、彼が（現在の）土地占有者 (wādi'in al-yad) へ債務
(ghārūqa) を弁済し、土地耕作にあたる能力を備えていることを理由に、当該地の回収を望むならば、土地保有者 (ṣāhib al-
athar) が債務を弁済し、また、共同耕作 (yushārīku) あるいは他人に賃貸借するなど、自分一人で土地耕作にあたれぬ
ことが確認された時点で、彼のの望みは認められる。ところが、彼こそ本来の土地保有者 (ṣāhib al-athar al-āsi) である
からである。そして、その際、当該地占有 (wad' al-yad) が短かからうと長かからうと、占有期間の長さは問題とはならない。
しかしながら、土地保有者が、当該地は検地以前にガールーカとして設定されたのだと主張する場合には、彼の望みは聞き入れ
られず、土地は、検地が彼の名義で実施された（現在の）土地占有者のものとなることになる。

といふや、土地保有者が、債務を弁済することはできないもの、当該地すべてを耕作する能力をもたないため、土地回収後、

その一部のみを自分で耕作し、残りは賃貸する」とを望んだり、あるいは、債務額以上の金額で、すべての回収地を他の者に賃貸する」とを望むような場合、以上のこととが明らかになつた時点や、土地は土地保有者に引き渡されず、彼に対しては、彼の能力に応じて、当該地のなかから、自らの耕作に必要なだけの土地が与えられ、彼は、この取得地相当の債務を支払うことになら。

また、土地保有者が彼の保有地 (athar) を他の者に譲渡した (asqatā) が、今になつて、この土地保有者が当該地の保有権を要求する (muṭālib bi al-ātyān athar-hu) 場合、ハラーナ・ジュ地の譲渡は売買と同類の行為であるため、(現在の) 当該地占有者のもとに譲渡文書 (sanad shar'i) があるが、あるいは、証言資格を有する者の証言 (shuhūd) がある限り、土地は、土地保有者へ回収されず、(現在の) 土地占有者のもとにまわる。

第一条

帰村 (再び) 村落 (bilād-hum bi nawāḥī al-mudiriyā) に居を構えた離村者 (musahibin) として。彼ら、人々は、(ややと以前から) 村落に居住してゐる者が、(おひでの) 保有地に対する保有権を要求した (talabū atyān-hum al-athar) が、(現在の) 土地占有者 (wādi'in al-yad) は、(離村時におひで) 当該地の一部に税滞納 (baqāyā) があり、また、(その後) そこに他の者の税滞納 (tawzī'āt) が割り振られたために、それらを支払ふ、もしくは、当該地に対して土地改良費等の経費を支出したという理由から、いわふた要求を拒否した場合、もし彼らが離村前に土地をガールーカとして設定し、帰村後それを回収することを要求したケースであるならば、当該地は、第一条で明らかにされた規定に従つて、債務 (ghārūqa) 児済後、彼らに回収されなければならぬ。

また、離村者あるいは在村者の一人が (土地) 回収を要求した際、当該地が、(村落有力者が自己) それを取得し、耕作する目的から、あるいは、離村時まで) の期間、当該地保有者 (sāhib-hā) —— つまり、上記離村者あるいは在村者 (訳者) —— には

税滞納がなかつたにも拘らず、それを第三者に對してガールーカとして設定する目的から、村落有力者 (*mashāykh*) の管理下に置かれていることが明らかになつたケースについては、調査後、もし村落有力者自身が当該地の耕作者であることが判明した場合には、土地は、すでに指摘した如く、(本来の) 土地保有者に回収される。そして、村落有力者が当該地をガールーカとして設定した場合については、村落有力者は取得した債権 (*ghāruḍa*) を解消し、土地は、上述した規定に従つて、(本来の) 土地保有者に回収される。

もつとも、離村者あるいは在村者にもともと税滞納があり、彼らは、それを決済する目的から彼らの土地を他の者に供与したにも拘らず、今になつて、当該地（の回収）を再び要求した場合には、上記税滞納は債務 (*ghārīqa*) と同じものになり、当該地取得者 (*mustawli*) はこの税滞納を弁済しなければならなかつたのであるから、(本来の) 土地保有者 (*sāhib al-athar*) が帰村し、当該地を要求した際、(土地放置が) 五年あるいは六年を経過しているケースについては、彼の生活のために、そこで耕作にあたる当該地の半分が彼に与えられ、彼は、この半分の土地相当の税滞納を(現在の) 土地占有者 (*wādi' al-yad*) に支払うことになる。また、(土地放置が) 一〇年以上を経過しているケースについては、村落に耕作可能な無主地 (*atyyān ziyāda*) が存在する場合には、そのなかから生活に必要な土地が彼に与えられ、それが存在しない場合には、当該地の三分の一だけが生活のために彼に与えられ、彼は、上述した規定に従つて、この三分の一の土地に相当する税滞納を支払うことになる。ただし、(本来の) 土地保有者が支払う税滞納額とは、それが当該地の半分相当であろうが三分の一相当であろうが、彼の離村時までにそこに累積されていた税滞納額に、一二五七年以後⁽²⁾そこに割り振られた他の者の税滞納額 (*tawzī'āt*) を加えた額である。

最後に、帰村した離村者が土地（回収）を要求したが、彼には当該地の半分あるいは三分の一に相当する税滞納を支払う能力がなく、また、その時点で、村落に彼に与えるための無主地が存在しない場合には、県知事閣下 (*hadrat al-mudir*) は、その責任でもつて、彼に対し、村落での生活が可能となるような措置を取らなければならない。

なお、土地經營のために支出された費用については、その(本来の) 土地保有者は、それを一切負担しない。といふのも、

の経費は、（現在の）土地占有者が（これまでに）取得した耕作利益のなかから決済されるべきものだからである。

第三条

土地保有者 (*arbāb-hā*) の（耕作）能力欠如のために没収され、強制的に他の者に割り振られた (*tawazza'at*) 土地について。（本来の）土地保有者が今やそれを耕作する能力をもつようになり、（土地回収を要求したにも拘らず）、（現在の）土地占有者 (*wādi'in al-yad*) はこの要求を拒否する事態が生じて、

（現の）能力の欠如から没収され、県内の諸村落 (*nawāhi al-mudiriyā*) に強制的に割り振られた土地の（本来の）保有者が、現在土地の回収を要求しているならば、県知事 (*mudir*) は、彼らの（耕作）能力と生活事情を確認したうえで、彼らに対して、村落内にある当該地のなかから、彼らの生活に必要とされるだけの土地を与えなければならぬ。そして、もし当該地に税滞納 (*baqāya*) あるいは割り振られた他の者の税滞納 (*tawzi'at*) があるならば、彼らは、先に指摘した規定に従って、取得地の規模に応じて、それらを支払うことになる。なお、その際、それが最近であるうが遠い過去であるうが、当該地が強制的に割り振られた時期は、問題とれない。

（現の）土地占有者 (*wādi' al-yad*) が、当該地の開墾等の費用を支出したと主張して、その支払いを（本来の）土地保有者 (*sāhib al-athar*) に要求する場合、彼のこの要求は受け入れられない。なぜならば、もし彼の主張が正しいとしよう、こうした経費は、先に指摘したよろど、（現在の）土地占有者が当該地耕作期間に取得した耕作利益のなかから決済されるべきものであるからである。

第四条

土地保有者 (*arbāb-hā*) が夏作物 (*asnāf*) 栽培のための、サーキヤ (*sawāqī*) を建設する能力をもたなかつたために没収され

れた土地について。一一四三年から一二五一年までに公布された勅令に基いて、そこで夏作物を栽培するために、こうした土地の一部が、それが彼らの保有地に隣接しているという理由から、その時点で（夏作物を）栽培しうる者に對して供与されたが、その際、（当該地の本来の）土地保有者(*ashâb al-athar*)に對して、彼は——つまり、当該地を供与された者（訳者）——の土地あるいはそれに代わる土地が与えられなかつたために、現在、（本来の）土地保有者が当該地（の回収）を要求し、他方、（現在の）土地占有者(*wâdi'in al-yad*)はこの要求を拒否する事態が生じている。

ところで、このようだ、もし（本来の）土地保有者が土地（回収）を要求するならば、県知事(*mudîr*)は、当該地の保有者とその（耕作）能力を確認したうえで、彼に對して、当該地のなかから、彼の耕作能力に見合ひだけの土地を与えなければならぬ。そして、その際、（当該地がいつ供与されたかという）時期は問題とはならない。

ただし、当該地が供与された時、そこに税滞納(*baqâyah*)があり、（現在の）土地占有者がそれを弁済したり、また、占有間に、それが常であるように、そこに新たに他の者の税滞納(*tawzî'at*)が割り振られ、彼がそれを支払つたような場合には、（本来の）土地保有者は、取得した土地の規模に応じて、それらを（現在の土地占有者に）支払わなければならない。

第五条

これまでの条文で言及された土地の占有者(*wâdi'in al-yad*)は課せられていたフィルダ税(*fîrda*)について。⁽³⁾ 土地が占有者から（本来の）土地保有者(*sâhib al-athar*)に回収される時点で、後者に對して、回収された土地に見合ひのフィルダ税が課せられる代りに、当該地からの収入がなくなつたことに鑑みて、前者に課せられていたフィルダ税は免除される。

ところで、フィルダ税は、一年おきであらうが二年、三年おきであらうが、収入(*iktisâb*)に基づいて査定(*ta'dîl*)が直され、この新査定に基づいて、課税と徵稅がなされてくる。このようなも、収入は、耕作土地面積の多少のみに基づくものではなく、商品(*mawârid al-bay' wa al-shîra'*)、家畜(*mawâshi*)、年金(*arzâq*)その他各個人の資産(*iktisâb*)の能力(*iqtidâr*)

に基づいており、土地は、こうした（収入源の）一つにすぎないからである。とあるべく、こうして、すでに指摘した如く査定し直されたうえで、課税がなされることになる。

第六条

今後、土地を賃貸したり、ガールーカとして設定したり、共同耕作したり（yushārīku）、小作に出したり（yurābi'u）、その保有権を他の者に譲渡（isqāt al-ātyān athāriyyat-hu）したり、抵当に入れたり（yarhamu）する場合、村落における、こうした行為が土地保有者と村落住民（ahālī）あるいはその他の者との間にかわされる限り、それは、土地供与者（'āti）と被供与者（ākhidh）との間で作成される正式文書（sanad madmūgh）に基づかなければならぬ。そして、今後は、文書に基づかない、あるいは、所定の書類によひだる（waraq ghayr madmūgh）文書に基づく」の種の行為は無効である。

以上の規定は、現在生じている如く、土地保有者（ashāh al-ātyān al-athāriyya）が彼らの土地について訴えを起した時、彼らと土地占有者（wādi'iñ al-yad）との間で紛争が生じたようだするためのものである。というのも、こうした文書が残されている限り、政府、すなわち県庁（diwāñ al-mudiriyā）は、彼らの紛争を解決するために、それを参照しえるからである。そのため、すべての県庁には、所定の書類（waraq madmūgh）が備え付けられ、上記行為のために文書作成の必要が生じた時には、土地保有者はこの書類を購入し、正式文書を作成することとなる。

なお、今後、すでに指摘した如き文書が存在しないにも拘らず、上記行為について訴えが起された場合、土地供与者がこの法律公布以後になされ、それに関する正式文書が作成されていないことが確認されたならば、その時点で、こうした訴訟者の訴えは却下される。

1 第一土地法は、一二二三〇年（一八四六年）ドウ・アル・カアダ月一三〇日公布された。この翻訳は、以下の文献にみられる

の法律の再録に基いて、Ahmad al-Hitta, *tārīkh al-zirā'a al-miṣriyya*, pp. 359-63.

2

この年、「耕作者および村落の余剩金についての法律」(lā'iḥat ḥawā'iq al-inṣārīn wa al-mušā'a) が公布され、各村落住民の税滞納が過去に溯って調査された。この点に関しては、本稿九六一九頁を参照のこと。

3

firda は、本条文から窺われるよう、一種の所得税であるが、その実態は必ずしも明かではない。Clot-Bey によれば、この税は、都市では個人単位で、そして農村では家単位で課せられたらしい。cf. A. B. Clot-Bey, *Aperçu Général sur l'Égypte*, Vol. 2, Bruxelles, 1840, pp. 156-7. また、この税については、以下の文献をお参観のこと。Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp. 133-54.

七 錄Ⅲ サイーム法翻訳⁽¹⁾

〔一七八四年二月一日⁽²⁾、勅令第一四五号として、内務省宛て公布された勅令の写〕

多岐化し、混乱している土地訴訟を目的に当たりにして、我々は、土地訴訟の再検討と、必要な法手続を適用規則を含む箇条がふなる法律、すなわち、土地に関してこれまでに公布された諸法令を参照するものとし、それ自体で適用上必要なすべての規定を含む手引きの作成とを命じた。こうして、土地法が立法委員会(majlis al-ahkām)において起草され、起草後、まず特別諮問委員会(al-majlis al-khuṣūṣi)において、次いで御前会議(al-ma'iyya)で、さらに再び特別諮問委員会において検討され、いよいよこの土地法は、序文、二八箇条の条文、および結語からなる法律として姿を整えた。

この法律作成において我々が主に意図したところは、この法律を作成し、判決にあたってこれを適用するのを可能ならしめ、よって判決の曖昧なからんことを期すことであった。このため、この法律は、最終的な特別諮問委員会の検討をもつて終った、都合三回に亘る検討をして、上述した構成の法律として完成したのである。そして、その過程で、詳細な検討が望まれる

と我々がこれまでに指摘した諸点について、検討に付せられた事項は何もないという程までは、詳細な検討が加えられ、判断が下された。したがって、我々の間に於いて、今後法手続をばらしの法律の内容に従つておればよいとの合意がなされ、我々は、いじだ、陛下に対するこの勅令を公布し、この法律が適用され、その規定に基づいて法手続きがとられる旨、各方面に告示した。このため、現在審議中の土地訴訟について、ナジブ・ト総督閣下の御意 (irādat-nā) の如く、この法律にみられる諸条に従つて、この法律の諸規定が適用されることがだ。⁽⁴⁾

1 ニの翻訳は、サイーム法原本 *al-lā'iha al-sa'idiya fi haqq atyān al-diyār al-misriyya*, Cairo, 1274 A. H. に依拠した。

2 西暦一八五八年八月五日。

3 ニの会議の構成員については、「序文」を参照のこと。

4 ニの「前書き」は、修正サイーム法では削除されている。なお、修正サイーム法とは、一八七五年の混合裁判所設置に際して、混合裁判所設置法 (Iā'ihat al-mahākim al-mukhtalata) 第二大條において、当時有効であった土地に関する法律を出版すべき血の規定に従い、同年、サイーム法全118条が大幅に削除された形で、全115条からなる新たな土地法として公布された法律である。そのため、以後、註やもひ、サイーム法のどの箇所が修正サイーム法において削除されたかを指摘する場合には必ずある。

「序文」

めで、立法委員会宛てに、土地問題を裁くための法律を作成せよとの御意 (al-irāda al-saniya) を記したが、したがって、新土地法が作成され、その結果、これまでに公布された土地問題に関する勅令 (awāmir)、法律 (lawā'iḥ)、規則 (manshūrāt)

は廃止され、今後新土地法の適用とそれに基づく法手続きがとられることになった。

エジプト、まず立法委員会においてこの新土地法の草案が作成されたのであるが、この草案は、エジプト総督閣下 (al-a'tāb al-saniya) の閲覧を拝した後、特別諮詢委員会での検討にまわされた。そして、必要な加筆、削除がほどこされ、エジプト総督閣下が再度閲覧なさった後、御前会議において、この会合のために召喚された下エジプト地方の県知事閣下 (hadrāt mudiri bahri) 立候るのむと、再度加筆、削除をほどこされたうえで、この草案から新土地法が姿を整えた。そして、一九一七年シャツワール月末日、内務省宛てに御意が告示され、そのなかで、内務省において、一人の上エジプト地方の県知事 (ithnain min mudiri al-wajih al-qibli) エジプト地方の県知事 (äkhirin min mudiri al-wajih al-bahri) 立候るのむと、この新土地法の原案を検討し、もし御前会議において作成された原案の内容から漏れた事項がみつかった場合には、この点について討議をつくり、最も適切と考えられる結論を引き出すよう命じられた。こうして、この御意に従って、県知事閣下が参集され、特別諮詢委員会構成員閣下 (hadrāt arbāb al-majlis al-khuṣūṣī) 立候るのむと、この土地法原案が読みあげられ、削除あるいは修正が必要な箇所についての討論と合意がなされた。エジプト、以下において述べられるような内容での新土地法が作成されたのである。

第一⁽¹⁾

モト、イスラム法 (shari'a) の原則が定めるところに従ふば、バラーリヤ地 (al-arādi al-kharājiya al-miriyā)⁽²⁾ に関しては、相続が認められていない。そのため、たとえバラーリヤ地保有者 (shakhs min arbāb-hā)⁽³⁾ が死⁽⁴⁾し、後に相続資格者 (waratha) が残されたとしても、土地は彼らに相続という形で与えられず、土地を取得希望者に再分与するのは国庫 (bayt al-māl) である。しかしながら、死⁽⁴⁾し者に相続資格者がいる場合には、彼らの生活を考慮し、彼らからの土地の用益 (intifā') を奪わないために、彼ら相続資格者が土地取得の最優先権をもつている。

エジプトにおける私的土地位所有権の確立

ムルハド、以上に準拠して、今後、バラージュ地保有者が死亡し、後に土地が残された場合には、土地は、男女の如何を問わず、彼の相続資格者に委譲されることになる。その際、彼らの土地取得は、イスラム法の定める相続分割に基いて行われる。ただし、条件として、彼らが土地の耕作に従事でき、土地に課せられるバラージュ税を支払う能力がなければならぬ。その際、(こうした義務遂行が)政府の承認のもと、裁判所判事(qādī)が任命する代理人(wukalā')あるいは後見人(awṣīya)を通して果される場合でも構わない。また、バラージュ地保有者が死亡し、後に子供(warathah dhurriya)も親族(aqrabī)も共に残されていない場合には、彼が残した土地は国庫に回収され『当該地についてば、第11条で明かにされる手続きがとられることになる。』

1 修正サイード法第一条。

2 ヒの法律のなかでは、バラージュ地を指す言葉として、ヒのほか、al-ātyān al-athariyya, athar あるいはただ単にard, tīn, atyān 等が使われてゐる。以下、注意を要する場合を除いて、ヒがヒの法律のなかで、arḥāb al-tīn, sāhib al-athar, sāhib al-tīn, al-sāhib al-ashl 等が用いられる。

3 ハーリジュ地保有者もまた、ヒの法律のなかで、arḥāb al-tīn, sāhib al-athar, sāhib al-tīn, al-sāhib al-ashl 等が用いられる言葉によつて言及されているが、以下、前註で指摘したバラージュ地についてと同様、注意を要する場合を除いて、ヒ

4 後の条文では、awrād 「下供たる」と表現されてゐる。

5 『 』で示した箇所は、修正サイード法において削除された。

第一⁽¹⁾条

ムルハド、村落(nawāḥī)内には、家長(ashkhaṣ min dhwāl al-ā'iāt)が死亡し、後に子供あるいは親族が残されたが、残

やれた子供、親族全員が一つの家計で生活し、共同で土地を耕作し、土地の租税台帳への登録が彼らのなかの最年長者の名義で⁽²⁾行われて、(al-qā'īm bī taklīf al-ātīyān arshid-hum) ようなケースがある。

いわゆる、い)のような場合、土地が家族成員によって共同占有され(zimām al-tīn yakūna qalamān wāhidān 'ala jumlat nufūs al-ā'iīa)、家族成員個々の持む分(hisṣa)が表記されず、家族の一人の名義によって租税台帳に登録われていふ限り、家族成員個々の権利を明らかにするため、家族の最年長者(kabīr al-ā'iīa)によって、男あるいは女の家族成員個々にいふべく、名前と彼らの持分を認めた土地分割リスト(qā'īma taqṣīm)が、家族全員ならびに村落有力者(mashāykh al-nāḥiyā)立会いのもとで、作成されなければならない。そして、い)のリストは、イスラム裁判所(mahkama shar'iyya)における検討、家族成員による記述内容の正しさについての宣言、リストの内容についての法的確認、イスラム裁判所ならびに県庁(mudirīya)における登録、そして、県庁での最終承認をへて、租税台帳登録名義人である家族の最年長者のもとに保管される。い)の場合、土地占有(waqd' yad)が過去長期間に亘つていようが短期間であろうが、家族の最年長者による土地占有は、土地が彼一人の名義によつて租税台帳に登録されている限り認められず、今後、土地占有は、今からなされる土地分割に基づいたものでなくてはならない。⁽³⁾

『ところども、もし家族成員の一人が家族から分離したいと望んだ場合には、彼の望みは彼の持ち分の土地に限つて認められるが、こうした分離は、家族の分散を防ぎ、国土の繁榮の崩壊を防ぐために、検証に耐ええる明白な理由がある時にのみ許される。』⁽⁴⁾ といふのも、彼の分離によって、彼の家族成員が統一を欠き、家(bayt)が崩壊することを恐れるからである。

もし土地の租税台帳登録名義人である家族の最年長者、あるいは家族成員の一人が、不幸にも死亡した場合には、死亡者の持ち分の土地は、い)の法律の第一条に従つて処理されるが、その他の土地については、そのままそれぞれの家族成員が持ち分に従つて保有し続け、彼らは家族を分散させず、その繁榮を守るために、合意のうえで委託した家族の最年長者の仲立ちのもとで、土地を耕作することになる。といふのも、家族のなかに、耕作義務を全うし、家の繁榮を計る最年長者がいる限り、家族は分散

しないし、さらに、家族全員が彼のもとで結束するならば、家の崩壊は防げるからである。

さて、もし家族の最年長者が、家族成員に対する土地分割手続きを怠るようなことがあるならば、家族成員は、彼らの権利を主張しなければならない。そして、家族成員の一人から、こうした訴えが起きたならば、最年長者は怠慢の罪で罰せられる。また、もし家族成員からこうした訴えが起こされず、持ち分分割手続き未完了の事実が、家族成員以外の者からの訴えという形で、県庁のもとに知らされた場合には、県庁による詳細な調査を待つて、家族の最年長者はあるいは成年に達している家族成員は、最年長者の怠慢を黙っていたという罪のために罰せられる。しかし、成年に達していない家族成員については処分はない。

そして、以上のような処分が終り次第、持ち分分割手続きが行なわれる。なお、もし分割手続き実施前に最年長者が死亡した場合には、家族全員の合意と県庁の承認のうえで、家族のなかから、死亡した最年長者に代わる、最年長者の資格をもつ成員が立てられ、その時点で、持ち分分割手続きが、上述した手続きに従つてとられる。

ところで、以上の規定は、家族の最年長者あるいは他の家族成員が第三者から土地を取得し、その土地を持ち分分割手続きの対象から除外しようと思んだケースについては適用されない。そして、この土地は持ち分分割の対象とならず、調査の結果、この土地が家族によって共同取得された土地ではない (*khārijā 'an al-ikhtisāb al-rūki*) ことが明らかになった時点で、土地は分割されず、土地取得者個人のものとなる。

1 修正サイード法第一条。

2 taklīf とは、租税台帳 (*daftār al-mukallafa*) <登録する>。検地（土地）台帳 (*daftār al-tārī'*) <の登録ば、
taqayyud と呼ばれた。

3 一二八五年ドゥ・アル・ヒジャーブ月一四日（一八六九年四月七日）の勅令によつて、この家族最年長者の名義による租税台帳登録が義務づけられた。しかしながら、一八八一年七月九日の勅令によつて、この義務規定は廃止され、家族成員の持ち

分は、それぞれ各人の名義で租税台帳に登録される」となった。この点については、本稿一〇九—一〇頁を参照のこと。
4 前註で指摘した一八六九年の勅令によつて、『 』内の規定は廢止されたため、この箇所は、修正サイード法において削除されている。

第三⁽¹⁾条

第一条の規定に基づいて国庫に回収された土地は、県によつてそれを望む者に与えられるが、土地取得の最優先権は、当該地が所属する村落の住民たる (*ahali al-balda*) ⁽²⁾ やもる (*yakiniñuna ahraq min ghayr-hum*)。やもる、彼ら住民のなかでも、土地を保有していないか、あるいは保有していても少なく、それでは生活に十分ではない住民が、土地取得の優先権をもつ。そして、当該地が所属する村落の住民の間に該当者がいない場合、次に土地取得の優先権をもつのは、その村落に隣接する村落の住民たちである。

ともかく、こうして土地が再分与されるのであるが、こうした土地分与がなされるのは、県が土地譲渡の際発行する土地譲渡文書に課せられる、一フエッダーンあたり一四キュルシュ (*ghirsh*) 相当の税金 (*'awā'id rasm al-sanad*) が徴収された後である⁽³⁾。なお、この譲渡文書は、政府が定めた書式に従つて印刷されたものでなければならない。

さて、以上述べた方法でもつて土地を分与する者がみづからなかつた場合には、上述した選考基準に則つた土地取得希望者が現われるまでの一時的な期間、当該地は、納稅を条件に、それを耕作することのみを願う者に与えられる。そして、この一時的土地譲渡については、五年間という期限が設けられる。すなわち、この期間中に、もし所定の土地譲渡文書税を支払つて当該地を取得することを望む者が現われ、また、その時点で土地を占有している者 (*alladhi takūna taht^a yad-hu*) が、土地譲渡文書税を支払つて当該地を取得することを望まない場合には、上述した選考基準に注意しながら、当該地は、土地譲渡文書税を支払つてそれを取得したいと望む者に与えられる。しかし、その時点で当該地を占有している者が、土地譲渡文書税を支払つてそ

の取得を望むならば、彼にはそいでの利益 (*manfa'a*) を享受し続ける権利がある。なお、五年が経過しても、当該地を取得することを望む者が現われない場合には、土地はそれを占有している者のもとにあり続け、彼は当該地に対する保有権をもつ (*athar'an la-hu*) りいだなる。その際、土地譲渡文書税を支払う必要はない。

いいいや、國家が、⁽⁴⁾ じの一時的譲渡期間中に、当該地を取得したいと考えるならば、たとえ土地譲渡文書税を支払ってそれを取得することを望む者が現われたとしても、国家は当該地を取得する権利をもつ。また同様に、⁽⁴⁾ じの法律の第一〇条に述べられてしょゆうな事業の必要が生じた時もまた、国家は、同条文の規定に従って、土地を取得する権利をもつ。ともかく、國家所有地 (*al-arādī al-mirīya*) に関するば、⁽⁴⁾ じの点について何の障害もない。

やで、最後に、ハラージュ地保有者が死亡した際、もし上述の選考基準によつて、残された土地に対する取得最優先資格者とみなされた者が不在であつたり、あるいは、耕作期 (*waqt al-zirā'a*) が始まつても出頭でもない場合には、土地は、出頭できる者で、彼の次に土地取得の優先権をもつ者に与えられる。

1 じの条文は、修正サイード法において削除された。⁽⁴⁾ じの条文にみられる、国庫に回収された土地の再分与に代わつて、新たな土地再分配手続きを示した法令は、一一七八年（一八六一年）ジョマーダー一月一一日付の勅令である。⁽⁴⁾ じの勅令によつて、相続資格者を残せず死したために国庫に回収されたハラージュ地は、競売 (*mazād*) と掛けられたものになつた。

cf. *lā'ihat al-afyān*, 3rd ed., 1301A. H., p.18.

2 やの地 *yakūnūna muqaddimīn 'an khīf-hum, la-hum haqq al-awlawiya* 等の表現が使われてしる。

3 一ハニマターハー=一・〇〇ハニカーハー。一ハニマターハー=一〇〇キヤハシハ。

4 原文ヤドガ wa law ma'a 'adam zuhūr 「現われなかつた」としゆ「やだねが、」れど、wa law zuhūr 「現わたたし」「やだね」の離つやだね。

第四条⁽¹⁾

さて、ハジアト国には、女性の住民（nisā' harīmāt min al-ahālī）が土地を保有し、その土地が、現行法に則って、彼女の名義で租税台帳に登録され、彼女がハラージュ税を支払っている場合がある。こうしたケースの場合、彼女の権利については、この法律の規定に従つて手続きがとられる」ととなる。

1 修正サード法第三条。

第五条⁽¹⁾

さて、ハラージュ地はその耕作者（muzārī'in）に所有されておらず（lā tumlaku）、彼に許されておるのは、ハラージュ地における耕作を請け負っている限りにおいて認められた、そこでの用益権（haqq al-intitā'a）のみである。そのため、耕作者が三年に亘って、自由意志でもって土地を放置する（tarakū ikhtiyārān）などは、土地に対する彼の権利は没収される。そして、以上の規定は、神聖なるイスラム法の原則に基づいたものやある。

ところで、このようにイスラム法の規定は三年という期限を設けているが、実際の慣行（urūt）では、住民の実情を考慮して、この年限にさらに一年が付け加えられることが許され、この期限は都合五年となつていて。こうして、この規定に準拠して、彼の名義で租税台帳に登録されているハラージュ地を占有している（wādi' yad-hu）男あるいは女のハラージュ地占有者が、五年以上の間その土地を占有し続け、国家にハラージュ税を支払っている限りは、彼からその占有地を取りあげることはできない。そして、当該地についての異議申し立ては、いかなる種類のものであれ、また、いかなる方法でもってであれ、聞き入れられない。というのも、問題となっている土地は、イスラム法の原則が適用されるハラージュ地だからである。もうとも、この規定は、ガールーカ（ghārūqa）として設定された土地や、賃貸借（ijār），共同耕作（sharīka）に出された土地については適用さ

れない。これらの土地に関する規定については、以下の諸条において明らかにされる。

もし、この法律で述べられているすべての規定は、現在未解決な土地訴訟に関してであり、訴訟解決にはこの法律が適用されなければならない。そして、この条文に関して重要なのは、訴訟が起きた時点までに五年が経過している土地占有 (*wad' al-yad*) のみがこの法律に基づく判決の対象となるということである。その際、訴訟中における土地占有期間は、所定の五年という期間のなかに含められない。

1 修正サイード法第四条。

第六条⁽¹⁾

これまでの法律 (*lawā'ih*) あるいは勅令 (*awāmir*) に基づいて、まだ、慣行 (*shurūt ma'lūma*) の既に従った土地占有者 (*wādi' al-yad*)、起訴者 (*munāzi'*) 間の合意によつて、もひば、高貴なイスラム法 (*qānūn al-shar'*) に基づく文書 (*sanad shar'i*) によって、ややこ紛争が解決済みの土地についてでは、当該地に関する何人からの訴えも聞き入れられず、ハラージュ地についてであれリズカ地 (*rizqa*) についてであれ、その手続きは、紛争が解決された時点での取り決めに従つてなされる。そのため、これらの土地に関して、この法律を盾にして、再び新たな訴えを起すことはできない。これに対して、現在訴訟中で、今だ判決が下されていない紛争、つまり、上述した方法でもつて解決が計られておらず、現在審議中の紛争については、この法律に基づいて手続きが取られる」といはる。

1 修正サイード法第五条。

第七条⁽¹⁾

『もしも、離村者 (mutasahibūn) のなかには、土地を放置したまま村を離れ、その後村へ戻って土地の返還を要求する者がいる。』こうしたケースについては、離村者が土地を放置した期間の長さを考慮して、もしその期間が五年以上に亘り、その間土地が彼以外の者に占有されやしない (ma'a wādī yad) ならば、土地は離村者に返還されることなく、第五条の規定に基づいて、土地占有者の権利下に入る。

以上は、過去における離村者についての規定である。ところで、今後は、村民が彼一人あるいは家族 ('ā'iia) もしくも村を離れるような時には、村落有力者 (mashāykh) は、離村が生じた時点で、その旨報告しなければならない。もしも、もし離村が耕作期に生じたならば、離村者の土地保有権 (athariyya) は、土地譲渡文書税 (rasm) の支払いを条件に、当該地取得を望む者に与えられる。また、土地譲渡文書税を支払つて当該地取得を望む者がいない場合には、第三条で規定された如く、土地は、そこで耕作することを望む者に一時的に与えられる。こうした一時的な措置は、土地が耕作されず、よって国庫が損害を受けることを防ぐためである。なお、離村が耕作期でない時期に生じた場合には、離村者が帰村するか否かを耕作期まで待たなければならぬ。

また、住民が個人的用事のために村を離れ、他所に出向き、所用のためそこにしばらく逗留したとしても、耕作義務を全うでき、土地税ならびに諸税 (al-amwāl wa al-matalib) を支払う能力をもつ代理人 (man yaqūmu maqām-hu) を任命しておけば、彼は離村者とはみなされず、離村者扱いをされることはない。なお、もし代理人が耕作を全うできず、土地税ならびに諸税を支払うことができないような状態が生じたならば、代理人は、土地保有者 (sāhib al-asl) の逗留先を報告しなければならない。報告後、国家によつて、土地保有者に対して帰村を促す連絡が行き、そのなかで、逗留先の遠近に応じた帰村期限が指定される。こうして、土地保有者は、この期限までに帰村するか、彼自身によつて新たな代理人を任命するかしなければならない。そして、もしもこの帰村命令に従わない時には、県が彼の土地を処分し、土地は所定の土地譲渡文書税の支払いを条件に、

土地取得を望む者に与えられる。また、すでに第三条で述べたように、土地譲渡文書税を支払って土地取得を望む者がいない場合には、土地はそこでの耕作を希望する者に、一時に与えられる。しかしながら、こうした措置は、県によって土地保有者の行動を見極めた後に、そして、彼に指定された期限が経過した後に、取られなければならない。

さて、この法律が公布される以前に、村落住民が村を留守にしたり、家族を村に残して離村したことにより、土地耕作に対する管理が行き届かず、また、彼に代わって土地を管理する代理人を任命することがなかつたために、土地が第三者に占有(wad, yad)されてしまつたケースがある。こうしたケースについては、もし土地を放置していた期間が、この法律公布時点までに五年に達している場合には、土地を回収しようとする離村者の望みは聞き入れられず、第五条の規定に従つて、土地は現在それを占有している者の権利下に入る。しかしながら、放置期間が五年にならず、また、離村者に子供あるいは親族があり、彼らが耕作能力を有し、かつ、土地の取得を望むならば、土地は彼らに与えられる。⁽²⁾』

最後に、土地保有者 (man kāna la-hu aṭyān athariyya) である村落有力者 (mashaykh)、村落住民 (ahālī)、あるいはその他の者が罪を犯し、罰として流刑を申し渡されたために、流刑地に赴くケースがある。こうしたケースについては、土地は、県によって、服役期間が終るまでの間、その間土地の耕作と土地税ならびに諸税の支払いが全うできるように、そこに居住している犯罪人の子供あるいは親族に与えられる。そして、彼の帰村とともに、土地は、服役前と同じ状態で、犯罪人に引き渡される。その際、彼の服役期間の長短は問題とされない。また、犯罪人が流刑地において死亡した場合には、残された土地は、第一条に従つて手続きが取られる。

1 修正サイード法第六条。

2 『』内の箇所は、修正サイード法において削除された。これに代わって、離村者の土地に関する手続きを定めた法令は、一一八一年（一八六五年）ラジャプ月二十五日付勅令である。cf. *la'iḥat al-aṭyān*, pp.20-1.

第八条⁽¹⁾

さて、ハラージュ地は、神聖なるイスラム法の原則に従う限り、何人もそれを相続したり、そこに抵当(rahniy)を設定したりすることはできない。しかしながら、国土の繁栄と文明の向上とに鑑みて、この法律の第一条において、死亡した親から男あるいは女の法定相続人への土地用益(Intifā' ahyān)の委譲を規定した。同様に、第一〇条において、ハラージュ地保有者に対して、保有地の用益を彼が望む者へ譲渡すること(Ifrāgh intifā' al-ahyān athariyat-hum)を認めた。さて、以上の規定に準拠して、今後、ハラージュ地保有者から彼が望む者へ、土地をガールーカ(ghāruqā)として抵当設定するなどが、県の承認を条件として認められる。そして、当該地は、土地保有者の名前を記載するという条件で、ガールーカによって当該地を取得した者の名義で租税台帳に登録される。

過去に抵当(rahniy)設定された土地については、もし抵当設定から一五年が経過し、その間当該地が債権者によって占有されている(mawqu'a'an 'alay-hu yad al-murtahin)場合には、当該地に関するいかなる訴えも聞き入れられない。(つまり当該地の保有権は債権者に移転される。)なお、もし抵当設定から一五年が経過しておらず、また、政府の承認なしに土地が抵当に入れられている場合には、県の承認のもとで、抵当についての正式文書(sandād diwāniy)が新たに作成され。いつして、現在まで継続している抵当をかつて設定した者はすべて、所期の手続きを踏んだことを証明するために、文書を書き直すことになるが、この書き換えは、この法律の公布から一年以内になされなければならない。そして、もしこの期限が経過した後になって、土地を抵当に入れ、(後に)債務(rahniy)を弁済することを望んだにも拘らず、債権者は土地の引き渡しを拒否した、と訴え出たとしても、起訴者が県の承認した正式文書を所持していない場合には、彼の訴えは聞き入れられない。このように、もし土地保有者が債権者に債務を支払ったとしても、彼が土地を取得できるのは、(正式文書によって)抵当設定が証明された後である。

ところで、抵当設定者が死亡し、後に第一条で述べたような相続資格者が残された場合には、彼ら相続資格者は、債務を弁済

する」とによつて、債権者から土地を取得する」とがである。もういふ、（この場合にも、）土地取得は、（正式文書による）抵当設定が証明された後である。また、抵当設定者が相続資格者を残さず死亡した場合には、土地は、彼の保有地（*athariyya*）として、その時点での当該地占有者（*wādi' al-yad*）のものとなる。その際、彼から土地譲渡とともに土地譲渡文書税が徴収されることはない。

これに対し、抵当に入れられた土地を占有している債権者が、相続資格者を残さず死亡した場合には、債権者が抵当設定者に対する債務は、国庫の権利下に入る。そして、その時点で、抵当設定者が債務を弁済することができる場合には、債務は抵当設定者から国庫へ支払われ、土地は抵当設定者に返還される。しかし、抵当設定者自身ならびに彼の親族が債務を弁済することができず、同時に、この債務を支払うことによって当該地取得を望む者がいる場合には、当該債権は土地取得を望む者の所有下に入るが、この場合、土地保有者から債権を取得した者へ新たな抵当設定がなされたと解釈され、国庫への税金は、この新債権者から徴収される。そして、土地保有者が債務を弁済することができるようになった時には、彼はこの新債権者に債務を弁済し、土地を取得することになる。

ところで、もし（債務を支払つて）土地を取得することを望む者が現われず、他方、土地保有者あるいは彼の親族が債務を分割弁済（*takhsis qimāt al-rahnīya*）する」とによつて、土地を取得することを望んだ場合には、県知事の判断に従つて、彼らが文書を作成し、債務の弁済を近い将来に行うことを保証する限り、この分割弁済（の望み）は受け入れられる。最後に、土地保有者あるいは彼の親族が、こうした分割弁済を望まないか、債務を弁済する能力がなく、同時に、すでに述べた如く、新たな債権取得希望者が現われない場合には、（耕作者の不在から）ハラージュ税（徴収）に支障をきたすことが予想される。しかし、こうした事態は、国家にとって許されるべきではない。そのため、この時点では、土地は国庫に回収され、国庫はそれを、所定の土地譲渡文書税支払いを条件に、（本来の）土地保有者と彼の家族（*a'ha*）を除く、適切と思われる者に与えることになる。

1 修正サイード法第七条。

第九条⁽¹⁾

さて、ハラージュ地保有者は、すでに指摘したように、保有地での耕作と用益享受の権利 (athariyya manfa'a al-zir'a) をもつてゐるが、現在同時に、保有地を賃貸借 (ijār) によって供与している。ところで、今後、こうした賃貸借契約 ('aqd al-ijār) は、一年から三年までの期間のものに限り認められる。そして、この期間が経過した後、もし賃貸人 (mu'ajir) が、賃借人 (musta'jir) との合意によつて、引き続き当該賃借人に土地が耕作されることを望むならば、それが両者の合意に基づく限り、上述した規定に従つて、一年から三年についての賃貸借再契約を結ぶことができ。その際、契約期間終了後、賃貸人あるいは賃借人が、契約の延長あるいは解消を強制されることはない。また、賃貸人が、契約期間終了後、土地を回収するか、他の者に、すでに指摘した如く、一年、二年、あるいは三年の期間賃貸しようと思む場合、彼の望みは叶えられる。といふのも、問題となつてゐるのは彼の保有地 (athariyya) であり、彼はそこでの用益権 (haqq al-manfa'a) をもつてゐるからである。

さて、賃貸借契約の規定を確認するために、今後、賃貸借あるいは共同耕作 (mushāraka) 契約は、正式文書 (sanad diwāni) に基づかなければならぬ。そして、この文書は、県庁によつて、「あるいは県庁から派遣された代表者立会いのもとで、郡の長官 (nuzzār al-aqṣām) によって作成されるが、こうした正式文書作成の理由は、賃貸借あるいは共同耕作 (sharikāt) において、当事者間に生じる些細な」たごたについて、住民の負担をなくすことである。ただし、郡の長官が個人の権限でこの文書を作成することが認められてゐるのは、当該地保有権 (athariyya) の帰属確認後、賃貸された土地が、賃借人一人あたり一フロッダーンから一〇フロッダーンまでの場合に限られる。それ以上の面積の賃貸借については、県庁において手続きが取られなければならない。』

また、賃貸人が、賃借人に對して、賃借された土地のうえに植樹をしたり、建造物を建設したりすることを許すことは、あつ

く禁じられている。そのため、たとえ賃貸人が賃借人に対してこれらのこととを許すことを望んだとしても、県知事あるいは郡の長官はこの望みを聞き入れてはならず、また、この旨を賃貸借文書に記載させてはならない。ともかく、土地の賃貸借で対象とされるのは、賃貸借あるいは共同耕作(mushāraka)契約期間中における、単なる土地耕作のみであり、共同耕作(mushāraka)に出された土地は、共同耕作人(sharik)の名義ではなく、土地保有者の名義で租税台帳に登録される。そして、賃貸借において、閑着と訴訟の原因となるこうした行為——つまり、土地保有者名義でない土地登録(訳者)——は避けられねばならない。なお、もし賃貸借契約が以上指摘した規定に背き、政府の仲介なしに結ばれた場合には、政府は、違反者に対して、法に基づいて、しかるべき処罰をする権利をもつてゐる。

1 修正サイード法第八条。

2 修正サイード法において、『 』内で示された、土地賃貸借文書作成に関する郡の長官の権限を規定した箇所が削除され、この権限は県庁に集中された。

第一〇条⁽¹⁾

昔から、ハラージュ地における耕作民(muzāri'in)は、耕作地における彼らの権利を、裁判所文書(hujaj shar'iya)に基づいて他の者に譲渡してきた。ところの、ハラージュ地の耕作民には、そいでの用益權(haqq intifa'-hu)を他の者に、それが自由意志でもって、譲渡する事が法的に認められてゐるからである。そもそも、イペラム法の原則に従えば、ハラージュ地の所有權は譲渡者にも被譲渡者にもなく(la mulk li al-musqit wa la li al-musqit la-hu)、それは國庫にあると規定されている。しかしながら、ハラージュ地の耕作民は、土地保有權(athar)、つまり耕作用益權(haqq manfa'a al-zir'a)をもつてゐるため、彼には、この用益に関する彼の権利を譲渡する事が法的に認められてゐるのである。

といひで、今後、土地がある者から他の者へ譲渡される時には、その譲渡は、その地方の裁判所、あるいは訴訟の判決権をもち、文書を作成する権限をもつ判事補佐 (*nūwāb*) によって発行される裁判所文書に基づいてなされなければならない。そして、この手続きは、被譲渡者の土地に対する権利はこの法律すでに指摘した規定および次に述べる規定に従うべき旨を確認した後、県庁による承認および文書作成許可を待つてなされる。(付け加えられるべき) 規定とは、譲渡完了後、文書のなかに以下の如き被譲渡者の義務に関する規則を記載すべきことを定めたことである。すなわち、堤 (*jusūr*)、用水路 (*tura'*)、水門橋 (*qanātīr*) の建設、あるいは道路、建造物その他灌溉府 (*maṣlahat al-rayy*) にとって必要なものを建設するために、土地を没収する必要が生じた場合、当該地が国家所有地ではない土地、つまり私有地 (*al-ṣayyān al-mamlūka*) ではなく、ハラージュ地である限り、国家は、この没収行為に対し、上記事業のために没収される土地に課せられていた土地税 (*mal*) を免除するという措置以外に、何の代償も支払う必要はないということである。しかしながら、没収された土地が私有地である場合には、その所有者に対して、代替地あるいは地価に相当する金額が与えられる。また、(当該文書のなかには、)それがハラージュ地であれ私有地であれ、土地被譲渡者あるいは土地購入者は国家が公布する法律と勅令に従うべきこと、および、村落住民に課せられる土地税ならびに諸税を支払うべきこと、が明記される。

こうして、今後作成されるすべての裁判所文書には、以上の諸規定が明記されるが、もし文書作成後、被譲渡者がこれらの規定に違反していることが明らかになった場合には、彼らの過ちを正し、これら規定に従った行動をとらせるようになければならない。また同時に、譲渡者、被譲渡者間の合意後作成される譲渡文書が、これらの規定に違反した形で書かれないよう注意しなければならない。最後に、この法律が公布された日付以後に作成された文書で、これら規定に違反している文書、また、所定の書類によらない譲渡、売買文書は無効であり、土地は譲渡者に戻され、同時に、法律に基づいて、両当事者ならびに判事 (*qādī*) は処罰される。

1 修正サイード法第九条。

第一^(一)条

この法律公布以前に作成された土地文書(hujaj al-ātyān)のうち、大きな裁判所の判事(al-qudāt alladhinā bi al-mahākim al-kibār)あることは、「訴訟を了決」文書を作成する権限が認められてる。高名な判事補佐(al-nuwāb al-shāhīn alladhinā kānū murkhiṣin fī al-murāfa'at wa al-dā'awā al-shar'iyya wa kitabat al-hujaj)として作成された文書は有効であり、それに基づいて手続きが取られる。『ハジラの文書』、勅令であると、その規定に基づいて手続きが取られるべきと公布された「裁判官法」(lā'iħat al-qudāt)の規定に従って、これらの文書が、上述した判事あるいは判事補佐の登録簿(sijil)に登録されていふからやん。

これに対する、小さな村落の判事補佐の如き、高名でない小さな裁判所の判事補佐(al-nuwāb al-ṣighār al-ghayr mash-hūrīn mithī nā'ib shar' balda ṣaghīra aw kaft)として作成された文書は無効であり、もし当該地が五年間に亘って占有(wad' al-yad)すれば、この文書は、大きな裁判所の判事あるいは高名な判事補佐によって書を直されねばならない。しかしながら、当該地が、現在の占有の書を換えれば、この法律が公布された日付から一年以内になされなければならない。しかしながら、当該地が、現在の占有者の名義でもって租税台帳に登録されてから、五年以上に亘って占有されている場合には、文書は書き直される必要はなく、この五年間の土地占有は、この法律の第五条の適用条件を満している。(つまり、取得時効の成立によりて、当該地の保有権は現在の占有者に移転される。)

しかし、土地が購入者によつて五年間に亘つて占有されておらず、また、彼の所持する文書が(文書作成)の権限をもつて判事補佐によるものではなく、小さな裁判所の判事補佐によるものであるが、規定に則つた文書がない場合、当該文書は、両当事者立会いの上で、大きな裁判所によつて書き直されねばならないのであるが、土地売却者がすでに死亡したか、離村したため

に、新たな文書を作成する」とができないケースがある。こうしたケースについて、これまでには、土地占有者 (*wādi'* al-yad) に對して異議申し立てをする者が現われるたびに、県がその真偽について調査を行つてきだ。しかしながら、今後は、この法律の第一〇条で指摘されたように、大きな裁判所、あるいは文書作成と訴訟判決を行う権限をもつ判事補佐によつてのみ、文書が作成されることになる。(従つて、これまでの県による調査は不必要となる。)

さて、灌漑府の要請によつて、ハラージュ地を没収し、そこに堤、用水路、水門橋その他建造物を建設する必要が生じるといふは避けられない。そして、こうした場合、灌漑府は当該地保有者に對して土地税を免除し、それは国家によつて負担されるといふになる。というのも、ハラージュ地の耕作民は、ハラージュ地保有權 (*athariyya*) として、そこでの用益權 (*haqq al-intifa'*) をもつてゐるが、それは、そこでの耕作を請け負つてゐる限りにおいてだからである。しかしながら、(こ)のように灌漑府はハラージュ地を没収できるとしても) おそらく、土地の全部あるいは一部が上述した公共事業のために利用されたハラージュ地保有者のなかには、そこでの耕作による用益から生計を立てていた土地が没収されたために、生活が苦しくなる者がであるであらうし、また、家族全員が一つの家計で生活してゐる者 (*al-ba'd min-hum min jumlat nufūs min al-'ā'ilā*) のなかには、公共事業による土地没収後に残された土地では、十分な生活を営むことができない者がいるのであらう。そりや、こうした弊害を取り除くために、また、文明の向上と國家の繁榮に鑑みて、管轄下の村落にこうした事態が生じたならば、県は以下の措置を講じなければならぬ。すなわち、もし県知事閣下が判断して、今後実施される公共事業によつて土地の全部あるいは一部が没収されたため、弊害としてある者の生活が苦しくなり、彼に對して没収地に代わる土地を供与する必要があると考えられたならば、中州に生じた新生地 (*atŷān al-jazâ'ir*⁽⁴⁾) を除き、保有者の登録されていないアブアーディーヤ地 (*atŷān ab'ādiya*) が村落内に存在する限り、それが(その時点⁽⁵⁾で) 競売 (*mazâd*) に掛けられてゐるか否かに関係なく、そのなかから彼に對して、県知事閣下が必要と判断する代替地が与えられなければならない。また、もし村落内にアブアーディーヤ地が存在せず、土地保有者によつて放棄された土地 (*atŷān matrûka*) が存在するならば、そのなかから彼に對して、代替地、あるいは代替地(として指定

された土地)のうち、彼の望みに従つて必要な面積の土地が与えられる。やひだ、村落内に放棄地は存在しないが、土地保有者から回収され、国庫の権利下に入つた土地が存在する場合には、そのなかから、土地譲渡文書税の徵収なしに、土地が彼に対し与えられる。このように、公共事業のために土地を没収された者が、その取得を望む当該村落あるいは隣接村落の他の住民すべてに先立つて、国家回収地取得の優先権をもつてゐる。そして最後に、村落内に上述した如き代替地として供与できる土地が存在せず、土地を没収された者が隣接村落内に代替地を望む場合には、すでに詳説した方法に従つて、土地が彼に対して与えられる。

ともかく、じうして、上記いづれかの方法で代替地として供与された土地は、その所属耕区(hawd)の税率でもつて課税されたうえで、その取得者の名義によつて(土地台帳に)登録され、取得者はそこでのハラージュ地保有権(cathariya)をもつといつなる。なお、公共事業のために没収された土地がハラージュ地ではない土地、つまり私有地である場合には、土地を没収された者に対して、代替地あるいは没収地の価格に相当する金錢が与えられる。

- 1 修正サイード法第一〇条。
- 2 『』で示された箇所は、修正サイード法において削除された。
- 3 家族共同保有地については、本法律第一一条を参照のこと。
- 4 中州に生じた新生地(atyān al-jazā'ir)については、本法律第一三一条を参照のこと。
- 5 放棄地(atyān mattūka)については、本法律第一二一条を参照のこと。

第一二条⁽¹⁾

ハラージュ地のなかには、そのうえで植樹、揚水車(sawāqī)設置、建造物建設が行なわれてゐる土地がある。」のような形

ド利用され、この土地の場合、その保有者(sâhib al-athâr)である植樹者あるいは建設者、そして彼の遺産相続人は、この種の土地に対する売買、贈与、その他すべて法によって所有権の内容について知られるべき處分権(sâ'ir al-tasarrufât al-shar'iyya min bay' wa hiba wa ghayr dhâlik min sâ'ir al-tamlikât)を行使する権利をもつてゐるが、この規定が実施されるのは、この法律公布を待つてやである。

過去においては、ハラージュ地保有者と、賃借人(musta'jir)、共同耕作者(mushârik)、あるいは質権者(alladhi akhadha bi al-rahn)との間に取り決めが交され、この取り決めがあつて初めて、土地のうえでの建造物建設と植樹が認められた。また、この取り決めに基づいて、当該地に建設されることになる建造物と、植えられることになる樹木の所有関係に関する、所定の裁判所文書が作成された。そのため、もし当事者間に取り決めが存在せず、また、植樹あるいは建造物建設について当該地保有者の合意が得られていない場合には、許可なく、そして取り決めもなく、植樹あるいは建造物建設をした者は、当該地保有者がそれを黙認したか否かに関係なく、神聖なるイスラム法に背いたことになり、イスラム法の原則に基づいて裁きを受けた。

ところで、今後、ハラージュ地保有者であれ、彼の委託人であれ、あるいは彼らの遺産相続人であれ、先述した規定に基づいて彼が所有権をもつとみなされるものを、ワクフとして設定することを望む場合、彼は、彼が建設した建造物や揚水車、また、イスラム法の規定に基づいて彼が決定権(haqq al-qarâr)をもつすべての所有物をワクフとして設定する権利をもつてゐる。ただし、ワクフ設定に際しては、県による許可が必要である。なお、建造物建設あるいは植樹が土地の一部になされ、全部にわたっていない場合、すでに指摘した如く、土地保有者が自由に处分できるのは、すべての土地についてではなく、当該地のうち、そこで植樹あるいは建造物建設がなされ得る土地についてのみである。

ところで、土地税(al-kharâj li al-mîri)の課税対象である土地をワクフとして設定するに關して、ワクフ設定によつて当該地からの土地税徴収は免除されるという見解がある。しかしながら、イスラム法の觀点から当該地をみると、ならば、土地税を免除することは許されていない。従つて、土地税免除を回避するため、当該地についてはイスラム法の原則が適用される。と

もかく、いかなる事情にあらうとも、國家への土地税とその他諸税の支払」、および、第一〇、一一条の二つの条文で指摘された規定は、履行されねばならない。そこで、この」とは、土地文書(hujā) へロクハ設定文書(waqfiyāt) のなかで明記される。

1 修正サイード法第一一条。

第一三條⁽¹⁾

‘al-ḥayr al-ṣāḥīḥ’、ト「アーディーヤ地と村落内に新たに生じた無主地 (al-ātyān allati tazharu ziyyādatan bi al-nawāḥī ‘an zimām al-mā’mūr al-ṣāḥīḥ) が、競売(mazād) に掛けられ、関係各方面 (‘umūmān li al-jihāt wa dawāwīn al-‘umūmat wa al-majālis) に対する公示によつて、(その取得を) 誓わすべての者は、この競売で値を競う (muzāyada) よう呼びかねられる。そして、競売が終了した時点だ、土地は落札者の名義で (土地台帳に) 登録(qayd) われ、落札者は当該地の保有権 (athariya) をもつゝことによつて、そこの用益 (intirā) を享受するといふもど、競売によつて決定された土地税 (amwāī) を支払うことになる。ところが、土地が落札者の名義で (土地台帳に) 登録された以上、彼は土地を開墾する」とに努め、それを耕作地にする義務があるからである。

ヒルムド、この法律公布の前であれ後であれ、前回の競売によって取り決められた金額以上の土地税を支払うことによつて、(現在の) 土地保有者からそれを取得しようという目的から、アブアーディーヤ地など(新たな) 競売を望み、すでに指摘した手続きでもってそれを落札せんとする者が現われた場合、彼のこうした望みは聞き入れられず、当該地は、(前回の競売での) 落札者の保有下にあり続ける。つまり、彼らは、すでに指摘した如く、当該地の保有権をもつゝことによつて、土地税を支払へ限り、そこでの用益を享受する。なお、落札者が不幸にも死亡した場合、彼の権利に関しても、第一条の規定が適用される。かくに、落札者あるいは彼の遺産相続人が、このアブアーディーヤ地を放棄すること(tark) を望む場合には、第一四条の規定

が適用される。

1 この条文は、修正サイード法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを規定した法令は、以下の二勅令である。一二八八年（一八七一年）ジョマーダー一月一日付勅令。一二九一年（一八七四年）ラビーウ一月一七日付勅令。cf. *la'ihat al-atyān*, pp.16, 28.

第一四条⁽¹⁾

村落登録地以外のアブアーディーヤ地 (atyān al-ab'ādiyāt allati tazharu ziyādatūn 'an al-zimām) は、競売に掛けられ、落札者の名義で彼らの保有地として（土地台帳）登録される (tataqayyadu la-hum athariyatūn) が、こうして競売によって土地を取得した者の中には、当該地を法外な金額で落札したとして苦情をもらし、それを返却することを望んだり、あるいはまた、土地を取得したもの、それを耕作する能力がないと訴え出る者がいる。このような場合、彼らは自らの希望で土地を取得したのであるから、彼らの訴えは聞き入れられず、落札によって決定された金額に従って、土地を占有していた年の土地税が彼らから徴収される。また、競売で土地を取得した者が、占有期間における土地税を支払ったうえで、当該地を放棄することを望んだ場合には、当該地は、県によって競売に掛けられるが、その際、当該地を放棄した者からの（新たな）申し込みは受け入れられず、以下の手続きに従って、彼以外の者に落札される。

すなわち、（新たなる競売までに）三ヶ月の期間が設けられ、（その間）各方面に対して必要な告示がなされる。そして、三ヶ月も残すところ一〇日となつた時、土地取得を望むすべての者が、自分自身でか、あるいは代理人 (wakil min tarf-hi) を通じて、県庁 (diwān al-mudiriyā) に出向き、県知事立会いのもとで一同に会する。こうして、所期の競売が催され、その時落札した者に、第一五条の規定に基づいて土地が与えられる。なお、所定の期日に、自分自身で県庁に出向くか、代理人を指し向ける

なかつた者が、後になつて競売への参加を望んでも、彼のこの参加希望は認められず、土地は落札者から回収されずに、（そのまま）彼に与えられる。

ふじりで、以上の手続基に基づいて、やぐての無主地 (al-ātyān allatī tażharu ziyādat^{an}) は」のように競売によつて分与され、土地取得者は当該地の保有権 (athariya) ももいじんだのであるが、競売が終了する以前に耕作期が到来し、（耕作者不在のために）土地が荒廃する心配がある場合には、土地の荒廃を防ぐために、その年の当該地耕作は、県知事の承認のもと、当該地に相応しい課税を条件に、村落有力者 (mashāykh al-nāhiya) と村民 (ahāl-hā) の手によってなされる」となる。そして、競売が終了したならば、先に指摘した手続きに従つて、当該地は落札者に与えられる。

なお、競売参加の申し込みを受理する場合、申し込み希望者の詳細な身辺調査をした後、耕作と土地税納入の能力があると確認された者についてのみ、これを受理しなければならない。そして、以上に該当しない者、つまり、県がその身辺を確認できない者については、競売開始以前に信頼できる保証がない限り、彼らの競売参加を認めてはならない。

- 1 この条文は、修正サイード法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを規定した法令は、第一三条の註で掲げた「勅令」。

第一五条⁽¹⁾

ふじ、耕区 (hijān mazrū'a) フジ増加地 (at�ān ziyyāda) が生じた場合、ヤシム土地税を課す必要がある。ふじりで、トエジプト地方 (aqālim bahriya) ルネルハバ、すぐての村落の土地は、ハウド (hijān, sing. hawd) と呼ばれてくる区画で区切られてくる。そこレ、一ヘクタール、およそ五〇ヘクターンから一五〇ヘクターンの土地面積からなつていて、他方、上エジプト地方 (aqālim qibli) での土地区分においては、下エジプト地方におけるハウドに相当する面積の区画に対しても、キバーラ

(qibāla) という単位が使われており、ハウドという単位は、およそ一戸、〇〇〇フュッダーン以上の巨大な規模の土地区画を意味している。

ところで、先述した如く、増加地に土地税を課す必要があるが、生じた増加地が、下エジプト地方においては一ハウドあたり、また上エジプト地方においては一キバーラあたり、一〇フュッダーン未満の場合には、当該地は、それが生じたハウドあるいはキバーラに土地を保有する者 (arbab al-ātyān aṣḥāb al-athar) に与えられ、そこには、当該ハウドあるいはキバーラと同じ率の税が課せられる。⁽³⁾ もうじゅ、の規定は、第一六条で述べられている事情の結果生じた増加地については適用されない。また、増加地が、ハウドあることはキバーラあたり一〇フュッダーン以上に及ぶ場合には、当該地は、増加地の面積 (miqdār al-ziyāda wa misāḥat-hā) その境界を明記し、それに基づいて競売と落札後の土地引き渡しが実施されるよう作成された競売ラベル (qā'imāt al-mazād) に従って、競売に掛けられる。そして、落札後、第一三一、一四条の規定に基づいて当該地は引き渡されるが、こうして競売によつて当該地を取得した者は、その保有権 (athariyya) を獲得することにより、そりでの用益 (intifā') を享受することになる。なお、競売実施中に、土地取得を望む者が現れないまま、耕作期が到来してしまった場合、土地は、もし彼がそれを望むならば、(その時点において) 当該地を耕作している者に与えられ、(その後も受け継が) それが所属するハウドと同じ率での課税を条件にそこで耕作に従事すべく、彼の名義で (土地台帳に) 登録される。ただし、(たとえ耕作期に入つたとしても、落札希望者を募るために) 県は、第一四条で述べた手続きに従つて、指定期日の到来までの間は、当該地についての競売告示を続けなければならない。

もし、荒廃してゐる土地、塩分を多く含んでゐる土地、冠水している土地など、耕作に不適当な、開墾を必要とするアブアード・ベーヤ地 (ātyān al-ab'aḍiyāt allati takūnu arāḍi-hā kharas^an māni'^an min al-zirā'a aw mustamlajā aw mustabħara wa muhtāja illā al-taṣlīḥ) ならば、もしそれを取得し、開墾後、土地税納入を条件にその耕作にあたりたいと望む者が現われたならば、の種の土地は、三年間の免税期間を設けられたうえで、こうした取得希望者に与えられる。そして、そい

には、(免税期間に統く)次の三年間には、当該地と等しい地味をもつハウドあるいはキバーラの課税額の半分が、そしてその後に、正規の税額が課せられることになるが、その時点で、当該地は彼の名義で(土地台帳に)登録され、彼は、当該地の保有権(*athariyya*)を獲得する)ことによって、そこでの用益(*intifā'*)を享受する。なお、上記特別税制措置が取られている期間、あるいはその後において、(その時点における)当該地課税額以上の税を支払うという条件で、当該地取得を望む村落住民が現わされたとしても、彼のこうした望みは受け入れられない。というのも、(その時点で)当該地を占有している者(*wādi' al-yad*)こそ、それを開墾した者であり、彼がそこに課せられた土地税を支払う限り、当該地は彼の保有地(*athar*)であるからである。そして、彼の当該地に対する権利については、これまでの諸条において述べられた、ハラージュ地に関する規定が適用される。

ところで、このように、(最初の)三年間は免税、(次の)三年間は半額税、しかる後に正規の税が課せられるという条件で土地を取得した者のなかには、(取得後)当該地の真実の地味を知り、それが開墾するのに相応しい土地ではないとか、それを開墾する能力が彼らにはないとかの口実を設けて、当該地を手放し、村落内の無主地(*atyan mustab'ada*)のなかから、当該地に代わる土地を望む者がいる。こうしたケースについては、村落内に無主地が存在し、それが競売に掛けられておらず、また、(その時点までに)その取得を申し出る者がいない土地であり、さらに、県が、代替地を望む者が提示する以上の条件で、その土地の取得を望む者がいないと確認したならば、県による代替地の調査と、(手放される土地の)真実の地味についての詳細な検討の後、こうした無主地のなかから、代替地が与えられる。もし県が、(手放される土地の)真実の地味についての検討と代替地についての調査を行わず、さらには、(その時点で)土地取得を望む者がいたにも拘らず、(代替地を望む者に)土地を与えてしまった場合には、県は、この点に関して、その責任を問われる。

なお、その代替を望んでいる土地が当該者によって取得された時から、代替地が(彼に)引き渡された時までに経過した年数は、以下の原則に従つて勘定されるものとする。すなわち、もし当該者がその代替を望む土地を免税で一年間占有した後、それを放棄し、代替地の取得を望んだとするならば、代替地は、一年間の免税、三年間の半額税、そしてかかる後に正規の土地税が

課せられるという条件で、当該者に与えられる。こうして、上述した（特別税制措置の実施という）条件で土地を取得した者がその放棄を望むならば、彼のこの望みは受け入れられる。しかしながら、たとえその占有期間が取り決めの定める免税期間であったとしても、当該者が土地放棄という土地引き渡し後の取り決めに違反する行為を行つたことに鑑み、こうした事態を防止するため、免税とされた占有期間についても、一年につき、一フニッダーンあたりその土地の（正規）土地税額の四分の一が、当該者から徴収されなければならない。そして、放棄された土地は、競売に掛けられることになる。

- 1 この条文は、修正サイード法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを規定した法令は、第一三条の註で掲げた「勅令」。
- 2 増加地 (atyan ziyāda, ziyādat al-atyān, ziyādat al-misāha) とは、不法な隕墮地をも含めて、村落内で新たに発見された、保有者が登録されていない可耕地である。
- 3 ハウド (hawd, pl. hīdān) とは、均等な肥沃度をもつ耕地区画であり、土地税の課税最小単位となつた。

第一六条⁽¹⁾

公益の増大と土地開墾を任務としている灌漑庁が、用水路を掘削したり、堤、水門橋などを建設するために、あるいは、公共道路や灌漑庁にとって必要とされる建造物を建設するという要請に基いて、ハラージュ地を没収する必要が生じた場合には、第一条で指摘された如く、当該地に課せられていた土地税は国家の負担によって免除されなければならないが、この免除措置は、申請に基づく（当局の）免除命令を待つて初めてなされる。その際、免除命令申請の前に、測量技師 (muhandisin) によって当該地が測量され、県がその測量の正しさを確認することが必要である。

同様に、今後、川の流れによってハラージュ地あるいはウシュル地 (atyān 'ushūriya) が浸蝕され、浸蝕が起きた村落に浸

蝕地の面積に相当する新生地(*jazira*)が発生しなかつた場合には、浸蝕地の測量後、(免除)命令の申請とその告示を待つて、国家の負担において、当該地に課せられていたハラージュ税(*mal*)あるいはウシヨル税(*'uslūr*)は免除される。なお、浸蝕が起きた村落の所属地と接した場所に新生地が発生した場合には、浸蝕による損失はこの新生地によって補償されるが、もし新生地の面積が浸蝕地のそれより小さいならば、新生地は浸蝕程度に応じて村落住民の間で分配され、不足面積分の土地税に限り、免除命令の申請とその告示を待つて、国家の負担において免除される。

ところで、今後、浸蝕地に関して以上の手続きが取られることになるが、この種の問題で、すでに裁定が下された事例については、かつての裁定は現在でも有効であり、それに基づいて手続きが取られる。また、浸蝕地に対する補償が終了した後、新生地に余分の土地がある場合には、この余剰地は、全村落住民参加による競売を通して、新生地に接する村落の住民で、それを望む者に与えられる。というのも、彼らこそ当該地取得の最優先資格者だからである。

1 修正サイード法第一二一条。

第一七条⁽¹⁾

さて、住民のなかには、かつて彼らの土地を、それが必要でなかつた時期に、裁判所文書(*mu'ajjishar'iyya*)に基づいて売却、譲渡したが、今や当該地が処分時よりも改良されたことから、売却価格が不適に安かつたとか、売却が強制的になされたとかと訴え出ることによりて、当該地を再び取得しようと望む者がいる。こうしたケースについては、当該地が五年以上の期間に亘りて(現在の)占有者(*wādi' al-yad*)によつて占有されている場合には、この点に関する訴えは聞き入れられない。同様に、占有期間が五年未満であるとしても、もし文書が、「裁判官法」(*al-iqāt al-qudat*)によつてこの種の文書を作成する権限が認められている裁判所によつて発行されたものであるならば、先述した如き訴えは聞き入れられない。しかしながら、以上に該当し

ないケースにつけば、彼らの訴えは受け入れられる。

1 この条文は、修正サード法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを定めた法令は、以下の「勅令」である。一一八一年（一八六五年）ラジャブ月三日付勅令。一一八二年（一八六七年）ショマーダー一月一九日付勅令。cf. *lā'ihat al-ātīyān*, pp.16, 20, 23.

第一八条⁽¹⁾

もし、村落のなかには、検地（misāha）時に検地の対象となつたのが少数の村落住民だけであつたという理由から、十分な検地（tawāri‘）が実施されなかつた村落がある。そのため、村落住民の土地が検地によって確定されず、（検地台帳に）記載された土地と記載されなかつた土地とが区別されずに、彼らによつて耕作され、年々地割り（qarāri‘）に基いて割り替えがなされてしまう。

もし、村落のなかには、検地台帳（tawāri‘）が紛失してしまつた村落がある。そのため、一方では、村落住民の一部が村を離れ、他方では、当該村落住民以外の耕作民（muzāri‘in）が五年以上もの過去に当該村落に現われ、そこに定住する」とよつて当該村落住民の一員となつたにも拘らず、検地台帳が存在しないために、先の村落の例と同様、土地が村落住民の間で持ち分（mā yukhassāṣu la-hu）として割り替えられてくる。そして、各村落住民の土地は、（年々変わる）耕作事情に応じて徵税簿（daftār al-sarrāf）に登録（taklīf）され、彼は、その年の登録に基づいて土地税を支払つてくる。

もし、以上のよつたな村落の住民につけば、次の二つのケースに分けて手続きが取られなければならない。第一のケースでは、土地が村落住民の間で年々割り替えられねばならない、租税台帳（daftār al-mukallafā）が村落住民によつて検地台帳（tārī‘）の名称で受け入れられている場合である。この場合には、村落有力者（mashāykh）や村落住民がこの租税台帳の記載内

容について合意している限り、この租税台帳は（本来の意味での）租税台帳とみなされ、（村落住民は、引き続きそこで）の登録に基づいて土地を保有することになる。）

第一のケースとは、土地が地割りに基いて年々割り替えられている場合である。この場合、もし村落有力者と村落住民が、この法律が公布された年について作成された租税台帳の内容に合意しているならば、今後、過去にみられたように、年毎に土地は割り替えられず、各村落住民の土地の租税台帳への登録は、年毎に変更されずに、引き続きこの租税台帳の記載内容に基いてなされる。そして、各村落住民の持ち分に対する権利関係については、この法律の諸条で述べられている規定が適用されることになる。ところが、この措置によつて、各村落住民の持ち分は、彼の保有地（*athar*）と認定されたからである。

また、上記租税台帳の記載内容について合意がみられない場合には、それに代わつて、すべての村落住民立会いのもとで、県によって新たに分割台帳（*daftar taqsim*）が作成され、その結果、その記載内容に基づいての合意と、村落有力者（*mashaykh*）ならびに村長（*umad*）の署名捺印が得られたならば、裁判所による確認を待つて、県はこの分割台帳を承認することになる。こうして、各村落住民の土地はこの分割台帳の記載内容に基いて租税台帳に登録されるが、彼が獲得したのはハラージュ地保有権（*athariya*）であり、彼の土地は、この租税台帳の登録に基いて、保有地（*athar*）として（土地台帳に）彼の名義で登録される。その結果、すべての村落住民は、彼の保有地の境界を知ることになる。なお、将来検地（*al-misâha al-'umûmiyya*）が実施される際にも、上述した土地分割が参照され、土地は各村落住民の名義で（土地台帳に）登録される。しかし、今後新たな土地分割（手続き）は実施されず、すべての村落住民は、引き続き（その時点で確定された）租税台帳の登録に基いて土地税を支払うことになる。

1 この条文は、修正サイード法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを定めた法令は、第一七条の註で掲げた「勅令」。

第一九条⁽¹⁾

さて、過去において、ハラージュ地保有者のなかには、保有地のすべてあるいはその一部を、彼以外の者に、共同耕作（sharika）という形で、あるいは耕作援助を求めるために、供与する者がいたが、その供与された土地の租税台帳への登録が、土地保有者（ashab al-athar）ではなく、共同耕作者（sharik）の名義でなされるケースがあった。このため、租税台帳登録名義人が供与地に対する保有権を主張し、他方、本来の土地保有者はこの主張を否認するため、両者の間に紛争が起きることになった。さて、こうした紛争を解消させるために、この問題については、以下に述べるケースに従つた手続きが取られなければならない。

第一のケースとは、土地保有者と共同耕作者（シヤリク）がともに耕作に従事しており、土地が共同耕作者の名義で租税台帳に登録されている場合である。このケースについては、こうした耕作形態が明らかになり、調査によって確認された時点で、もしこの耕作形態が五年以上に亘つて行なわれているならば、土地は土地保有者と共同耕作者との間で分割されるが、それぞれの取り分けは、両者間における土地からの収穫物の分配率（muqassama fi al-mahsūl）に従う。このように共同耕作者が土地分配に与かる理由は、彼が五年以上の間土地の耕作に従事し続けることにより、必然的に土地の改良に貢献したためであり、同時に、共同耕作者名義による租税台帳への登録が、土地保有者の自由意志による承認のもとでなされたからである。なお、この耕作形態が五年を経過していない場合には、土地は土地保有者のものとしてあり続ける。

第二のケースとは、土地保有者が彼以外の者に土地を供与し、土地を供与された者が耕作に従事し、土地からの収穫物を取得し、税金を支払い、そして、供与地が、土地保有者の記載なく、彼の名義で租税台帳に登録されており、同時に、以上の代償として、土地を供与された者が、土地保有者に対して、年々現金その他で一定の支払いをなしている場合である。このケースについては、たとえこうした耕作形態が、土地保有者が耕作に従事できないという事情に起因するとしても、耕作者（muzari）は耕作に従事し続けることによつて、必然的に土地の改良に貢献し、また一方、土地保有者は土地から収入を得ているのであるか

ふ、もしこうした耕作形態が五年以上続き、同時に、土地保有者のもとに、彼が土地を回収することを望む時はいつでもそれができるという規定をかつて取り決めたことを示す書類がない場合には、耕作者から土地を取りあげることはできない。このため、土地は両者の間で分割されることになるが、その際、土地保有者の取り分は土地の三分の一であり、耕作者のそれは残りの三分の一である。そして、今後、両者の取り分の租税台帳への登録は、それぞれの名義で行ない、彼らは取り分の土地に対して保有権をもつことになる。なお、耕作者の土地占有 (*wad' yad al-nuzari'*) が五年に達しない場合には、すべての土地は土地保有者のものとしてあり続ける。

第三のケースとは、土地保有者が土地を自分個人のために自ら耕作しているにも拘らず、何らかの理由で、土地が彼以外の者の名義によって租税台帳に登録されており、一方、租税台帳登録名義人は、その登録にも拘らず、耕作に従事せず、土地から何の利益も得ていない場合である。このケースについては、登録名義人は、すでに指摘したように、土地耕作に何の関与もしていないのであるから、このような耕作形態が調査によって証明された時点で、土地は土地保有者のものとしてあり続ける。その際、登録期間の長短は問題にならない。そして、今後、土地の租税台帳への登録は、本来の土地保有者の名義でなされる。

第四のケースとは、^{シヤリーフ}共同耕作者が、土地保有者とともに土地耕作に従事しているが、この場合、土地が両者の間で分割され、両者の持ち分の土地は、それぞれの名義で租税台帳に登録されているケースである。このケースについては、もしこうした耕作形態が一五年以上続いている場合には、^{シヤリーフ}共同耕作者は、^{シヤリカ}共同耕作期間中土地の改良に努め、土地からの用益を享受してきた (*kāna mutammak̄ li al-manfa'*) のであるから、また、たとえ^{シヤリーフ}共同耕作者の耕作参加が、土地保有者の耕作と納稅における能力のなさと、^{シヤリーフ}共同耕作者の名義による租税台帳への登録が理由となつたとしても、それは土地保有者の自由意志でなされたことである以上、^{シヤリーフ}共同耕作者から土地を取りあげることはできない。そして、彼の取り分は、彼の名義で租税台帳に登録されている土地である。一方、土地保有者は、引き続き自分の名義で租税台帳に登録されている土地を保有することになる。なお、この点についての異議申し立ては聞き入れられない。ところで、こうした耕作形態が一五年続いていない場合

には、土地はすべて土地保有者のものとしてあり続ける。

第五のケースとは、共同耕作者と土地保有者との間で土地が分割されているが、すべての土地が土地保有者の名義で租税台帳に登録されている場合である。このケースの場合、共同耕作者の土地保有者との共同耕作は、土地における用益 (*intifā'a*) についてのみ行なわれている。そのため、たとえ過去においてこうした耕作形態が継続していたとしても、それは共同耕作の継続とはみなすことはできず、土地が彼の名義で租税台帳に登録されている限り、すべての土地は土地保有者のものとしてあり続ける。

ところで、この条文のなかで、さまざまのケースについて言及された手続きは、すべて耕作地 (*al-ard al-sawdā'*) に関するものであり、もし共同耕作者がそこに木を植えたり、揚水車 (*sawāqī*) や建造物を建設したりした場合には、神聖なるイスラム法に違反することになり、彼はイスラム法の原則に基づいて処罰される。

- 1 この条文は、修正サイード法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを定めた法令は、第一〇条の註で掲げた一勅令。

第一〇条⁽¹⁾

住民のなかには、彼らの（耕作）能力と土地に対する必要性に応じて他の者から供与された土地を占有し、共同して (*bi al-sharika*) それを耕作している者がいるが、当該地がこうした共同耕作者の一人の名義によって租税台帳に登録されている場合がある。つまり、彼らは、土地を占有してからこれまで、共同して (*bi al-sharika*) 土地耕作と納税を行ってきたのであるが、納税を一本化しようという合意から、当該地が、すでに述べた如く、共同耕作者の一人の名義で租税台帳に登録されたのである。

といひや、い)のよるな場合、もし当該地が租税台帳登録人の保有地 (athar) もないは私有地 (milk) でないならば、たゞえこうした耕作形態が五年に亘って継続してゐるとして、彼一人の名義による租税台帳への登録は認められず、当該地は、共同耕作契約 (sharika) の内容に従つて、共同耕作者の間で分割されなければならない。なお、その際、共同耕作者の間で、彼らのそれぞれの持分 (qimat mā yukhasṣu kullaⁿ min-hum fi al-ātyān) を認めた分割リスト (qā'immat qisma) が作成され、い) のリストは、共同耕作者による署名捺印、村落有力者による確認、裁判所での登録、共同耕作者によるその記載内容についての証言、もひに県での登録をへた後、県によつて承認されることになる。そして、共同耕作者が引き続き共同耕作 (qūmbāniya fi al-zirā'a) によって一人の耕作者のもとで耕作に従事したいと望む場合には、分割リスト (qā'immat al-taqsim) は) の彼らの代表者のもとに保管され、当該地は、各共同耕作者の土地保有者としての権利を保護するために、彼らの持ち分を明記したうえで、代表者の名義で租税台帳 (mukallafa) と納税者名簿 (jarida) に登録される。

もひも、各共同耕作者が自らの名義でそれぞれの持ち分を租税台帳に登録し、各自そこで耕作にあたりたいと望む場合は、い) の望みは受け入れられ、彼らは上記土地分割に基づいてそれぞれの持ち分において耕作に従事し、い) の耕作地は、彼ら個人の名義でもつて保有地 (athar) として (土地台帳に) 登録される。

といひや、い) のように共同耕作者が土地分配に与かるのは、彼らが長年に亘つて当該地を占有してきたからにはかならない。そして、もし共同耕作者 (shurakā') の一人が死亡したならば、ハラージュ地の権利に関する問題として、この法律の第二条の規定に基づいて手続きが取られる。なお、当該地が共同耕作者の一人の保有地 (athar) として、彼の名義で租税台帳に登録されている場合には、土地は) の土地保有者 (sāhib al-athar) 個人のものであり、彼の共同耕作者 (sharik) は、耕作をもつてしたからといって、土地をも彼と分かち合つといはない。

1)の条文は、修正サイード法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを定めた法令は、第

一七条の註で掲げた二勅令。

第二二条⁽¹⁾

軽重兵 (indādiya) やあらうが予備役兵 (al-`asākir al-muhaqqirin min al-safariya) やあらうが、この法律の施行前あるいは施行後に、彼らの村へ帰還し、そこに居を構えた兵士 (jihadiya) のなかには、生活のために土地を取得することを望む者がいる。このような場合、もし彼らが職 (kārāt) をもつ者であるか、彼ら自身あるいは彼らの両親、兄弟が土地を保有し、彼ら全員が生計を一つにしている者であるならば、彼らには土地を取得する権利はない。これに対して、職をもたず、彼ら自身、両親、兄弟が土地を保有していない者については、兵卒 (anfār) には一人あたり二フサッターンの、下士官 (qubbāt al-ṣaff) には一人あたり三フサッターンの土地が与えられる。

『なお、与えられた土地が、その保有者によつて自由意志でもつて放棄された土地、相続資格者を残さずその保有者が死亡したため国庫に回収された土地、当該兵士が居住する村落内に新たに生じた増加地、等からなる耕作地 (atayān al-ma'mūr) である場合には、当該地は、こうした耕作地に課せられるべき土地税の徴収を条件に与えられる。なお、彼らに国庫回収地が与えられる場合には、耕作地として相応しい土地税が課せられる以外に、彼らから土地譲渡文書税が徴収されることはない。また、彼らにアブアーディーヤ地が与えられる場合には、この種の土地が土地台帳に登録されていない (mustab'adā min al-zimān)、村落所属耕地 (ma'mūr) の外れに位置している未開墾地であり、それ故、耕作地 (ma'mūr) と異なり、耕区 (ridān) に課せられるべき土地税をそこから徴収することは不可能である」とに鑑み、そこへの課税は、彼らの負担を軽くし、彼らの生活を確保するため、県が適当と判断した額に基づいてなされる。なお、村落内に以上の如き（兵士に供与しれる）土地が存在しない場合には、彼らの土地取得権を満すために、もし隣接村落にこうした土地が存在するならば、そのなかから、所定の土地が彼らの生活のために与えられる。

ところが、この法律公布以前に連隊 (*alāyāt*) から村へ帰還した兵士のなかには、(現在では第三者の占有下に置かれている) 彼自身あるいは彼らの両親や祖父の土地に対し、その保有権 (*athariyya*) を主張する者がいる。しかし、該地を放棄してしまった場合には、もし彼らが当該地を、第五条で指摘した如く、五年間に亘って放置しているならば、彼らのこうした訴えは聞き入れられず、彼らは、上述した手続きに従つて供与される土地で満足しなければならない。そして、今後軍役に赴くためにその保有地を放置せざるをえない者については、もし彼の代理人として、親族あるいはその他の者 (を任命し、彼ら) が当該地を耕作し、土地税その他諸税を支払うならば、当該地は彼のものとしてあり続ける。これに対して、もし土地耕作が代理人によってなされないならば、当該地は、親族であれ、他の住民であれ、土地税支払いを条件にそれを耕作する者に与えられるが、その際、他の住民に先立つて、親族が土地取得の優先権をもつ。そして、その後軍役から帰還した際には、当該兵士は、その間それが親族によって占有されていたかその他の住民によつて占有されていたかに關係なく、再び当該地を取得することになる。なお、その際、軍役赴任期間の長短は問題とはならない。』⁽²⁾

1 修正サイード法第一三條。

2 『 』で示された箇所は、修正サイード法において削除された。兵役に赴く者が村落に残した土地の管理について、新たに手続きを定めた法令は、一一一八年 (一八六五年) ラジャプ月二十五日の勅令である。cf. *lā'ihat al-ātyān*, p.21.

第二二⁽¹⁾条

もし、一一七四年に各方面に向けて勅令が公布され、そのなかで、住民は保有地のうち、耕作が可能なだけの土地を選択し、耕作が不可能な土地については、それを自らの希望によつて放棄 (*tark*) できること、そして、放棄された土地は、政府の命令によつてそれを望む者に与えられることが規定された。いふほど、() の点に関する調査書 (*kushūfāt*) が (当局に) 届けら

れ、耕作が不可能であると申し立てられた土地に課せられていた土地税は、住民による土地放棄が自らの希望と意志に基づくものである限り免除された。そして、当該地は、(政府の)命令によって、耕作と納稅を条件に放棄者以外の者に与えられたが、こうした土地保有権 (athariya) の移転は、その旨手続きを定めた勅令の公布を待つて初めて成立した。

ところで、(今後) もし自由意志で土地を放棄した者が、当該地のすべてあるいは一部を再取得することを申請したとしても、彼のこの申請は聞き入れられない。すなわち、彼には放棄地を再取得する法的権利はなく、当該地のなかから、第一二一条で指摘した兵士に対して、必要な土地が与えられる。

1 この条文は、一一八一年(一八六五年)にハラージュ地の放棄が禁止されたといふから、修正サイード法においては削除されていふ。

第1三[¹]条

ナイル川の通常の流れと、時には東から西へ、また時には西から東へと転移する川の流れの変化によって、两岸の土地が浸蝕を受け、また、新生地 (jazā'ir mustajadda) が生じる。このため、これまでにも、この新生地をめぐって争い事が起り、こうした紛争は、この点に関する昔からの取り決めに従つて裁かれてきたが、この法律以前に下されたこうした判決は破棄されず、そのままの形で現在でも有効である。しかしながら、今後については、新生地に関する裁きは以下の三つのケースに従つてなされることになる。

第一のケースとは、ある村落の土手 (al-ātyān al-'ulw) が浸蝕され、同時に、新生地が、他の村落の土地の境界と接するとともに、浸蝕を受けた村落の土地とも接している場所に生じた場合である。この場合、浸蝕地は新生地によつて補償されるが、もし新生地の面積が浸蝕地のそれより小さいならば、不足面積分の土地に課せれていた土地税は、この法律の第一六条で指摘し

た如く、國家の負担でもつて免除される。これに對して、新生地の面積が浸蝕地のそれよりも大きい場合には、浸蝕地が新生地によつて補償された後、残りの土地は、競売によつて、新生地と境界を接する村落の住民で、それを望む者に与えられる。なお、新生地が、浸蝕を受けた村落ではなく、別の村落の土地と接する場所に生じた場合には、もし新生地が生じた村落の土地が浸蝕を受けなかつたならば、その新生地は（それが境界を接する村落住民の間で）競売に掛けられ、落札された土地は、落札者が所属する村落の土地台帳に記載される。

第二のケースとは、新生地が川岸と接しない形で生じ、この新生地に對面する村落の課税対象となつてゐる土手が浸蝕された場合である。この場合、浸蝕地については、その面積が測量され、そこに課せられたいた土地税は國家の負担で免除されるもの、新生地（のすべて）は、（浸蝕地のために補償されることなく）境界がそれに對面してゐる村落の住民の間で競売に掛けられ、落札者に与えられることになる。そして、落札された土地は、落札者が所属する村落の土地台帳に記載される。

そして、第三のケースとは、耕作地 (*ayyān al-mā mūr*) の浸蝕を伴わないで、川の中に新生地が生じた場合である。この場合には、新生地は、上述した手続きでもつて、新生地に對面してゐる村落の住民に對して競売を通して与えられ、落札者が所属する村落の土地台帳に記載される。

ところで、こうして生じた新生地が、その後川によつて浸蝕を受けた場合には、測量によつて浸蝕面積が明らかになつたならば、そこに課せられていた土地税を免除すべき旨の申請が出され、（免除）命令の告示を待つて、浸蝕地保有者に對して土地税免除手続きが取られる。これに對して、新生地に増加地 (*sijāda*) が（新たに）生じた場合には、この増加地は競売に掛けられることなく、新生地と同じ税率による課税を条件に、新生地保有者の名義で（土地台帳に）登録される。なお、落札されたすべての新生地は、落札者の保有地 (*athariya*) として（土地台帳に）登録され、それについては、ハラージュ地に言及した諸条の規定に基づいて手続きが取られる。

1 修正サイード法第一四条。

第一四条⁽¹⁾

さて、イスラム法の原則に従えば、アワースィー地 (*al-ātyān al-awāṣī*) とば、本来ハラージュ地であったものが、ハラージュ税の徵収とその国庫納入という業務遂行の代償として、徵稅請負人 (*multazimīn*) に対して与えられた土地であった。そのため、もし徵稅請負人が死亡したならば、当該アワースィー地は国庫に回収されるというのが、イスラム法の原則が定めるところであつた。

しかしながら、その後、一二七一年ラマダーン月一三日付ルーズナーメ局に宛てた勅令第一号において、男あるいは女のアワースィー地保有者が死亡したとしても、後に男あるいは女の相続資格者が残されているならば、当該地は国庫に回収されず、遺産相続人の名義で（土地台帳に）登録され、家系が跡絶えた時に初めて、それは国庫に回収されること、そして、アワースィー地保有者が死亡し、後に相続資格者が残されていない場合には、当該地は（国庫に）回収されること、が定められた。

ところで、以上の規定に準拠して、男あるいは女のアワースィー地保有者が死亡し、後に男あるいは女の相続資格者が残されていない場合には、彼らのアワースィー地は国庫に回収されるが、『こうして回収された土地は、第三条で規定されているように、所定の土地譲渡文書税支払いを条件に、国庫によつて再分与される。』なお、その保有者が死亡したためかつて（国庫に）回収されたアワースィー地で、（その後）耕作者 (*muzāri‘īn*) の占有下に置かれた土地については、彼らが引き続きそれを占有し、第五条の規定が適用されることによつて、当該地は彼らの保有地 (*athar*) となる。また、当該地の権利関係については、ハラージュ地の権利に言及した諸条の規定に基づいて手続きが取られる。

1 修正サイード法第一五条。

エジプトにおける私的 土地所有権の確立

2 『』で示された箇所は、修正サイード法において削除された。この点に関して、新たな手続きを示した法令は、一二一八年（一八六五年）ラジャブ月十五日の勅令である。cf. *lā'iħat al-ātyān*, p.21.

第五条⁽¹⁾

アレーヴィカ (rizqa) と呼ばれている土地は、ハラージュ地でありながら、その他のハラージュ税が免除されていた分与地 (iqṭā'at wa irṣādat) であった。

いわゆる、政府はこの種の土地にハラージュ税を課し、その代償として、その保有者に対して、ルーズナーメ局から年金(fa'iḍ) を支給することとしたため、リズカ地保有者は、これまで長期間に亘ってこの年金を取得している。同時に、この措置によって、リズカ地は、ハラージュ地としてそのワクフ設定が禁止され、イスラム法の原則が定める他のハラージュ地と同じ国家所有地 (ātyān kharājiya miriyā) とされた。そのため、リズカ保有者 (al-jīha al-marbūt 'alay-hā al-rizqa) が享受するは、政府が支給する年金のみであって、彼らには、土地に対する法的権利は残されていない。また、それがワクフとして設定されたようがいまいが、アワースキー地を占有しているすべての者は、国家に対してハラージュ税を納めなければならない。しかし、当該地は占有者の保有地 (athar) として（土地台帳に）登録され、彼は、他のハラージュ地についてと同様、第五条で規定されている期間内において（セイドの）用益 (manfa'a) を享受することができる。

なお、ハラージュ税を免除された免税リズカ (rizqa in-āmān bilā māl) について授与され、勅令と地券 (al-taqāsīt al-diwāniya) に基づいて、その占有者がそこでの開墾と耕作にあたった、アブアーディーヤ地と呼ばれている土地は、上述したりズカ地の範疇には含まれない。つまり、この種の土地はその保有者の私有地であり (mamlūka li arbāb-hā)，彼らはそれを、売買、ワクフ設定、贈与など、イスラム法が私有財産 (am'lāk) の処分についての所有者 (mūlāk) に対して認められるすべての権利に基づいて処分することができる。したがって、この種の土地の権利関係については、上述した如く、その保有者の私有

地としての手続きが取られることになる。

1 この条文は、修正サイード法において削除された。その理由は、この条文においてリズカ地が最終的に廃止されたからである。

第一二六条⁽¹⁾

一二七三年ドゥ・アル＝カアダ月二八日に勅令が公布され、そのなかで、情報提供によって村落内に新たに発見された増加地 (zīyāda) が、もし彼が正規の税を支払う条件でそれを取得することを望むならば、情報提供者 (mukhibir) に与えられること、そして、たとえ (情報提供時点でそれを) 占有していた者 (wādi' al-jad) あるいはその他の者が、この増加地を取得したいと申し出ても、彼らからのこうした申請は受け入れられず、その存在が確認されたならば、当該地は情報提供者に与えられること、が定められた。こうして、上述した方法で新たに発見された土地は、正規の税を支払うという条件で、その存在を報告した者の土地に付け加えられ、彼の名義で (土地台帳に) 登録されることになった。

ところで、この問題について、立法委員会 (majlis al-ahkām) において討議がもたれ、そこでの議決に基づいて、県宛てに告示が出され、そのなかで、すべての村落有力者、アブアーディーヤ地保有者あるいはその管理人 (nuzzār)、ならびに、ガルーカ、共同耕作 (sharīka) あるいは賃貸借 (ijār) によって土地を占有している者に対して、彼らの土地に増加地が存在するか否かを尋ね、(もし増加地が存在し) 彼らがそれを取得することを望み、その旨申請するならば、当該地は課税を条件に彼らに与えられるべきこと、同時に、そこでの検討と必要な手続きをへるために、この点に関する調査書 (kushūfāt) を立法委員会に提出すべきこと、が命じられた。そのため、後になって、(前記告示に基づいて) 報告しなかった増加地について、その占有者あるいはその他の者がその取得を望んだとしても、当該地は彼らに与えられず、すでに指摘した如く、正規の税を支払うこと

を条件に、その存在を報告した者に与えられる。なお、新生地 (*at-yān al-jazā'ir*) については、以上の規定は適用されず、そこで生じたすべての増加地は競売に掛けられる。また、浸蝕地に対しては、そこに課せられていた土地税が免除されるが、この点については、(「れまやん」) ハシブト総督閣下 (*al-a'tab*) の（免除）申請の提出を待つて、（免除）勅令が公布され、それに基づいて手続きが取られてきた。もしくは、近郊に生じた増加地についてもまた、（上述した如き）その他の増加地についての規定は適用されず、新生地についてと同様に、そこで生じた増加地は競売に掛けられる。

ともかく、こうして、その保有者が増加地の存在を否定した全県の土地において、情報提供によって発見された増加地は、先述した（別の）手続きをへる新生地および近郊に生じた増加地を例外として、それが発見された時点で、県による測量を待つて、その情報提供者に与えられることになるが、情報提供者にそれを与える方法、また、それを土地保有者の手元に残すか、情報提供者に与えるかの基準となる発生増加地の規模について、今後の手続きを明確にするため、以下のように規定する。

ある者の保有地において、その保有者以外の者によって増加地の存在が報告されたが、当該保有地面積が例えば二四キーラート (*qīrāt*) であつたと仮定して、もし増加地が一キーラートであるならば、その増加地は、当該保有地と同じ税率による課税を条件に、（増加地が発見された土地の）保有者の名義で登録され、情報提供者は土地は与えられない。その理由は、一キーラートという（増加地の）面積は、二四キーラートという土地面積のなかでは誠に小さな割合だからである。ただし、増加地の面積が二四キーラートあたり一キーラート以上である場合には、その増加地はすべて、それを報告した情報提供者に与えられる。つまり、増加地供与手続きとその基準は、（増加地が発見された土地の）保有者が保有する土地面積規模と、増加地がこの保有面積につき、二四キーラートあたり一キーラートの割合をもつ面積であるか否かに基づき、もし増加地の面積が二四キーラートあたり一キーラートを越えないならば、増加地は当該土地保有者のものとなり、合計して一キーラートを越える場合には、増加地のすべて、すなわち二四キーラートあたり一キーラート以上の割合をもつ土地は、情報提供者のものとなるのである。なお、すべて同一人の名義で登録されてはいるが、それが各所に散在している地所 (*qīta'*) からなるある者の保有地に、増加地が

発見される場合がある。こうした場合については、たとえ増加地が各所に散在する地所に生じたとしても、（一人の土地保有者の）保有地に対する増加地の割合が、「四キーラートあたり一キーラートを越えるならば」、その増加地は、発見された地所ごとに、情報提供者に与えられる。しかしながら、情報提供者が、増加地がこのように遠く離れた各所に散在している地所にあると、いう理由から、それを取得することを望まない場合には、この増加地は、その耕区(hidān)の税率で課税されるという条件で、

そこでの（現実の）耕作者である当該土地保有者の名義で登録される。さらに、当該土地保有者がこうした条件で増加地の取得を望まない場合には、それが荒廃することを防ぐために、この増加地は、県によってそれを望む者に与えられる。

さて、以上述べた手続きは、今後、既述した順序に従つて実施されなければならないが、増加地に関する問題で、過去に手続きが取られ、すでに裁定が下されている事例については、その裁定は破棄されず、（現在でも有効である。）また、上述したすべての手続きの実施を必要としているのは、今だ検地(misāḥa 'umūniya)が実施されていない県である⁽³⁾。検地がすでに実施された県については、もし検地によつて登録された土地のほかに増加地が存在するということを報告する者が現われ、そして、それが先述した（供与）条件を満すものであるならば、当該増加地は、正規の税支払いを条件に情報提供者に与えられ、彼以外の者には与えられない。同時に、県は、不正確な検地を行い、増加地は存在しないと報告した者を訴え、法律に基づいて彼らに対してかかるべき処罰を加えなければならない。なお、増加地を取得したすべての者は、保有地(athar)としてそこでの耕作用益権(manfa'a al-zirā'a)を享受することになり、彼に対しては、ハラージュ地の権利について定めたこの法律の諸条の規定が適用される。また、新生地に生じた増加地あるいは浸蝕地については、この法律の第二三一条の規定に基づいて、必要な手続きが取られる。

1 この条文は、修正サイード法において削除されている。その理由は、そこにみられる規定は、以下の三つの法令によつて廃止されたからである。一一七八年（一八六一年）ジュマーダーI月一日付勅令。一二九〇年（一八七三年）ラビーウI

月六日付勅令。一一九一年（一八七三年）ラビーウ一月一七日付勅令。cf. *lā'iḥat al-ātīyān*, pp.16, 18, 28.

2 一フエッダーンニ一四キーラーム。

3 リヒで問題となっているのは、本条文で言及されている立法委員会の議決に基いて公布された告示であろう。つまり、上記立法委員会の告示は、サイード検地の実施命令そのものではないとしても、それと関連して公布されたものと考えられる。そして、この事実は同時に、本条文で増加地として言及されている土地は、主に不法な闊置地であるというふうを示している。なお、サイード検地については、本稿第三章第一節、註(5)を参照のこと。

第二十七条⁽¹⁾

さて、第三条において、国庫による土地分与の際徵收される土地譲渡文書税(rasm sanad)は、一フエッダーンニ一四キルシュである、と規定された。ところが、第一条の規定に基づいて国庫に回収された土地のなかには、近郊の土地(atyān al-dawāhi)である場合がある。そして、この種の土地は都會(banādir)に近く、栽培作物が多くにわたつているといふから、都會から遠く離れている村落の土地に比して、その取得を望む者は多い。そして、このように国庫からそれを取得することを望む者が多いために、ある者に対し近郊の土地が与えられたもの、(都會から遠く離れた土地を与えられた)他の者が、(そのため)損失を受けたと感じ、苦情を申し立て、彼もまたその近郊の土地を要求することがある。その結果、近郊の土地をめぐつて、取得希望者間に争い事が起ることになる。

さて、こうした取得希望者間の争い事を解消し、紛争を解決するために、今後、国庫に回収されたすべての近郊の土地は、競売の場で当該地譲渡文書税額を競わせた後初めて、分与されなければならない。その際重要なことは、一フエッダーンあたりの土地譲渡文書税額は、二四キルシュ以上でなければならないということである。こうすれば、競争者は少くなり、他の競争者がすべて手を引いた後、落札した者が当該地取得の最優先資格者である。そして、落札価格に従って土地譲渡文書税が徵收さ

れた後、第三条で指摘した如く、落札者に対して土地譲渡文書が発行される。なお、その際、競売を開催する県は、当該地を取得し、耕作することを望む者の能力に注意し、また、落札者に対しては、他のすべてのハラージュ地耕作民と同じ取り扱いをしなければならない。

1 この条文は、修正サイード法において削除されている。ここにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを示した勅令は、前条文の註で掲げた三つの勅令である。

第一八条⁽¹⁾

さて、第三条において、相続資格者を残さず死亡したため回収された土地は国庫から分与されること、また、国庫から当該地を取得する者は所定の土地譲渡文書税を支払うべきこと、が規定された。

ところで、今後、第一条で指摘されているように、ハラージュ地保有者が、（彼の死後）当該地占有の資格をもつ法定相続人を残さず死亡したにも拘らず、この回収されるべき土地が生じた村落の有力者（mashaykh）と村長（umad）とから政府に対して、この死亡者についての報告がなされず、当該地が、土地譲渡文書税の支払いを避ける目的から秘密裡に占有され、後になって、この事實を国家に報告する者が現われるような場合がある。このような場合、この情報提供者の出現がハラージュ地保有者の死後（すでに）六ヶ月たっており、また、この事實が県によつて確認された時点で、もし情報提供者がそれを耕作し、そこでの用益を享受するために当該地取得を必要とし、かつ、県が、彼について耕作と土地税その他諸税納入の能力ありと判断するならば、情報を提供したという功労によって、情報提供者が当該地取得の最優先資格者である。そして、彼は所定の土地譲渡文書税を支払い、（当該地を取得することになる。）

しかしながら、情報提供者が当該地を必要としないか、あるいは、彼について耕作と土地税その他諸税納入の能力がないと判

断された場合には、当該地は、県によって、回収ハラージュ地について定められた手続きに従つて、所定の土地譲渡又書税を支払う者に分与される。また、情報提供者に対しては、情報提供の報酬として、政府から、当該地に課税される一年分の土地税額につき、一〇〇キュルンユあたり一キュルンユの金錢が、その年に限り与えられる。そして、この金錢は、国家の負担によって、アブアーディーヤ地收入から賄われる。さらに、県は、ハラージュ地保有者の死亡と彼の保有地の（国庫）回収について報告を怠つた者の調査を行い、原因究明後、その関係者を法に基づいて処罰する。

1 この条文は、修正サイード法において削除されている。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを定めた法令は、第一六条の註で掲げた三勅令である。

〔結語〕

勅令の主旨に従い、（土地法作成委員会）出席者各位の意見をもとに、この法律は作成された。

ところで、この法律の諸条において定められた規定は、（現在我々が）目の当たりにし、それについて注意を喚起すべき土地問題にその根柢をもつているものの、こうした土地問題は頻発しており、また、その性格は、それが発生した情況に応じて誠に多岐にわたっている。とはいって、この法律作成において意図されたところは、この法律を、ひとたび適用されたならば、（それ自体完結した）一つの法律として、土地問題を裁くための最終的規範とすることであった。そのため、（今後）この法律の規定でもっては裁けない問題が生じ、さらに、それが生じた県の当局（jiba）によって、当該問題が確認され、（実際）この法律でもってはそれを裁くことはできないと判断されたならば、この事実は立法委員会に提示される。そして、立法委員会が当該問題を裁くのにこの法律の規定で十分であると判断した場合には、当委員会は、県に対してその踏むべき手続きを通達する。これに対して、当委員会が、当該問題およびそれと類似する問題を裁くために、新たな条文をこの法律に付け加えることが必要であると

判断した場合には、（立法委員会での）原案作成、特別諮問委員会での討議とその内容の決定をへた後、この補則条文は、特別諮問委員会からエジプト総督閣下のもとに回され、御意によつてその実施が適当であると裁断された時点で、この法律に付け加えられ、全県に対して、それに基づいて手続きが取られるよう通達される。同時に、当該補則条文およびこの法律の規定に基づく手続きは、すべての者に対して（平等に）、また、その規定に違うことなく取られなければならない。そして、この法律の規定に違反した者はすべて、裁判に掛けられ、法に従つて処罰されることになる。

ともかく、こうして、土地法を作成せよとの御意は、ここに、現在の形で達成されることとなつた。そして、この法律は、エジプト総督閣下の御前で読み上げられ、閣下の承認といれを実施せよとの勅令公布を待つて、印刷にあされ、全県、各関係当局（al-mudiriyāt wa al-muḥāfaẓāt wa al-majālis wa dawāwīn al-‘umūmāt），そして法執行者すべてに向けて告示された。

この法律は、カイロ、ブーラークにある大印刷所において、イスラム暦一二七五年の幕開けである神聖なるムハッラム月の初頭に、偉大な予言者の御加護をもつて印刷された。ムハンマドその他予言者たちに、神の御加護と平安あれ。

（一九八一・一・七 脱稿）